

八尾市第6次総合計画

八尾新時代しあわせ成長プラン

2021年▶2028年

八尾市第6次総合計画

2021年▶2028年

八尾市



つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市八尾



八尾市



八尾市



「八尾新時代しあわせ成長プラン」 ～つながり、かがやき、しあわせつづく、 成長都市 八尾をめざして～

本市では、昭和41(1966)年以来、5次にわたってまちづくりの指針となる「総合計画」を策定し、住みたい・住み続けたい八尾のまちをめざし、市民のみなさまとともにまちづくりを進めてまいりました。

近年では、少子高齢化に伴う人口減少のさらなる進行や、社会情勢の急激な変化、また景気の変動に加え、頻発する大規模自然災害への不安から、安全・安心や健康に対する意識の高まりとともに、コミュニティのあり方やライフスタイルが多様化し、本市を取り巻く環境も変化してきました。

さらに、令和2(2020)年1月以降の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の世界的な流行は、デジタル化を急進させ、人々の生活や意識に大きな変化をもたらしました。

こうした中で、これまでのまちづくりの成果や課題を踏まえ、良いところは伸ばし、改めるところは改めるといった考えのもと、世の中の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、新たな時代にふさわしい八尾のまちをめざし、令和3(2021)年度から令和10(2028)年度までの8年間を描き、市民が行政とともにまちづくりを進めるための指針となる八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定しました。

将来都市像として、『つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾』を掲げ、今後、この将来都市像の実現に向けて、八尾にかかわる「市民」が「しあわせ」を感じながら、すべての市民に光があたり、誰一人取り残さないよう、市民と行政の協働のもと、様々な取り組みを総合的かつ着実に実施し、まちの「成長」につなげてまいります。さらに、その取り組みが八尾だけでなく国際社会全体にもつながるようなまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、みなさまにおかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました八尾市総合計画審議会のみなさまをはじめ、意見交換をしていただいた高校生・地域のみなさま、アンケート調査に貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民のみなさまに対し、心よりお礼を申し上げます。

令和3(2021)年2月

八尾市長 大松 桂右



基本構想 1

第1章 総合計画策定の目的 2

第2章 総合計画策定の視点 3

1. 人口減少と少子高齢化の進行 3

2. 安全安心な暮らしと健康への関心の高まり 4

3. 地域コミュニティのこれから 5

第3章 八尾市の将来について 6

1. 将来都市像 6

2. まちづくりの目標と取り組み方向 8

3. まちづくりの推進方策 11

(1) 横断的な視点によるまちづくり 11

(2) 共創と共生の地域づくり 12

4. 推計人口と想定人口 14

第4章 総合計画の構成と推進 16

1. 総合計画の構成 16

2. 総合計画の推進 17

前期基本計画 19

第5章 まちづくりの実践 20

1. 横断的な視点によるまちづくりの実践 20

2. 共創と共生の地域づくりの実践 21

(1) 実践の方針 21

(2) 実践の体制 23

第6章 施策について 24

1. 施策の体系 24

2. 施策の見方と取り組み内容 25

施策 1 切れ目のない子育て支援の推進 26

施策 2 就学前教育・保育の充実 28

施策 3 子どもの学びと育ちの充実 30

施策 4 子ども・若者*の健全育成と支援の推進 32

施策 5 やおプロモーション*の推進 34

施策 6 歴史資産*などの保全・活用・発信 36

施策 7 みどり豊かな潤いのある暮らし 38

施策 8 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり 40

施策 9 地域経済を支える産業の振興 42

施策 10 就労支援と雇用機会の創出 44

施策 11 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実 46

施策 12 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり 48

施策 13 快適な交通ネットワークの充実 50

施策 14 魅力ある都市づくりの推進 52

施策 15 都市基盤施設の整備と維持 54

施策 16 上水道の安定供給 56

施策 17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上 58

施策 18 消防力の強化 60

施策 19 健康づくりの推進 62

施策 20 健康を守り支える環境の確保 64

施策 21 地域医療体制の充実 66

施策 22 良好な生活環境の確保・地球環境の保全 68

施策 23 つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり 70

施策 24 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現 72

施策 25 障がいのある人への支援の充実 74

施策 26 生活困窮者への支援 76

施策 27 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進 78

施策 28 平和意識の向上 80

施策 29 多文化共生の推進 82

施策 30 地域のまちづくり支援・市民活動の促進 84

施策 31 生涯学習とスポーツの振興 86

施策 32 信頼される行政経営 88

施策 33 公共施設マネジメントの推進 90

施策 34 行財政改革の推進 92



★文中に*を表示している用語は、96ページ以降の用語解説に掲載している用語です。

参考資料 95

1.用語解説 96
2.関連計画一覧 106
3.SDGs*(エスディーゼーズ) 108

付属資料 109

1.八尾市総合計画策定条例 110
2.総合計画策定経過 111
3.総合計画策定体制図 112
4.総合計画策定における市民参加・参画の取り組み 113
5.八尾市総合計画審議会 116
6.庁内策定体制 126
7.総合計画策定調査特別委員会 134
8.憲章・宣言 135

つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾

基本構想





第1章

総合計画策定の目的

◆八尾市総合計画策定条例の制定

総合計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位の計画です。本市では、平成23(2011)年度に、『八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」』を策定し、将来都市像「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

総合計画の基本部分である基本構想は、地方自治法により昭和44(1969)年から市町村においては策定が義務付けられていましたが、平成23(2011)年に地方分権改革の取り組みの中で地方自治法が改正され、基本構想策定の義務付け規定が廃止されました。

しかしながら、本市では、今後も長期的な視点で総合的かつ計画的な市政運営を進めることが、これからの時代においてさらに重要であると考え、平成29(2017)年に八尾市総合計画策定条例を制定しました。

◆中核市※として

一方、平成30(2018)年4月には中核市※へ移行し、新たな権限を活かして、より幅広く、きめ細かなサービスの提供を行えるようになり、住民にもっとも近い基礎自治体としての機能を高めてきました。このような中で、多くの人が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちづくりを進めていくため、令和3(2021)年度から始まる「八尾市第6次総合計画」の策定に着手し、八尾市総合計画審議会のご意見や市民の様々な声を踏まえながら検討を進めてまいりました。

◆協働のまちづくりとしあわせ成長に向けて

また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例※」において、まちづくりにおける「市民」を「八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。」と定義しています。そのことから、多くの人が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちをつかっていくためには、住んでいる人だけではなく、八尾に関わるすべての「市民」が「しあわせ」を感じられるまちになることが、「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」という想いにつながると考えられます。

そこで、市民が「しあわせ」を感じられるまちになるための方策を総合計画の中で明らかにし、市民と行政の協働のもと様々な取り組みを総合的かつ着実に実施することで、将来都市像の実現に向けて八尾の「成長」につなげていきます。さらにその成長に向けた取り組みが、八尾だけではなく国際社会全体にもつながるという意識をもって進めていきます。

このような考え方のもと、市民と行政がともにまちづくりを進める八尾市の指針として、令和10(2028)年度を目標年度とする八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定します。



第2章

総合計画策定の視点

八尾市第5次総合計画を策定した平成23(2011)年からおよそ10年が経過し、市民の意識や市民を取り巻く環境は、大きく変化しています。その変化を受け止めつつ、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例※」のもと、市民をはじめ、まちづくりの多様な活動主体の参画と協働をさらに広げていくこと、そして深めていくことが必要となっています。

よって、とりわけ以下の3つの視点を意識しながら総合計画を策定し、様々な課題に対応します。

1. 人口減少と少子高齢化の進行

わが国では、平成20(2008)年に総人口がピークをむかえ、その後は人口減少だけでなく少子高齢化が同時に進行する社会となっています。また、本市の人口においても平成3(1991)年まではゆるやかな増加をたどっていましたが、それ以降は人口減少と少子高齢化の傾向にあります。そのため、社会保障をはじめとする行政サービスは拡大方向にある一方、生産年齢人口※の減少による地域経済活動の縮小や税収の減少が見込まれます。また、少子化の進行により、地域における子どもたちと家族以外の大人との出会いや、保護者として地域のまちづくりに参画する機会が少なくなることが、地域コミュニティ衰退の一因となります。人口減少社会にあっても、活気ある八尾のまちが続いていくために、人口増加の時代に作られた多くの制度やまちづくりのしくみ、また公共施設等のあり方を見直すといった、持続可能な行財政運営の推進が求められます。

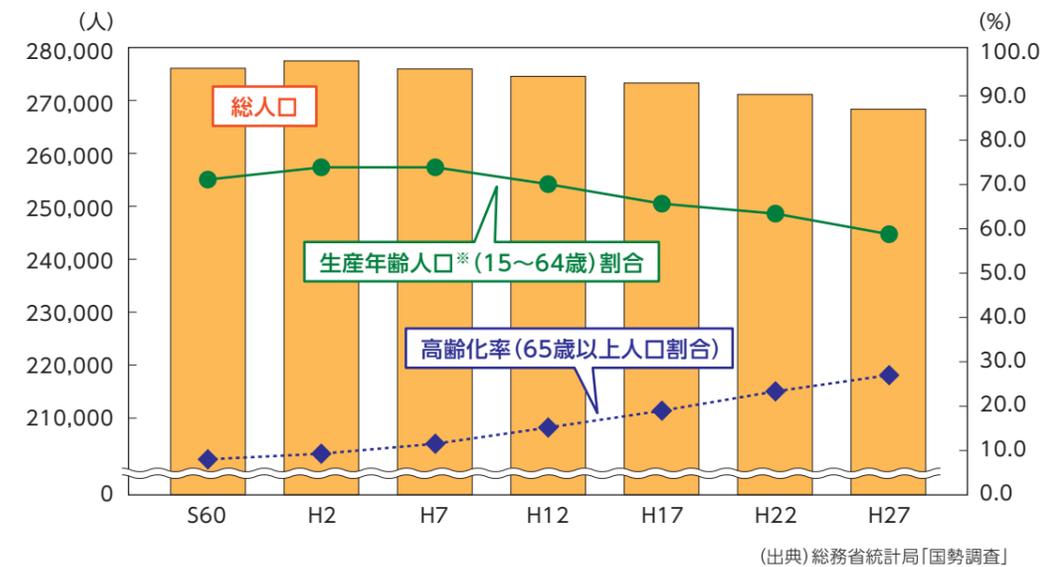
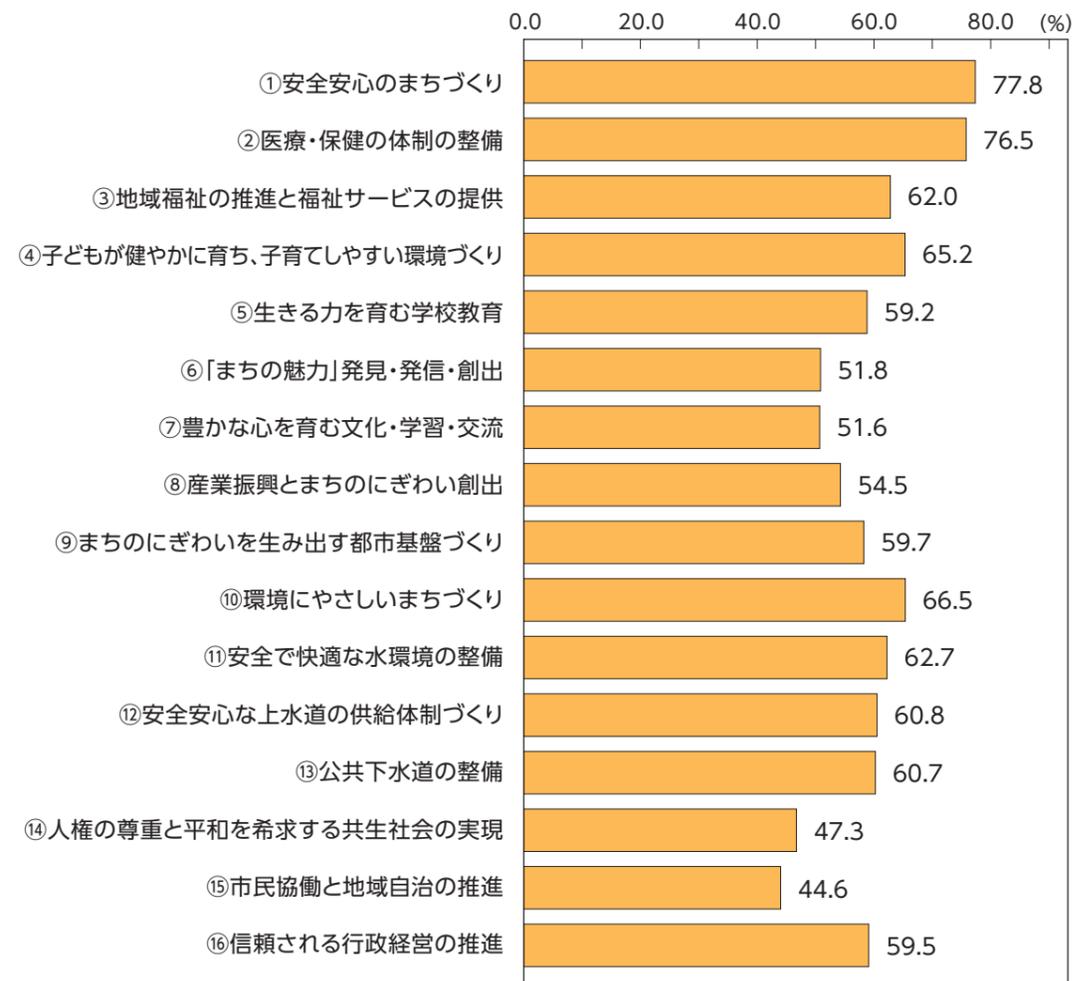


図1 八尾市の人口推移

2. 安全安心な暮らしと健康への関心の高まり

平成30(2018)年度に実施した、未来の八尾1万人意識調査※によると、「安全安心のまちづくり」と「医療・保健の体制の整備」が今後のまちづくりに対するニーズの上位を占めており、多くの市民が安全安心なまちで、健康に暮らすことを望んでいます。地震や台風などの災害への備えを高めたい、犯罪のないまちにしたい、安全に通行できる道路であってほしい、感染症のリスクを減らしたい、生活の不安を解消したい、生涯を通じて心と身体の健康を保ちたいなど、安全安心な暮らしと健康へのニーズは非常に多岐にわたります。このような中で、すべての市民が安心して暮らすことができ、また年齢にかかわらず生涯現役で健康に活躍できるまちづくりが求められます。

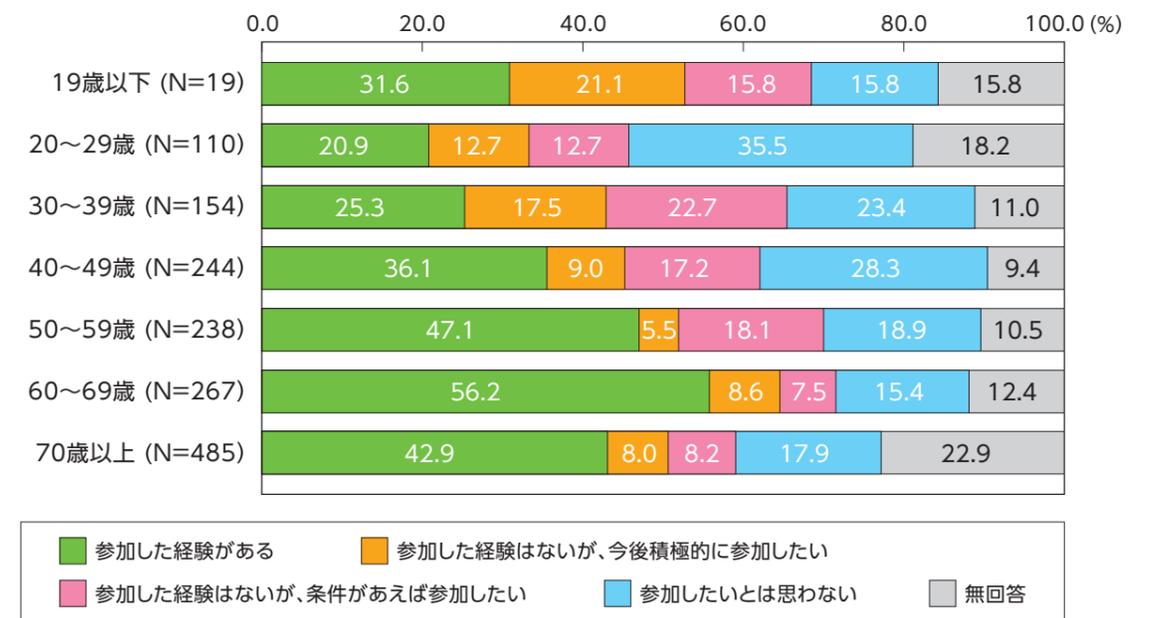


(出典) 未来の八尾1万人意識調査報告書

図2 八尾市のまちづくりのさらなるニーズ

3. 地域コミュニティのこれから

本市では、地域における市民の「つながり」である地域コミュニティを大切にしながらも、テーマ型の活動や、地域と企業や団体等がそれぞれの持ち味を活かしながらまちづくりを進める「暮らしに身近な地域のまちづくり」に取り組んできました。昨今、SNS※等が普及し、実際に会わなくても人と人とのつながりが維持・促進できるようになり、地域コミュニティと直接的な関わりを持たずに日常生活を送ることができています。また、町会・自治会の加入率が低下し、同じ趣味や目的がある人のつながりが重視されるなど、市民の地域コミュニティに対する価値観の多様化が見られます。一方、地域のまちづくり活動の担い手が減少傾向にある中でも、平成30(2018)年度に実施した八尾市民意識調査によると、概ね5割以上の市民が地域活動や市民活動への関心をもっていることから、市民と行政の協働、また市民と市民の協働のあり方や、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、誰も取り残されず多様な市民がつながり、互いに尊重しあう豊かな地域コミュニティのあり方が問われており、協働や社会的包摂※を意識した取り組みが求められます。



(出典) 平成30年度八尾市民意識調査報告書

図3 地域活動や市民活動への参加に対する考え方(年齢別)

1. 将来都市像

将来都市像は、総合計画の推進により実現をめざす八尾市の姿を表したものです。八尾に関わるすべての市民がしあわせを感じられるまちをめざし、また、社会全体、さらには未来の人々のしあわせにつながることをめざして、本市のあるべき姿を示し、この将来都市像に向かって市民とともにまちづくりを進めていきます。

つながり、かがやき、しあわせつづく、 成長都市 八尾



つ ながる

八尾では、人と人とのつながりは昔も今も時代を越えて大切にされてきており、「つながる」はまちづくりのキーワードです。市民は地域コミュニティにおいて、お互い声をかけあい支えあいながら、ともに暮らしています。また、八尾はものづくりのまちとして発展し、高い技術力をもつ多様な企業が活躍しています。さらに豊かな自然や多くの歴史資産^{*}に囲まれた、魅力的な地域資源があふれるまちです。これらの八尾の魅力を何物にも代えがたい宝として大切に、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等あらゆる市民が、温かく思いやりのある心をもって互いに寄り添いつながることができ、ともにより良いまちをつくっていく、そういう八尾でありたいという想いをこめ、「つながる」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

か がやく

市民がつながりの中で互いに認め合い、人権を尊重することは、多様な市民がいきいきと育ち、学び、働き、活動し、活躍する支えとなります。その支えのもとに、市民一人ひとりが夢と志を持ち、生きがいを感じ、自分らしくかがやくことができるまちでありたい、そしてかがやく多様な市民が、ともにまちの新しい時代をつくっていく、そういう八尾でありたいという想いをこめ、「かがやく」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

し あわせつづく

市民のしあわせは多様です。地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等あらゆる市民がしあわせの多様性を理解し、お互いのしあわせを考え行動することで、市民がつながりの中で自分らしくかがやく、自らのしあわせを感じることに繋がります。そのようなみんなのしあわせがつづくことを願い、もしもの時の備えや日々の暮らしの快適さ、健康に暮らせること、暮らしを豊かに彩る活動や将来を良くする活動などに、ともに取り組みます。社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、八尾のまちでしあわせを実感でき、そのしあわせが「つづく」八尾をめざし、市民が自分で「自分らしさ」を選択できる環境づくりを基本に、共に生き、共にまちを創^つっていくという想いをこめ、「しあわせつづく」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

成 長都市 八尾

市民がつながり、かがやくことで、市民のしあわせがつづく、さらに八尾に住み続けたい、八尾に関わり続けたい、八尾を支えたいと感じる市民があふれる八尾のまちになります。そして多様な市民が経済・社会・環境の調和を図り、多様な文化を受け入れながら、まちづくりに取り組むことにつながります。それが八尾の新たな価値や魅力をつくりだし、夢や希望そして可能性があふれるまちとして発展し、さらに新たな人や企業などが八尾に集まるという好循環を生み出すことで、八尾のまちが「成長」します。

八尾で生まれ、育ち、学び、働き、生涯を終えるまで住み続けたい、また子どもの時や若いころに八尾で過ごした記憶が懐かしさに満ち、大人になってもいつかは八尾に戻ってきたい、という想いが持てるようなまちに「成長」する、さらに世界のどこにいても八尾に想いを馳せるような、八尾には何かがある、何かができるという希望が持てるまちに「成長」という想いをこめ、「成長都市 八尾」を八尾市がめざす将来都市像の結びの言葉とします。

2. まちづくりの目標と取り組み方向

将来都市像の実現に向けて、すべての市民に光があたり、誰も取り残さないための取り組みを進めていく必要があります。そこで、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための次の6つのまちづくりの目標と目標に向けた取り組み方向を定めます。また、この取り組み方向を本市の政策と位置づけます。



目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち

すべての子どもや若者が様々な状況に合わせた切れ目のない支援を受けながら、人の温かさの中で育ち、周囲の大人も互いに成長できているという喜びによりしあわせを感じられる、「未来への育ちを誰もが実感できるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策1)

次代を担う子どもが健やかに育ち、社会で活躍することは、八尾の成長につながります。また、保護者や周囲の大人が家庭・学校・地域で子どもや若者の成長と触れ合い、その育ちを地域で見守ることから様々なことを学び、自らの成長にもつながります。

そのために、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがいきいきとともに学び育ち、地域全体で子どもや若者が見守られているという環境を市が責任をもってつくっていきます。



目標2 もしもの時への備えがあるまち

危機に直面した場合にも、ともに支えあえる温かい地域コミュニティの中で、いざという時は様々な資源を使いながら、困っているすべての人に支援の手が届き、しあわせを感じられる、「もしもの時への備えがあるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策2)

安全安心なまちで健康に暮らし、いきいきと働き、事業を営み、活動したいと多くの市民が願うなか、犯罪や自然災害、事件・事故、病気や失業など様々なリスクがあり、その発生リスクの低下や被害の軽減、また回復に向けた対応力を強化する必要があります。

そのために、災害・犯罪、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染等による市民の生命・健康の危機、経済的困窮、引きこもり、孤立等の生活課題への対応を充実し、医療や福祉サービスを提供し、都市基盤や公共施設の安全性を維持するとともに、行政と市民の協働や国・大阪府・市町村と広域的な連携を図ります。また、地域社会においては防災や健康づくり、介護予防への取り組みなど社会と関わるなかで自立した生活を送り、万一の際に備えて様々な危機を乗り越えることができる環境をつくっていきます。



目標3 世界に魅力が広がるまち

八尾の魅力が広く知られ、あらゆる人材や企業が活発に活動し、自らが関わっている八尾が活気にあふれ、注目される誇らしさによりしあわせを感じられる、「世界に魅力が広がるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策3)

八尾の企業や働く人の技術・活動・社会貢献が注目されると、人材の確保や企業の誘致など新たな流れを生み出すきっかけとなります。また、八尾の魅力が国内はもとより世界に広がることで、国内外から八尾を訪れてみたい、八尾に関わってみたいという個人や企業・団体が増え、市民であることの誇りやまちへの愛着の高まりにつながります。

そのために、高安山をはじめとする豊かな自然環境、由義寺跡^{ゆげでら}等の歴史資産^{*}、河内音頭等の伝統文化や工業地、農地、八尾空港等様々な地域資源を活かし、都市景観の維持保全だけでなく、新たな魅力づくりに向けた活用や多様な魅力の戦略的な発信を進めます。それにより、八尾のイメージを確立し、高めるとともに、地域経済を活性化し、魅力ある都市づくりを推進することで、産業集積の維持発展を図り、八尾に関わりたいという個人や企業・団体をさらに増やし、にぎわいのある環境をつくっていきます。



目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち

「暮らしたい」「暮らし続けたい」まち八尾で住み続ける喜びと、市民自らが環境に対し取り組みを行うことで得られる充実感によりしあわせを感じられる、「日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策4)

住まいが安全で快適であり、また誰もが外出しやすく、働く場所も近いと、「八尾に暮らしたい」と思うきっかけにつながります。また、市民一人ひとりが暮らし、働くなど身近な活動の中で環境負荷を軽減しようと取り組むことは、地球環境の保全にもつながります。

そのために、耐震性が向上した良質な住まいの増加や、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークの充実や安全で快適な都市基盤の整備と維持管理、また良好な生活環境の確保を行うことにより、八尾に暮らし続けたいという人を増やしていきます。





目標5 つながりを作り育て自分らしさを大切にしようまち

お互いの人権を大切に、人と人とのつながりを作り育て、自分らしく活動し、自己実現ができているという喜びによりしあわせを感じられる、「つながりを作り育て自分らしさを大切にしようまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策5)

誰もが生涯にわたって学び、地域活動や趣味・余暇を楽しみながら豊かな人間性を自ら育むとともに、自ら得た知識や経験を社会に還元することは、周りの人々の知識向上だけでなく、共につながり、しあわせを感じるきっかけとなります。このような人と人とのつながりを作り育てていくためには、その前提として、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、お互いを尊重し認め合う必要があります。

そのために、一人ひとりの人権が尊重され、多様な文化を互いに認め合い、平和を願いながら、地域社会の中で活躍できる環境をつくっていきます。



目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち

これまでまちづくりに参加したことがない多様な立場の市民もまちづくりに参画し、知恵を出し合い、適切な役割分担のもと公民が連携し協働しながら、八尾のまちづくりが持続可能で成長しているという確信によりしあわせを感じられる、「みんなの力でともにつくる持続可能なまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策6)

本市を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民生活の課題は多様化・複雑化しており、加えて厳しい財政状況の下、課題解決に向けた取り組みを行う際にも最少経費で最大効果を発揮できるようにする必要があります。

そのために、効率的で効果的な行財政運営はもちろんのこと、新たな財源確保や国・大阪府・近隣自治体との広域行政の推進、公民連携などあらゆる担い手によるまちづくりを進めていくことにより、今後のまちの継続的な発展につなげます。



3. まちづくりの推進方策

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの目標に向けた取り組みを進めるうえで、以下のとおり、(1) 横断的な視点によるまちづくりと(2) 共創と共生の地域づくりの2つの推進方策を定めます。

1 横断的な視点によるまちづくり

将来都市像の実現に向けて、市民の日常生活の場面とライフステージという視点で設定した6つのまちづくりの目標における取り組み方向(政策)を、施策を進めていく上での取り組みの考え方として位置付け、その下に1つ1つの施策を推進します。

施策の推進にあたっては、担当する部局が様々な事業を正確かつ効率的に進めていきますが、市民生活は施策の分け方を超えて総合的に営まれるものです。そのため、下の図4に示すように、1つの施策がめざすまちづくりの目標は1つだけに限らず、他のまちづくりの目標にも関連することから、より横断的な視点で施策を推進できるよう、施策体系をマトリクス*型とします。

なお、全体の施策体系については、24ページ第6章 1. 施策の体系に示す図10をご参照ください。

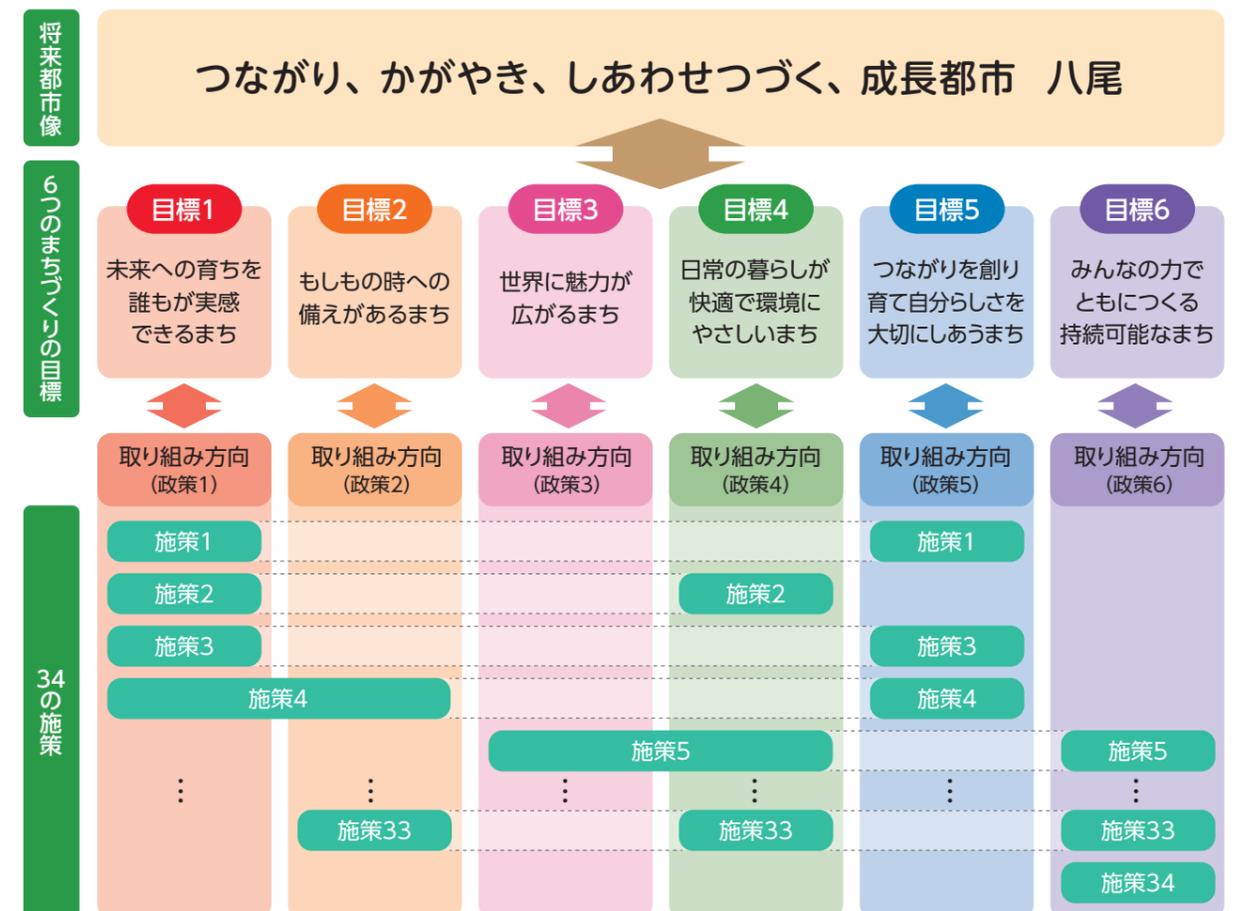


図4 横断的な視点によるまちづくりの施策体系図(イメージ)

2 共創と共生の地域づくり

地域のまちづくりの主役は一人ひとりの市民です。「市民」には、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等、八尾に関わる様々な主体を含み、地域コミュニティとは、より良いまちを自らの手で共に創り共に生きていこうという想いをもって活動する市民の「つながり」です。

本市では、平成18(2006)年に施行した「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例*」を基礎として、市民参画と協働のまちづくりを進めてきた「地域経営」の考え方や、それを継承発展させ、より八尾の多様性・多面性を活かした「地域分権」の考え方などに基づき、おおむね小学校区を地域単位として、地域の課題解決や地域の魅力向上等に向けた地域のまちづくりを進めてきました。

そのような中でも、少子高齢化やライフスタイルの多様化、近隣関係の希薄化等により、地域コミュニティの衰退が進んでおり、その中で様々な地域課題が浮き彫りになってきています。

例えば、防災については、近年多発する自然災害の教訓や今後想定される事態も踏まえ、発災時に自力避難ができない避難行動要支援者*や、情報入手や避難生活、復旧に向けた活動の中で配慮が必要な方等、また勤め先からの帰宅困難者や旅行や買い物等で不慣れな場所で被災した方等、多様な市民一人ひとりに配慮したきめ細かな防災の取り組みが必要となっています。子育てでは、核家族化、近隣とのつながりの希薄化により、身近に気軽に相談できる人がいないという状況になり、子育てに対する孤立感や疲労感の増大につながっています。高齢者の生活では老々介護や、一人暮らし高齢者の増加による孤立の問題があります。また、年齢にかかわらず、病気や障がいがあっても、安心して暮らせる環境づくりも今後益々必要となっていきます。

【対話の場】



校区まちづくり協議会の災害時要配慮者の支援の検討会議



複数の校区まちづくり協議会の合同会議



校区まちづくり協議会研修会

今後も少子高齢化をはじめとして、市民を取り巻く環境変化が見込まれる中、暮らしに身近な地域課題はこれからも多様化・複雑化して次々と発生し、加えてまちづくりの基盤となる地域コミュニティのさらなる衰退による影響が想定されます。そのため、社会的包摂*という考え方のもと、これまで培ってきた地域のまちづくりの組織・活動・経験を強みとして発揮することで、誰も取り残されることなく安心して暮らせる「共創と共生の地域づくり」を進めていくことをめざします。これは、国際社会で取り組んでいるSDGs*の考え方とも重なります。

地域のまちづくりにあたっては、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等、行政という立場を超えて地域の力を結集し、アイデアを創出、実践していく「共創」の考え方を大切にして取り組みます。そのため、地域課題をはじめ様々な情報を市民と市民、市民と行政が共有し、対話の場を大切にします。また、これまであまり地域のまちづくりに関わる機会がなかった多様な市民、例えば企業や団体、学生、外国人などが関わるきっかけを増やすことで、地域コミュニティの輪を広げ、関係人口*も含め、関わる層を厚くしていきます。さらに、活動のふりかえりにより、「共創と共生の地域づくり」のより良い実践ができるように地域の力を高めていきます。

【アイデア創出・実践】



登校時の声掛け運動



ノルディックウォーキング



竹細工・工作体験

4. 推計人口と想定人口

本市の人口は、昭和30年代後半から50年代前半の高度成長期を経て、伸びは鈍化し、平成3(1991)年3月末の278,470人をピークとして、減少に転じています。

転入・転出に伴う人口の動きである社会動態については、近年転入者数と転出者数が均衡する傾向にあり、転入者数が上回る年もありますが、少子高齢化の進行に伴い、出生・死亡に伴う人口の動きである自然動態については、平成20(2008)年度に出生数が死亡数を下回り、それ以降、自然動態は減少しています。

本市の近年の人口動態をもとに将来人口を推計すると、令和10(2028)年には約244,000人程度にまで人口が減少していくと見込まれます。

第6次総合計画期間中には、団塊の世代が後期高齢者になる時期が到来し、今後も自然減(死亡数>出生数)が続くことは不可避です。しかし、その中であっても、「第2章総合計画策定の視点」を見据えながら、将来都市像の実現をめざして、転入者数が転出者数を上回る社会増をめざします。具体的には、乳幼児から高齢者まですべての市民が生涯にわたりしあわせを感じ、八尾に住みたい、住み続けたい、と感じるための子育てや教育環境、就業の機会や交通、住宅環境、さらには自然や歴史文化に関する取り組み等に加え、定住とは違う多様な形で八尾に関わる「関係人口※」の考え方を活かし、八尾に興味や愛着をもって関わる人々を増やし、定住につなげる取り組みを、市民とともに市全体で進めます。

さらに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「大阪府人口ビジョン」の趣旨を踏まえ、若者世代とりわけ子育てファミリー世代を中心とした世代の定住を図るという視点を持ち、取り組みを進めます。

これらの考え方を踏まえ、令和10(2028)年の想定人口を約254,000人とします。

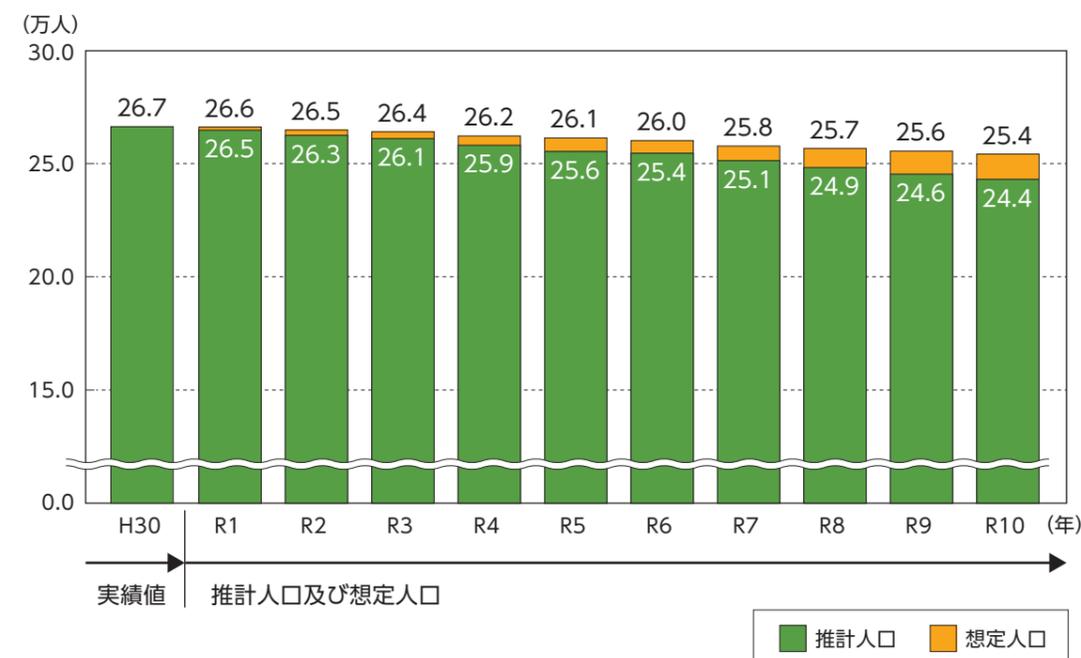


図5 推計人口と想定人口

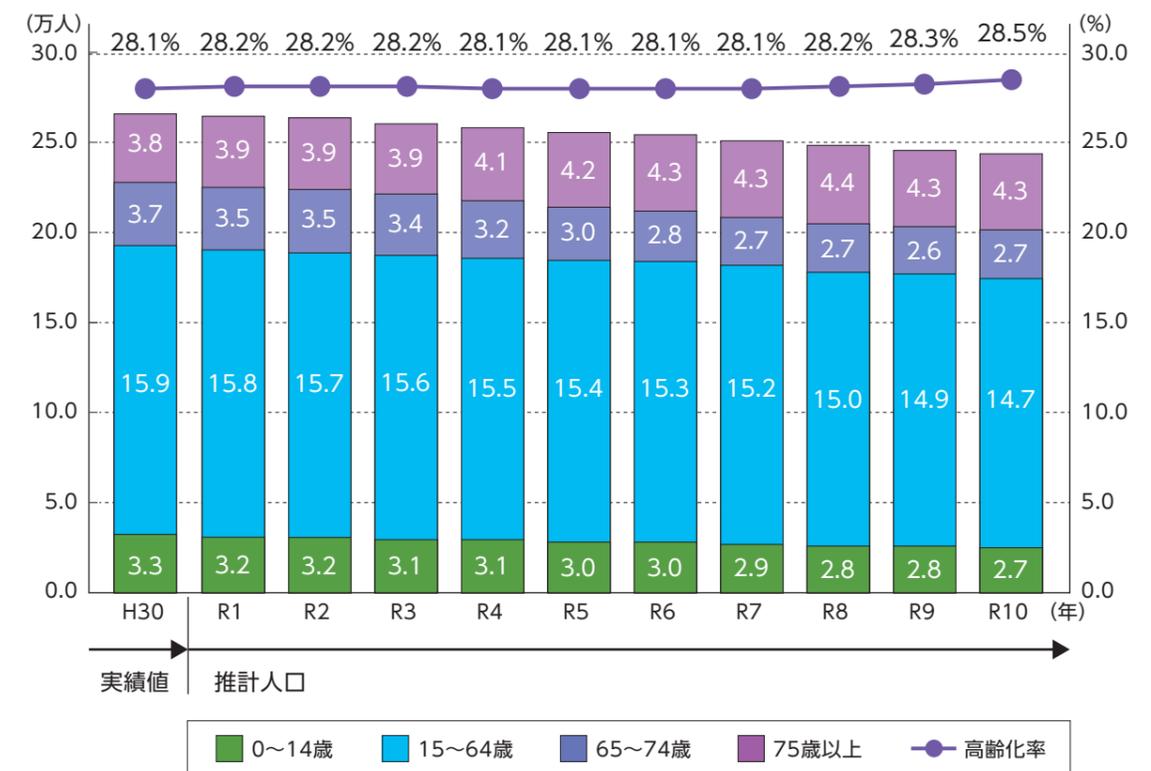


図6 推計人口(年齢4区分)と高齢化率

【参考】人口推計の算定条件について

平成30(2018)年9月末現在の八尾市住民基本台帳による男女別・年齢別人口を基準人口とし、コーホート要因法※を用いて、令和元(2019)年度に推計を行ったものです。「推計人口」は本市の近年の人口動態の状況をもとに将来人口を推計したものであり、「想定人口」は本市の近年の社会動態のうち、20代及び30代の社会動態がゼロと仮定し、かつ合計特殊出生率※が令和12(2030)年で1.8と仮定したものです。

1. 総合計画の構成

本計画は、八尾市総合計画策定条例に基づく総合計画であり、八尾市第6次総合計画として、名称を「八尾新時代しあわせ成長プラン」とし、「基本構想」「基本計画」と、これに基づく「実施計画」とともに3層で構成します。

なお、「基本構想」と「基本計画」は市議会の議決を経て策定します。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく八尾市人口ビジョン・総合戦略については、第6次総合計画の計画期間において、人口減少に歯止めをかけ地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置づける総合計画の実行計画として策定します。

基本構想

令和3(2021)年度から令和10(2028)年度までの8年間の八尾市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標を示すとともに、目標の取り組み方向(政策)とまちづくりの推進方策を示します。また、第5次総合計画では期間を10年間としていましたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間とします。

基本計画

基本構想期間の8年を前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けたまちづくりの実践の方針やその内容を示します。まず、「横断的な視点によるまちづくり」において実践における方針や施策の体系とその取り組み内容を示します。また、「共創と共生の地域づくり」において地域のまちづくりを本市で進めていくにあたっての実践の方針と実践の内容を示します。

実施計画

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施します。



図7 総合計画の構成

2. 総合計画の推進

基本構想は、本市の総合的なめざす姿を表現したもので、行政の各分野においても、その理念に沿って計画を定めます。

基本計画は、時代の変化に対応するために、前期基本計画(令和3(2021)年度～令和6(2024)年度)と後期基本計画(令和7(2025)年度～令和10(2028)年度)に区分し、施策を推進します。

また、基本計画については施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとします。さらに、校区まちづくり協議会※が主体となって地域住民の想いやまちづくりの方向性を取りまとめた「わがまち推進計画※」を参照しながら、総合計画に基づき市民とともに地域のまちづくりを行っていきます。

なお、後期基本計画は、社会経済情勢の変化等に伴う新たな課題や前期基本計画の評価(基本方針に基づく取り組みの成果と課題等)などを踏まえ、令和6(2024)年度中に策定します。

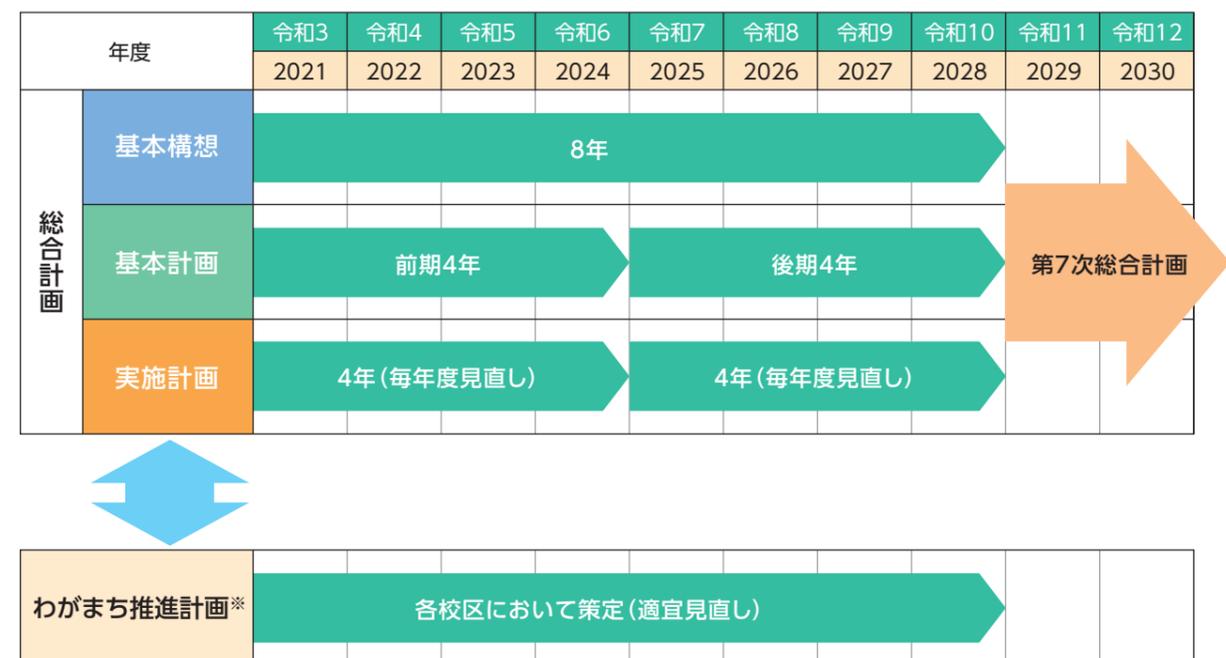
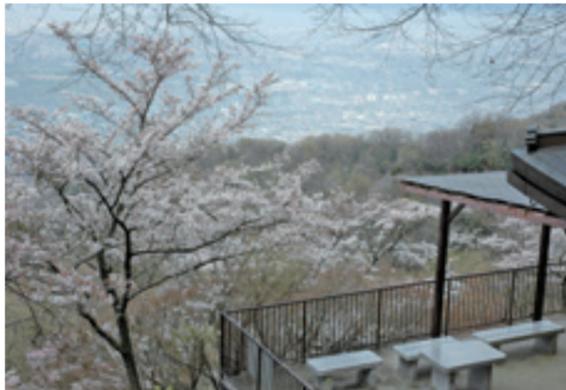


図8 総合計画の期間

つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾

前期基本計画



高安山





1. 横断的な視点によるまちづくりの実践

① 横断的な対応の推進

将来都市像を実現するためには、施策に基づく取り組みを着実に実施するとともに、横断的な相乗効果を発揮することが必要です。そのためには、まちづくりの目標ごとに定めた取り組み方向を視点とした取り組みの立案を行えるよう、施策間の連携をより一層推進します。

② 多様な主体との連携・協力

社会経済環境の急速な変化により課題が多様化・複雑化していく中で、市民や地域、企業、NPO*等の多様な主体と、問題意識やビジョンを共有し、それぞれの強みを持ち寄り、より効果的な連携・協力を、スピード感をもって進めます。

③ PDCAサイクル*の着実な実行

将来都市像の実現に向けて、関係機関も含めた多様な主体と、分野横断的な連携・協力のもと、その時々以最善と思われる取り組みを実行し、その効果を検証した上で、改善していく試行錯誤の積み重ねが必要です。取り組みの進行管理とともにふりかえりを行い、評価作業を通じて取り組みの改善につなげていくPDCAサイクル*を着実に実行します。また、各施策が、まちづくりの目標ごとに定めた取り組み方向を取り組みの考え方として実施できたかをふりかえります。

④ 経済・社会・環境の調和のとれた施策の立案

人口減少と少子高齢化が進むことにより、地域社会や地域経済において様々な課題が生じることが想定されます。また、地球社会の一員として地球環境への配慮にも取り組むことが必要です。

将来都市像の実現に向け、すべての市民に光があたり、誰も取り残さないための取り組みを進めるにあたっては、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の開発目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざすSDGs*の理念と重なることから、その考え方も踏まえ施策を立案します。経済・社会・環境の調和を図りながら、課題に対してより効果的な取り組みを検討することで、SDGs*目標の達成に貢献できると考えます。

2. 共創と共生の地域づくりの実践

共創と共生の地域づくりの推進にあたっては、以下の方針を大切に、取り組みを進めていきます。

1 実践の方針

本市の地域コミュニティにおいては、校区まちづくり協議会*をはじめとして、地区福祉委員会や自治振興委員会(町会・自治会)などの地域組織があり、地域課題の解決に寄与する様々な活動が行われています。その活動内容については、地域に関わる多様な主体が参加する議論や対話の場を活用し、状況に応じて、力を入れる活動を組み立て直し続けていくことが重要です。また、地域によって課題も様々であり、すべての課題を一度に解決できない中で、これからの地域のまちづくりにおいては、地域特性等を踏まえ、地域として「どの課題に着目するのか」を決めることも重要です。

そこで、課題の設定にあたっては、「どういう地域でありたいのか」という住民ニーズを広く把握し、それを踏まえて、優先して対応する課題を選択することが必要となります。そのため、校区まちづくり協議会*は校区内の各組織のネットワーク機能を発揮して、地域住民の意見を集約した「わがまち推進計画*」を地域のまちづくりの活動指針として策定し、地域が力をあわせて取り組むべき課題、目標、実現のための取り組みを示します。そして、地域住民が望む目標が実現するよう、以下の方針により取り組みを進めていきます。

① 対話するための開かれた場を大切にする (地域課題の共有・アイデア創出)

地域の課題は多様で複雑であり、一人の考えでは解決できるものではありません。本市では、地域の課題解決や魅力向上に向けて、地域住民等が協力してアイデアを創出・実践する場として、すべての校区において校区まちづくり協議会*が設立され、活動しています。校区まちづくり協議会*を、地域住民はもとより児童・生徒・学生、企業や団体等、誰でも参加できる開かれた場とし、課題や目標の共有や解決アイデアを創出するための対話を行うことを大切にします。

② あらゆる主体が連携して活動し課題を解決する
(アイデア創出・活動実践)

地域の課題解決に向けては、様々な知識やアイデアなどを持つ地域住民、解決スキルを有する個人、企業や団体等あらゆる主体が連携して活動することが不可欠です。課題の内容に応じて、校区内に留まらず校区同士の連携や校区外とも連携し、得意な人や経験のある人に関わってもらうことが有効です。また、活動にあたってはそのことを周知し、できることをできる時に参加してもらえよう、協力を求めていくことが必要です。

そのため、開かれた対話の場を設けたり、地域課題の内容や、求めるアイデアやスキルの情報をSNS[※]等で発信したりすることなどにより、これまで地域のまちづくりに関わる機会がなかった多様な市民、例えば一人暮らしで集合住宅にお住まいの方や、夜間に勤務したり、単身赴任や転勤の多い方など家族や住まいの形態やライフスタイルにより地域活動に対する接点がありませんでした。参加するきっかけの少ない学生や外国人市民、個人ではないが地域で活動する企業や団体などが活動に参加するきっかけを増やすことで、地域のまちづくりに関わる層を厚くしていくことを大切にします。

③ 活動の効果を検証する
(ふりかえり)

複雑・多様化している地域課題の解決は一朝一夕にできるものではありません。アイデアの実践を通じて、経験と反省を積み重ね、様々な活動による総合的な「効果の検証」(ふりかえり)をしっかりと行い、その内容を、次の活動に向けての「アイデア創出」に活かしていくことが必要です。

そのため、地域の活動全体を見渡して、行政、市民がともにふりかえりを行うことを大切に、次の活動実践につなげます。

2 実践の体制

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例[※]において、校区まちづくり協議会[※]は「議論の場又は対話の場に出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織」であり、また「暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画[※]を策定する。」という規定がされています。

これに基づき、共創と共生の地域づくりに向けて、「わがまち推進計画[※]」の策定主体である「校区まちづくり協議会[※]」が中心となって対話の場を設けます。市民と行政が対話の場を活用して、「課題共有」→「アイデア創出」→「活動実践」→「ふりかえり」という流れで、役割分担、連携・協力しながら、地域の課題解決や魅力創出の取り組みを総合的に進めます。そのために、校区まちづくり協議会[※]は行政とともに、校区内の様々な人材・施設・団体とのネットワークを活かしながら、より多くの市民が対話の場へ参加できるよう促します。

行政は、市民協働を促進するとともに、地域の課題解決や魅力向上を促進するため、地域のまちづくり力(地域力)向上に向け必要に応じた支援(担い手の拡大、地域団体の組織力の向上支援)を行います。

中間支援組織[※]は、校区に限らず市内各地域や市外とのネットワークを活用して、外部人材等の紹介や課題解決のヒントとなる情報提供等を行います。

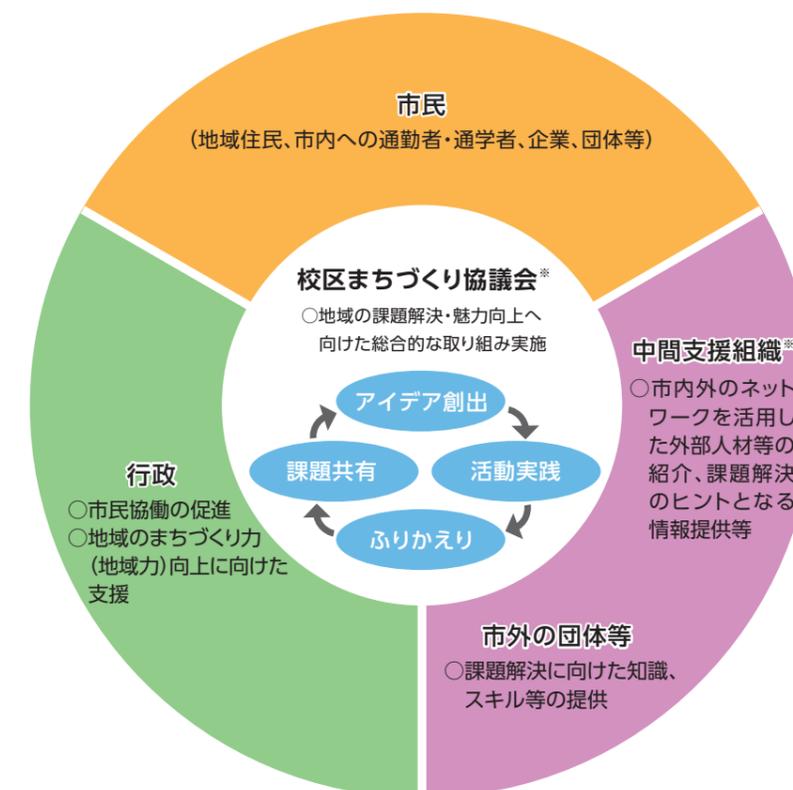


図9 地域コミュニティにおける共創と共生の地域づくり(イメージ)

1. 施策の体系

将来都市像の実現に向け、以下の34の施策で構成します。また、各施策に関連するまちづくりの目標も合わせて示します。

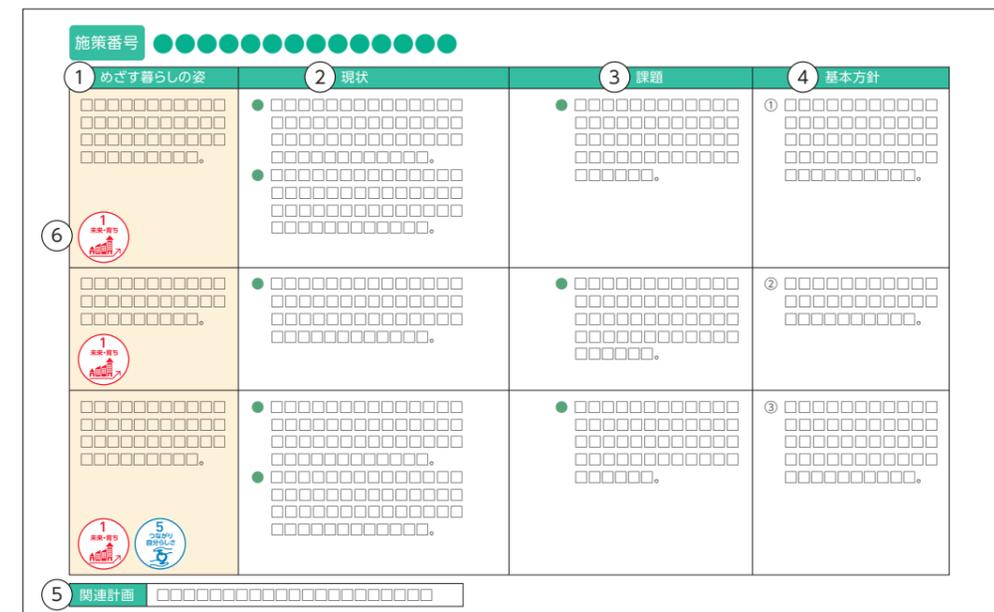
まちづくりの目標		目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6
		未来への育ちを誰もが実感できるまち	もしもの時への備えがあるまち	世界に魅力が広がるまち	日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	みんなの力でともにつくる持続可能なまち
取り組み方向(政策)		政策1	政策2	政策3	政策4	政策5	政策6
1	切れ目のない子育て支援の推進	●				●	
2	就学前教育・保育の充実	●			●		
3	子どもの学びと育ちの充実	●				●	
4	子ども・若者*の健全育成と支援の推進	●	●			●	
5	やおプロモーション*の推進			●	●		●
6	歴史資産*などの保全・活用・発信	●		●		●	
7	みどり豊かな潤いのある暮らし			●	●	●	
8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	●		●		●	
9	地域経済を支える産業の振興			●		●	
10	就労支援と雇用機会の創出		●	●	●	●	
11	消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実		●		●		
12	住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり		●		●	●	
13	快適な交通ネットワークの充実		●		●		
14	魅力ある都市づくりの推進		●	●	●		
15	都市基盤施設の整備と維持		●		●		
16	上下水道の安定供給		●		●		●
17	防災・防犯・緊急事態対応力の向上		●			●	
18	消防力の強化		●			●	
19	健康づくりの推進		●			●	
20	健康を守り支える環境の確保		●		●		
21	地域医療体制の充実		●		●		●
22	良好な生活環境の確保・地球環境の保全			●	●	●	
23	つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり		●			●	
24	高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現		●		●	●	
25	障がいのある人への支援の充実	●	●		●	●	
26	生活困窮者への支援	●	●				
27	一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進	●	●	●	●	●	●
28	平和意識の向上	●				●	●
29	多文化共生の推進			●		●	
30	地域のまちづくり支援・市民活動の促進					●	●
31	生涯学習とスポーツの振興	●			●	●	
32	信頼される行政経営			●	●		●
33	公共施設マネジメントの推進		●		●		●
34	行財政改革の推進						●

図10 施策体系図

2. 施策の見方と取り組み内容

将来都市像の実現に向けて、6つのまちづくりの目標のもと、34の施策ごとに見開き2ページで以下に記す6項目について、図11のとおり構成しています。

- ①めざす暮らしの姿
今後8年間(令和3(2021)年度～令和10(2028)年度)の間に実現をめざす、市民の活動や状態などの姿を記載しています。
- ②現状
施策の現状の姿を記載しています。
- ③課題
現状を踏まえ、施策のめざす暮らしの姿と比べてどのような課題が生じているかを記載しています。
- ④基本方針
めざす暮らしの姿の実現に向け、施策を推進するにあたっての基本的な方針を記載しています。
- ⑤関連計画
施策を推進するにあたり、主に関連している本市の計画のことです。該当する計画がある場合、その計画の名称を記載しています。関連計画を掲げていない施策であっても、施策に基づく全ての事業は本総合計画の実施計画(16ページ参照)に位置づけています。
なお、参考資料の106ページ以降に関連計画一覧を記載しています。
- ⑥関連するまちづくり目標
施策の推進にあたり関連するまちづくりの目標を記載しています。



※関連するまちづくり目標については、下記の6つの記号で表しています

- ① 未来・育ち 目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち
- ② もしもの備え 目標2 もしもの時への備えがあるまち
- ③ 世界・魅力 目標3 世界に魅力が広がるまち
- ④ 暮らし・環境 目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち
- ⑤ つながり・自分らしさ 目標5 つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち
- ⑥ みんなの力・持続可能 目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち

図11 施策レイアウト

施策 1 切れ目のない子育て支援の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>妊娠・出産・子育ての支援の充実を図ることにより、妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。</p> 	<p>[妊産婦や子育て家庭の不安や負担感の軽減]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 核家族化等により地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えるとともに、子育てに関する相談件数が増加しています。 ● 八尾市子育て世代包括支援センター*を設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師・助産師等の専門職が適宜相談対応するとともに、妊産婦や乳幼児等の状況に応じて適切な支援を行う、母子保健におけるポピュレーション・アプローチ*と子育て支援の連携体制を整備しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や関係機関と連携し、ひとり親家庭をはじめ、各家庭の経済面等を含めた様々な状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組み、よりきめ細かな対応、寄り添い型の支援体制を整備するとともに、広く次世代育成の知識の普及や情報発信に取り組み、切れ目のない支援を充実することが課題です。 	<p>① 八尾市で子どもを産み育てて良かったと実感できるまちをめざし、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図るため、市民から見てわかりやすい情報提供や利用しやすい相談体制の整備を進めます。</p>
<p>保護者が子どもや子育てに関して、身近にいつでも悩みや不安を相談できる場所があり、適切に対応・支援を受けられています。</p> 	<p>[妊産婦や子育て家庭の不安や負担感の軽減]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援センターやつどいの広場等地域子育て支援拠点*の拡充を図り、身近なところで気軽に相談ができ、子育て家庭が交流できる場の充実を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭のニーズ等を踏まえながら、身近な相談の場である地域子育て支援拠点*等を充実するとともに、それらを利用・参加しやすい環境を整備することが課題です。 	<p>② 身近な地域で子育てに関する相談や交流ができるように、子育て家庭をめぐる環境の変化やニーズの変化に配慮しながら、地域子育て支援拠点*の運営をはじめとした在宅子育て支援施策を展開します。</p>
<p>地域全体で子育て家庭を見守り、支援をすることで、家庭環境にかかわらず、すべての子どもの権利が守られ、体罰のない、心身ともに健やかに育つ環境が整っています。</p>  	<p>[児童虐待*防止]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市子育て総合支援ネットワークセンターみらい*を子ども家庭総合支援拠点*として整備し、市民に身近な基礎自治体として、児童虐待*への対応において継続的な在宅支援を行うための体制を充実しました。 ● 母子保健事業の推進や要保護児童対策地域協議会*を通じた関係機関の連携により児童虐待*の早期発見と対応に取り組むことで、特定妊婦*・要支援・要保護児童*の把握が進み、児童虐待*の相談・通告件数が増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待*の早期発見と対応のための体制の充実と人材育成に努め、関係機関の相互連携により対応力を高めていくことが課題です。 	<p>③ 児童虐待*の早期発見や早期の適切な対応を行うため、引き続き八尾市子育て世代包括支援センター*における乳幼児健診等母子保健事業をはじめとしたポピュレーション・アプローチ*によりすべての児童の状況の把握に努めるとともに、児童の状態等に応じたハイリスク・アプローチ*体制を充実し、要保護児童対策地域協議会*の関係機関等の相互連携や地域との連携によるソーシャルワーク機能を強化します。</p>

関連計画 健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画／八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)

施策
2 就学前教育・保育の充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>すべての就学前施設において、質の高い就学前教育・保育の提供により、子どもたちが、認定こども園などでいきいきと過ごしています。</p> 	<p>[教育・保育サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成27(2015)年8月に策定した就学前施設における教育・保育と子育て支援計画(公立の認定こども園の整備)に基づき、多様化する教育・保育ニーズへの対応を行うため、公立幼稚園及び保育所を5園の認定こども園に再編しました。 <p>[教育・保育サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学前教育の充実を図るため、関係機関等との連携のもと、幼児教育に関する研究に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化する教育・保育ニーズにおいて、幼児教育・保育無償化等を踏まえ、ニーズ動向の変化を捉えていくことが課題です。 ● すべての就学前施設において、質の高い教育・保育を受けることができるようにするため、5園の公立認定こども園が核となって近隣の民間施設と研究・研修に取り組むなど、公民の連携をさらに進めていくことが課題です。 	<p>① 子ども・子育て支援事業計画で見込んだ保育ニーズを踏まえ、0～2歳児の受入れを中心とする入所施設等の計画的な整備などに取り組みます。</p> <p>② 就学前教育・保育の質の向上に向け、公立と私立との連携・協力のもと、研究・研修の充実を図り、その成果を発信していきます。</p>
<p>多様な就学前教育・保育が提供されることにより、保護者が仕事と生活のバランス(ワーク・ライフ・バランス※)を実現するなど、子育てがしやすくなっています。</p>  	<p>[教育・保育サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民が連携し、教育・保育のニーズの増加に対応し、待機・保留児童対策に取り組んでいます。 ● 女性活躍推進法の完全施行及び働き方改革による女性の就労増加等による保育ニーズが急増しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不足する保育教諭等の確保など、入所を希望する子どもの受入体制の整備が課題です。 	<p>③ 保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園や保育所に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を、総合的に提供できるよう取り組みを進めます。</p>
<p>障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境ができています。</p> 	<p>[障がい児教育・保育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後の就学前施設における障がい児教育・保育のあり方について、八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方～インクルーシブ※(育ちあう)保育の創造～」に関する提言が、平成30(2018)年5月に答申されました。 ● 障がい児教育・保育の充実を図るため、学識経験者等による巡回指導を実施するとともに、関係機関等との連携のもと、障がい児教育・保育に関する研究・研修に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方～インクルーシブ※(育ちあう)保育の創造～」に関する提言に基づき、公民が連携し障がい児保育支援体制の充実を進めていくことが課題です。 	<p>④ 障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境づくりを進めるため、関係機関との連携強化や職員体制及び研修制度の充実を図り、子ども一人ひとりに応じた就学前教育・保育の提供に取り組みます。</p>

関連計画 八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)

施策 3 子どもの学びと育ちの充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊心*を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しています。</p>	<p>[学校教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知識・情報・技術をめぐる変化がより一層速くなり、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展しています。 ● 平成29(2017)年3月に新学習指導要領が告示され、社会に開かれた教育課程を実現することとされました。 ● 八尾市小中一貫教育基本方針を策定し、義務教育9年間を見通した一貫指導による教育が受けられる環境づくりを進めました。 ● 中核市**移行に伴い、「八尾市の教職員を八尾で育てる」という方針のもと着実に研修を実施できる体制を構築しました。 <p>[就学前施設との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが安心して小学校生活を始められるよう、就学前施設から小学校への円滑な接続に向けた教育・保育が、双方で実施されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりが将来への希望を持ち、自らの人生を切り拓いていく力を育むことが求められています。 ● 八尾市小中一貫教育基本方針に基づき取り組んでいる学びと育ちの連続性と一貫性をさらに推進することやその環境づくりが求められています。 ● 新しい時代に必要とされる資質・能力を育むために、教職員の資質向上や教育内容及び教育環境の充実を図り、併せて、学校における働き方改革が求められています。 <p>● 就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を就学前施設と小学校で共有するなど、さらに連携を図ることが求められています。</p>	<p>① 様々な経験や人との関わり、新しい時代を主体的に生きていくために必要とされる力や知識を育むため、小中一貫教育をすべての中学校区で充実させるとともに、教育環境の整備や教職員の資質向上を図り、併せて、子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を進めます。</p> <p>② 就学前施設と小学校が互いに理解を深め、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る取り組みを進めます。</p>
<p>いじめや不登校などの多様な教育課題の解決に向けてきめ細かな支援ができており、子どもたちが健やかに育っています。</p>	<p>[多様な教育課題への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを取り巻く環境の複雑化・多様化が進んでいます。 ● いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた教職員研修や外部専門家との連携等の取り組みを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめや不登校など多様な教育課題に対応するため、教職員の資質向上とともに、関係機関等との連携を図る必要があります。とりわけ、いじめについては、子どもやその保護者への支援等を充実する必要があります。 	<p>③ 多様なニーズに対応した教育の推進、教育相談及び教育支援の充実を図ります。</p> <p>④ 道徳教育や人権教育、いじめを未然に防止する教育等を通じて、いじめの防止に努めるとともに、専門家と連携した当事者双方への相談や支援体制の充実により、早期対応を図ります。</p>
<p>すべての子どもが安全に安心して学校生活を過ごすことのできる環境が整っています。</p>	<p>[就学環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域開発や少子化等の社会的な環境が変化してきています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての子どもが安全に安心して過ごせる就学環境の構築のため、学校規模の適正化をはじめ、あらゆる方策の検討を進める必要があります。 	<p>⑤ すべての子どもが安全に安心して過ごせる教育環境を、地域の協力も得ながらつくります。</p> <p>⑥ 保護者や地域の意見を参考にしながら、本市の実情に即した学校規模の適正化を進めていきます。</p>
<p>学校・家庭・地域の連携・協働のもと、地域とともにある学校づくりを実践することで、すべての子どもが地域社会全体に見守られながら健やかに育っています。</p>	<p>[学校・家庭・地域との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や地域の方々の意見を聴きながら、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会全体ですべての子どもの育ちを見守ることが求められています。 	<p>⑦ 学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域や保護者のニーズを反映した地域とともにある学校づくりを進めます。</p>

関連計画

八尾市教育振興基本計画／八尾市教育大綱／八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)

施策 4 子ども・若者*の健全育成と支援の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>次代を担う子どもが、多様な体験・活動を行えるように、安全安心な居場所を確保できる環境を整えることで、将来に希望を持ちながら成長しています。</p> 	<p>[子ども・若者*の健全育成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性活躍推進法の完全施行及び働き方改革による女性の就労増加等による保育ニーズが急増しています。 ● 放課後児童室*への入室希望は増加傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後の保育や居場所の確保が課題です。 ● 放課後児童室*を開室するための整備とともに、資格を有した指導員の確保が必要です。 	<p>① 次代を担う人材の育成のため、放課後子ども教室*及び放課後児童室*事業を充実するとともに、様々な民間団体とも協力し、すべての子ども・若者*が多様な体験・活動を行うことができる機会を創出し、安全・安心な居場所を確保できる環境をつくります。</p>
<p>子ども・若者*の健全育成に関わる主体的な活動を促進することで、すべての子ども・若者*が健やかに育っています。</p> 	<p>[子ども・若者*の健全育成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こども会活動は地域において多様な形で取り込まれていて、これまでの町会単位から小中学校単位へと広がっているところもあります。 ● 成年年齢が18歳に引き下げられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● こども会活動や放課後子ども教室*などの地域活動の活性化が課題です。 ● 地域の実情に応じた支援のあり方を検討する必要があります。 ● 青少年*や若者*が参加したくなる多様な体験や活動のできる機会の創出が課題です。 ● 総合的に青少年*の健全育成を推進することが必要です。 	<p>② 子ども・若者*の健全育成に向けて、こども会活動をはじめとする子どもの主体的な活動を活性化するとともに、子どもや子育てに関わる活動を行う人や団体の自主的・主体的な取り組みの支援を行います。また、若者*が成年の意義を理解し、社会の一員として生きることができるよう啓発活動に取り組みます。</p>
<p>子ども・若者*がそれぞれに抱えている様々な事情について、相談できる体制が整っており、すべての子ども・若者*、家族が安心して暮らしています。</p> 	<p>[子ども・若者*への支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもりやニート等、様々な事情を有する子ども・若者*が見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者*が抱えている様々な事情について、支援体制の確立が課題です。 	<p>③ 子ども・若者*が抱えている様々な事情について、専門団体や組織との連携を深め、相談しやすい体制を整えると同時に、わかりやすい情報発信を行います。</p>
<p>子ども・若者*が地域に集える居場所があり、社会全体で青少年*を見守り、新たな地域の担い手として活躍しています。</p> 	<p>[子ども・若者*への支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者*の健全育成活動を支える様々な団体があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者*が安心して安全に過ごすことができる地域の居場所づくりを進めるために、社会全体で青少年*を育てていくという意識を醸成する必要があります。 ● 子ども・若者*の健全育成活動を支える様々な団体と協力し、連携を深めつつ、活動を継続していくために、どのように人材を育成し確保していくのが課題です。 	<p>④ 青少年*や若者*の居場所づくりについて、地域や各種団体とも協力しながら、多様な取り組みを進めます。</p>

関連計画 八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)

前期基本計画

施策 4

子ども・若者*の健全育成と支援の推進

施策 5 やおプロモーション^{*}の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>八尾のイメージのブランド化が進み、その魅力が市内外へ届くことにより市外には八尾に興味・関心を持ち、応援する人が増えており、八尾に移り住む人も増えています。</p> 	<p>[プロモーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォンの利用が多くの人に広がるとともに、SNS[*]がコミュニケーションツールとして社会に浸透し、様々な情報が発信、拡散されるようになり容易に入手しやすくなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 魅力ある地域資源等を効果的に発信し、より多くの人が八尾に関心をもってもらえるようにすることが必要です。 	<p>① 観光客の誘客や市外の企業が八尾への参入・参画を選択肢として選ぶ、市内外の人々が思う八尾の強み、弱み等の様々なデータ分析を通し、その時々に応じた戦略的なプロモーション展開を進め、定住魅力の向上と移住・来訪意欲の向上を図ります。</p>
<p>誇りと愛着を持ちながら八尾に住み続ける人が増えています。</p> 	<p>[まちの魅力・観光資源]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代の転出超過が続いています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代を含めた多くの人が、八尾に住みたい、住み続けたいと思えるよう、行政の取り組みだけに留まらない魅力の発信や、八尾のさらなる魅力あるまちとしてのイメージの確立が必要です。 	
<p>ものづくりをはじめ、歴史・文化等の八尾の様々な魅力に触れる観光客でまちがにぎわい、地域経済が活性化し、市民・地域・企業等の活動・活躍が活発になり地域が活気であふれています。</p> 	<p>[まちの魅力・観光資源]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内には、自然豊かな高安山をはじめ、古墳や寺内町等の歴史資産[*]、河内音頭等の伝統文化、八尾の枝豆[*]や八尾若ごぼう[*]等の特産品等、地域資源が数多く存在します。また魅力ある取り組みを実施している企業もあり観光資源となりうるポテンシャルを有しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国有数のものづくりのまちとして中小企業が集積しており、産業ツーリズム[*]を核に、地域資源をつなぎ合わせることで魅力的なコンテンツを生み出すことが必要です。 ● 観光の担い手となる市内事業者同士の連携が弱く、他の資源等と結び付けることにより、八尾全体としての観光魅力を高めていくことが求められます。 ● 大阪市内を中心としたインバウンド[*]需要を八尾への観光客として呼び込むため、誘客につなげる広域的な視点での取り組みや魅力の積極的な発信が必要です。 ● 観光や企業活動などで八尾につながりを持った交流人口が関係人口[*]となっていくよう、多くの人が八尾のまちづくりに興味・関心を持ち、地域のまちづくり等、多様に関われるような新たなしくみづくりが必要です。 	<p>② ものづくりと歴史資産[*]あるいは伝統文化など、複数のコンテンツの連携や結びつけによる新たな八尾の魅力資源を創出します。</p> <p>③ 市内の多様な主体の連携を深めるとともに、近隣自治体をはじめ様々な自治体や(公財)大阪観光局[*]等との広域的な取り組みを通じた新たな観光資源の活用や発信力の強化や、公民連携をさらに進めるための体制充実により、インバウンド[*]等の観光客の増加及び地域経済の活性化につなげます。</p>

関連計画 八尾市人口ビジョン・総合戦略／八尾市観光振興プラン

施策 6 歴史資産^{*}などの保全・活用・発信

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>地域住民との協働等による歴史資産[*]等の保全・活用の取り組みが広がり、貴重な文化財が受け継がれています。</p> 	<p>[歴史資産[*]の保全・活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 史跡の保全等に、多くの市民ボランティアが携わっています。 ● 平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、地域の文化財を総合的に保存・活用するための文化財保存活用地域計画[*]や国指定文化財の確実な継承のための保存活用計画の策定が制度化されました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの高齢化が進んでいます。 ● 少子高齢化によって地域の歴史資産[*](地蔵・道標など)を護る人が減少しており、滅失や散逸の防止、地域の祭りや慣習等の継承が課題です。 ● 地域の歴史資産[*]を保全・活用するため、地域社会全体による取り組みが求められています。 	<p>① 地域に受け継がれてきた様々な歴史資産[*]等を次世代に継承するために、地域住民やNPO[*]・ボランティアとの協働による保全・活用を進めます。</p>
<p>生涯学習や学校教育等の様々な機会を通じて、国史跡等の八尾の歴史資産[*]に触れることができ、市民が郷土に誇りを感じています。</p>  	<p>[歴史資産[*]の保全・活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成30(2018)年に由義寺跡[*]が国史跡に指定されたほか、高安千塚古墳群[*]の追加指定に向けた取り組みを進めるなど、歴史資産[*]の保存が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的に利用できるような整備が行われておらず、市民や来訪者が歴史資産[*]に触れる機会が少ない状況になっています。 	<p>② 歴史資産[*]を活かしたまちづくりの核として、生涯学習や地域での活用のほか市内外への魅力発信ができるように国史跡高安千塚古墳群[*]、由義寺跡[*]等の整備に取り組みます。</p>
<p>歴史資産[*]や文化財施設の情報を身近に得ることができ、観光と連携した取り組みが進むことにより来訪者が増え、八尾の歴史資産[*]等の魅力が市内外に広く知られています。</p> 	<p>[歴史資産[*]の発信]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市史編纂や歴史民俗資料館等の調査によって文化財の資料やデータが蓄積され、市域の歴史の解明が進んだことで指定文化財の件数も増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史資産[*]に関する情報や魅力が市内外にさらに伝えられることが求められます。 	<p>③ 市民にとって新たな発見につながり、より多くの人が八尾の歴史資産[*]等の魅力を知ることができるように歴史資産[*]や文化財施設の情報発信を進めます。</p>

関連計画 八尾市教育振興基本計画／八尾市教育大綱／八尾市観光振興プラン



由義寺七重塔のイメージ

施策 7 ^{うるお} みどり豊かな潤いのある暮らし

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>都市近郊の身近な里山*である高安山の自然が適切に保全されています。</p> 	<p>[高安山]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時代の変化に伴い、山の恵みの恩恵に授かることも少なくなり、樹木の手入れが不足し、樹木の育成環境が悪化しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 里山*の自然再生や生物多様性の保全や手入れ不足の森林の解消に向けて、自然保全活動や森林保全の担い手の確保が必要です。 	<p>① 高安山の自然・里山*を将来にわたり保全していくために、森林状況の把握、担い手の確保を行い、各種関係機関の連携等による啓発、教育をはじめ保全活動を進めます。</p>
<p>観光と連携した取り組みにより、高安山の自然や歴史資産*に親しむ市民や来訪者が増えています。</p> 	<p>[高安山]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近なところに豊かな自然や多くの古墳、古民家等の魅力的な資源が点在しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市近郊の貴重な自然や高安山に点在する魅力的な資源を活用し、市民や来訪者がその魅力を実感できるまちづくりを進めていくことが必要です。 	<p>② 多くの人が高安山の様々な魅力を実感できるように、各種関係機関と連携して、自然や歴史資源等を巡るハイキング道や散策ルートのネットワーク形成をはじめ、高安山を活用したまちづくりを進めます。</p>
<p>景観形成と連携し、玉串川や長瀬川沿道等がみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間として市民に広く知られ、親しまれています。</p>  	<p>[みどり空間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の憩いやウォーキングなど、八尾を代表する魅力的な空間となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適で潤いのある環境の創造に向け、市民、地域と連携し、景観の向上にも配慮した緑化を進めていくことが必要です。 	<p>③ 景観形成と連携して、玉串川や長瀬川等の水と緑のネットワーク形成を進めるとともに、市民、地域に親しまれるような周知活動や参画促進に取り組みます。</p>
<p>市民・企業・行政が連携し、みどりの保全、創出、育成に取り組み、潤いややすらぎのある暮らしができています。</p> 	<p>[みどり空間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園のほか、身近に高安山や水辺の緑化空間や農地等、みどりが豊富にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に市内にある豊富なみどりの良さをどのように実感していただくかが課題です。 	<p>④ 市民、企業との協働による愛護活動等のみどりの保全、創出、育成を進め、市民が身近なみどりの良さを実感できるまちづくりを進めます。</p>

関連計画

八尾市みどりの基本計画／八尾市環境総合計画／八尾市観光振興プラン／八尾市景観計画



玉串川の桜並木

施策 8 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
市民の芸術文化活動が盛んに行われています。 	[芸術文化活動] ● 市民の芸術文化振興の拠点である文化会館において、多くの市民が芸術文化活動を行っています。	● 市民が安全・快適に文化会館を利用でき、市民の芸術文化活動が広がるように文化会館の機能更新が必要です。	① 市民の創作・発表活動の活性化に向けて、創作・発表の場の確保、活動に加わるきっかけづくり、活動・交流の幅の拡大を図ります。
身近に芸術文化に触れることができる機会があります。 	[芸術文化活動] ● 市民が身近に芸術文化に触れることができるよう、コミュニティセンターを会場とした芸術文化イベントの開催等による文化振興活動のアウトリーチ*事業に取り組んでいます。	● 日常生活の中で芸術文化に親しむ場や機会を増やしていくことが課題です。	② 文化会館をはじめ、市内の様々な場所で芸術文化に触れることができる機会を設けます。
街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感ずることが出来ます。 	[芸術文化活動] ● 芸術文化を通じ心豊かに暮らせる文化的なまちの創造に向けて、各種芸術文化振興事業を展開しています。	● 八尾ならではの芸術文化や八尾に根づく地域文化を市内外に発信し、八尾の魅力として高めていくことが課題です。	③ 観光振興と連携した八尾の芸術文化・地域文化の魅力発信に向けて、多様な主体(行政、観光協会、NPO*、地域団体、民間企業など)が協働して取り組みます。
芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。 	[芸術文化活動] ● 学校へのアウトリーチ*事業の実施により、子どもたちが芸術文化に触れています。 ● 吹奏楽のまちとしてのイメージを高めていくため、交響楽団や大学等による中学校部活動の指導や、吹奏楽フェスティバルの開催等、普及・振興に取り組んでいます。	● 学校へのアウトリーチ*事業や文化会館でのワークショップ等を通じて、多くの子どもたちが芸術文化の魅力に触れる機会を提供し、芸術文化への関心を高めていくことが課題です。	④ 幅広いジャンル、世代、地域を対象とした事業展開を基本としつつ、特に、次代を担う子どもを対象とした取り組みを進めることで、芸術文化が与える感動により子どもたちの生きる力と心の豊かさを育みます。

関連計画 八尾市芸術文化振興プラン



吹奏楽の普及・促進を目的とした学校へのアウトリーチ事業

施策 9 地域経済を支える産業の振興

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>地域内のつながりによる新たな取り組みへのチャレンジ意欲とその取り組みを応援する機運醸成により、イノベーションエコシステム※が構築され、八尾の好循環につながっています。</p>  	<p>[商業・ものづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国でも有数の「ものづくりのまち」として、多様な生産工程や技術が集積しています。 ● 八尾市立中小企業サポートセンターを中心に、技術指導や技術相談に取り組んできました。 ● イノベーション※を創出する拠点として「みせるばやお※」を整備しました。 ● 市民や商工業者等の参画のもと、施策の検討、提言の場として八尾市産業振興会議※を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 牽引企業を育成し、新たな取引を活発にしていける環境づくりが必要です。 ● Society5.0※への対応に向け、データ分析やAI※の活用等ができる幅広い専門人材の育成支援が必要になっています。 ● 企業間の共創を生む機会をつくっていくためには、「みせるばやお※」の活動が持続可能なものとなるよう支援していく必要があります。 ● 八尾市の企業が起業家やクリエイター、大学などとともにつながりながら、独自のブランド化を図るなど、他社に対する競争力を高める必要があります。 	<p>① 新たな分野や異業種をはじめ、素材・加工技術等を活かした様々なイノベーション※につながる取り組みの支援により、チャレンジを誘発する環境の整備・システム化を進めるとともに、企業誘致支援策等による操業環境の向上と産業集積の維持発展を図ります。</p>
<p>操業環境等の整備と企業集積の維持が図られ、活発な産業活動により、職住近在のまちづくりが進んでいます。</p> 	<p>[商業・ものづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場用地の住宅化に伴い、住工の混在化が進む一方で、一定規模以上の工場用地の需要が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途地域※変更・地区計画※などにより企業の流出を防ぐ必要があります。 	
<p>先輩企業家が次世代の企業家の成長を支えることで人が集まり、にぎわいが持続するまちとなっています。</p>  	<p>[商業・ものづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の創業比率※は、府内の他の自治体と比較して中位を下回っています。 ● 本市における事業承継の課題として、人材育成が最も大きな要因となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 先輩創業者等による新たに創業を志す人へのアプローチや業種の枠組みを超えた企業同士の交流等を通じて、本市における創業の機運の醸成をはじめ、次世代を担う企業家を育成し、新たな取り組みにチャレンジしようとする機運を醸成する必要があります。 	<p>② 地域の企業家や商業団体との連携をさらに進めるとともに、社会課題の解決に向けて挑戦しようとする取り組みに対して、まち全体で応援するしくみを構築し、創業やイノベーション※の創出につながる好循環を生み出します。</p>
<p>個性豊かな商店やオープンファクトリー※が増え、地域内外から八尾の応援者や、関係人口※の増加とともに、八尾の産業が全国から注目されています。</p>  	<p>[商業・ものづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商店街を構成する個店数は減少傾向にある一方で、活性化活動に取り組む商店街もあり、その活動に対する支援をはじめ、商店の魅力発信をサポートを行っています。 ● 工場見学やワークショップの取り組みを通じて、従業員のモチベーションの向上をはじめ、本市のものづくり産業の発信にもつながっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちのにぎわいや活気を保つため、商業団体等が地域商業の課題解決に率先して取り組む機運を醸成するとともに、活気ある個店をブランディング※していく必要があります。 	<p>③ 業種や地域を超えた様々な分野の人材のつながりによる共創が生まれる土壌づくりを積極的に行うことで、八尾の産業を支える人材の育成や個性豊かな商店の創出をはじめ、垣根を超えたコラボレーションを増やし、まちの活性化につなげます。</p>
<p>特産物の認知度が上がり、農業者、市民が誇りをもって、生産し賞味され、都市における農地の多様な機能が市民に理解されるとともに、効率的な農作業の確保と合わせて八尾のブランド力が市内外に定着しています。</p> 	<p>[農業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾の枝豆※や八尾若ごぼう※の知名度の上昇とともに、八尾の農産物への市場からの期待も高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業従事者の高齢化・減少、農地転用等による耕地面積の減少とともに、後継者の確保が課題となっています。 ● 農業用かんがい施設等の老朽化対策が必要となる中、農地保全に向けた対応が求められています。 	<p>④ 安全安心で新鮮な農産物を消費者に提供できるよう、特産物の魅力発信や生産者と消費者との交流、安定的な農産物供給を担う生産者団体等への支援、生産基盤整備を含め農地保全に向けた取り組みを、計画的に進めます。</p>

関連計画 産業振興に関する提言書(八尾市産業振興会議※)

施策 10 就労支援と雇用機会の創出

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>働く意欲・希望のあるすべての市民が多様な働き方で就労を実現しています。</p>  	<p>[就労支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市ワークサポートセンターでの就労対策をはじめ、女性活躍推進員による求人開拓、求人検索サイト八尾市おしごとナビの開設等、求職者が仕事を探しやすい環境づくりを進めています。 ● 人材不足の状況にあっても、障がい者、ひとり親家庭の親、同和地区住民[*]、中高年齢者、外国人市民や、働くことが困難な状況を有する若者の就労は、厳しい状況にあります。 <p>[就労支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域就労支援事業やパーソナル・サポート事業[*]等により、就労困難者等一人ひとりが抱える課題に応じた支援を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労困難者等が抱える課題に応じたきめ細かな支援と情報発信を継続することが必要です。 ● 未就労者、不安定就労者、若者等が正規雇用へ結びつくよう、段階的な自立支援及び就労支援をさらに充実させる必要があります。 	<p>① 働く意欲・希望のあるすべての市民に対し、段階的な自立支援、及び個別的、包括的、継続的な就労支援を行います。また、就労困難者等に対しては、引き続き、一人ひとりが抱える課題に応じた支援を行います。</p>
<p>ダイバーシティ経営[*]と働き方改革の推進により、企業における人材確保や定着が進み、すべての市民がワーク・ライフ・バランス[*]のとれた充実した生活を送っています。</p>  	<p>[人材の確保・定着]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働力人口の減少を受けて、中小企業や小規模事業所では人材確保が課題となっており、人材不足により受注や採算に影響が生じている企業も出てきています。 ● 就業者が安心して働き、安定した暮らしを送るために、市内中小企業が勤労者の福利厚生に取り組んでいます。 <p>[外国人材の活躍]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業にとって必要な外国人の人材が活躍しつつあります。 <p>[誰もが働きやすい環境づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性の労働参加が進み、労働人口が減少する中においても女性の就業者数は増加傾向にあります。ライフスタイルや家庭の状況に合わせ、非正規雇用で働かれている方の割合が高くなっています。 ● 就労を希望する高齢者が働き続けることのできる環境が整いつつあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾の成長力を確保していくためにも、企業におけるダイバーシティ経営[*]の推進が必要です。 ● 市内中小企業における勤労者の福利厚生のさらなる充実が必要です。 ● 外国人材の公正な雇用環境の確保等が課題となっています。 ● 障がい者の雇用は増えていますが、障がい者が希望の職種に就き、生きがいをもって働くことができるよう、さらなる障がい者雇用への理解と雇用機会の拡大や環境支援体制づくりを図る必要があります。 ● 企業における誰もが働きやすい職場環境づくりが必要です。 ● 公正採用やハラスメント[*]防止等を推進するため、企業における人権啓発が必要です。 	<p>② 市内企業の人材確保や人材定着に向けた支援を行います。</p> <p>③ 誰もが働きやすい職場を増やしていくため、企業におけるダイバーシティ経営[*]の推進と働き方改革の推進に関する支援を行います。</p>

関連計画 八尾市地域就労支援基本計画

前期基本計画

施策 10

就労支援と雇用機会の創出

施策 11 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>市民が最新の消費生活問題に関する情報を得ることにより、身につけた知識を活用して消費者トラブル*を未然に回避することができています。トラブルに直面した場合も、市民が主体的に問題を解決できるようになっています。</p> 	<p>[消費者教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信技術や物流等の発展により、消費生活の利便性が向上している一方で、商品や役務、取引方法などの複雑化・多様化により、消費者と事業者間の情報の格差からくる消費者トラブル*が増加しています。また、消費者の経験・知識が十分でないことにつけ込んだ様々な悪質商法*が発生しています。 <p>[消費者教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者トラブル*や悪質商法*の被害を未然に防止するため、消費生活センターにおいて、出張講座の開催や街頭啓発を行っています。 ● 消費者団体等と連携して、消費者教育講座を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者トラブル*や悪質商法*に巻き込まれないよう、市民がさらに消費者としての経験・知識、判断力を備えることが課題です。 ● 市民に提供する消費生活に関する研修や啓発の内容については、情報通信技術の発展や社会情勢の変化などに対応したものであることが必要です。 	<p>① 市民が消費者トラブル*を未然に回避できる、またトラブルに直面した場合には主体的に問題を解決することのできる知識を身につけるよう、常に最新の消費生活問題に対応した研修・啓発活動を行います。</p>
<p>消費生活相談員の相談対応力が向上することにより、様々な消費者トラブル*や悪質商法*に対して、市民が適切な助言・支援を受けています。</p> 	<p>[消費生活相談体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市立くらし学習館に消費者相談窓口を設置し、市が委嘱している消費者相談員が相談に対応し、また消費生活センターにおいて、消費生活相談員が相談に対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信技術の発展や社会情勢の変化に対応して、消費生活相談を的確に行えるよう、消費生活相談員等の相談対応力をさらに高めていくことが必要です。 	<p>② 最新の消費生活問題に対応して適切な消費生活相談が行えるよう、消費生活相談員等のスキルのさらなる向上を図ります。また、消費者団体等との情報共有等の連携の強化を図ります。</p>
<p>消費者教育がさらに推進され、持続可能な社会の実現に向けて、当事者としての自覚と思いやりを兼ね備えた市民が、自立して行動しています。</p>  	<p>[消費者教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が消費生活における多様性を尊重するとともに、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたる社会経済情勢等に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、公正で持続可能な社会の形成に向け積極的に行動することが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が消費生活や社会環境の変化に柔軟に対応するとともに、自らが当事者であることを自覚したうえで行動できるよう、家庭や地域等を通じた子どもの時からの学びが必要です。 	<p>③ 市民が持続可能な社会の担い手となるよう、消費者団体等との連携による消費者教育・啓発活動をさらに推し進め、家庭における消費者教育の促進など、幼児期から高齢期の生涯にわたるライフステージに応じた消費者教育の確立をめざします。</p>

関連計画 -

前期基本計画

施策 11

消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実

施策 12 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>良質な住まいづくりにより、若者や新婚子育て世帯等の定住が進み、活気があるまちになっています。</p> 	<p>[空き家対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口が減少する中、空き家が増加し、それに伴い適切に管理されていない空き家も増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 増加する空き家が適切に管理され、流通や活用につなげていくしくみづくりが必要です。 	<p>① 増加する空き家が適切に管理され、流通や活用につなげ、若者や新婚子育て世帯等の定住を促進し、地域コミュニティの活性化を図るためのしくみをつくることで、良質な住まいづくりを進めます。</p>
<p>耐震性向上など住環境に配慮された住宅が普及することにより、良質な住まいづくりが進んでいます。</p> 	<p>[住宅の耐震化、良質な住宅の供給]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震化の補助制度や相談会の開催等により耐震化率は向上しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● さらなる既存民間住宅の耐震化など良質な住まいづくりにつながるような環境づくりが必要です。 	<p>② 住環境に配慮した住宅が供給されるよう、住情報の発信・啓発を行うとともに、さらなる耐震化を進めていくため、関係団体と連携し啓発・支援に努めます。</p>
<p>住宅確保要配慮者*が住まいを確保できています。</p> 	<p>[住宅確保要配慮者*]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会情勢の変化により高齢者や外国人などの住宅確保要配慮者*が増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間賃貸住宅への入居希望者に対して入居が拒まれる場合があるため、誰もが安心して入居できるような環境づくりが必要です。 	<p>③ 住宅確保要配慮者*に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者*が、必要とする住まいを確保できるように、実態を把握した上で、対策のための計画の策定及び居住支援の取り組みを進めます。</p>
<p>市営住宅の適切な維持管理・機能更新や、入居者、地域団体、関係機関等との連携により、入居者が安全・安心に生活しています。</p> 	<p>[市営住宅]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入居者の高齢化が進行し、コミュニティ活動が難しくなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進んだ市営住宅が多くなっており、機能更新が必要です。 ● 入居者が安全・安心して生活できる環境づくりが必要です。 	<p>④ 市営住宅の入居者が安全・安心に生活できるように、入居者、地域団体、関係機関等と連携しコミュニティを醸成するとともに、適切な維持管理や市営住宅機能更新事業計画を進めます。</p>

関連計画

八尾市住宅マスタープラン／八尾市空家等対策計画／八尾市耐震改修促進計画／八尾市営住宅機能更新事業計画

施策 13 快適な交通ネットワークの充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>一人ひとりの目的や状況に応じ、様々な移動手段を選択でき、誰もが円滑に移動できるまちになっています。</p> 	<p>[公共交通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人や車いす利用者、妊婦やベビーカー利用の子育て世代等支援を必要とする人に加えて、高齢化の進行により、自動車や自転車に乗れなくなり移動手段を持たない移動困難者の増加が見込まれます。 ● 公共交通の利用促進につなげるため、鉄道の整備促進に向けた鉄道事業者への働きかけを行うなど、低炭素社会への実現に向けた取り組みを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● バス路線の廃止により交通不便地域が増えていることが課題です。 ● 公共交通ネットワークに大きく影響する都市計画道路の整備が進んでいないことが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域特性に応じた新たな公共交通ネットワークを構築するとともに、地域との連携による公共交通の維持継続のための利用促進に取り組みます。また、都市計画道路や駅前広場の整備に合わせて、渋滞の緩和や交通結節点*機能等を高めるなど、移動のための多様な手段と機能の拡充に向けた取り組みを進めます。 ② 交通手段の選択肢を増やし、公共交通の利便性を高めるため、これまでの公共交通を補完する新たなシステムや、より良い自転車利用環境の整備を促進します。
<p>適正な自転車利用と道路環境の充実により、快適に自転車で移動することができるまちになっています。</p> 	<p>[自転車利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平坦な地形のため自転車の利用が多く、道路状況に見合った自転車通行空間等を確保する必要があります。 ● 放置自転車の撤去台数は年々減少傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放置自転車はまちの美観を損ねるとともに交通事故や交通マナーの低下につながる恐れもあり、指導・撤去を行っていない曜日、時間帯に放置される自転車が多いことから、放置自転車対策を充実することが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 適正な自転車利用のため、自転車通行空間の確保等、安全・安心で快適な自転車の利用環境の整備を進めるとともに、駅周辺の放置自転車対策として、指導・撤去を行っていない時間帯の放置防止対策に取り組むなど、移動保管活動や啓発活動をさらに充実します。
<p>交通ルールの遵守やマナーの向上等により、交通事故が減っています。</p> 	<p>[交通安全]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故件数は減少しています。 ● 交通安全イベント等、警察や地域及び関係団体等と連携した交通事故防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、子どもから高齢者に至るまで、各々の年代層に応じた交通安全教育を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故件数に占める高齢者や自転車に関わる交通事故の割合の増加や、自転車のいわゆる「ながら運転」の防止対策が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 交通事故に占める割合が高い高齢者や自転車利用者の安全を守るため、関係機関と連携し、高齢者の身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、自転車の正しい乗り方などの交通安全教育や啓発活動をさらに充実します。

関連計画 八尾市都市計画マスタープラン／(仮称)八尾市地域公共交通計画／八尾市自転車活用推進計画

前期基本計画
施策13
快適な交通ネットワークの充実

施策 14 魅力ある都市づくりの推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>主要駅周辺がにぎわい、それらが交通ネットワークでつながり、人や企業が活気にあふれるまちになっています。</p> 	<p>[都市整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾、大阪両市にまたがる八尾空港西側跡地(国有地)について、計画的な市街地形成のため国・大阪市・大阪府等の関係機関と協議を進めています。 ● 河内山本駅周辺については、駅前広場が未整備なため、歩行者や車両の動線が輻輳しているとともに、踏切から五月橋交差点までの区間においては、踏切歩道部が狭小であり、五月橋交差点における慢性的な渋滞が発生しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要駅周辺について、八尾市の成長につながる特色ある機能形成が求められています。 ● 河内山本駅では、玉串川の桜並木の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを進めるとともに、周辺地域の慢性的な渋滞の解消や踏切付近の安全性の向上のために、鉄道高架化等について大阪府、近畿日本鉄道(株)等と協議を進める必要があります。 	<p>① 主要駅周辺の特色を活かした機能の充実のために、河内山本駅周辺をはじめとした駅周辺の整備を進めるとともに、土地の高度利用*や集約化などの都市計画手法等の活用により各地域のにぎわいを創出します。また、八尾空港西側跡地については魅力的な都市づくりを進めるため引き続き関係機関と連携し取り組みを進めます。</p>
<p>計画的な道路整備や土地利用により交通渋滞が緩和され、防災力が向上するとともに、産業集積の維持発展と暮らしやすさが共存したまちとなっています。</p> 	<p>[都市計画道路]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市の骨格(交通機能や防災機能)となる都市計画道路の整備率が府下においても低い水準にあります。また、渋滞が多発する国道25号等、市内の主要幹線道路においては、広域緊急交通路としての位置付けにあります。 <p>[土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の低・未利用地*が増加しており、今後も都市のスポンジ化*の進行が懸念されます。 ● 工場の市外移転による跡地や工業系用途内の農地への住宅供給等により、住工混在*している地域があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 円滑な交通網の整備や地域の発展と健全な土地利用の促進のため、幹線道路等の整備による道路ネットワークの構築が求められています。 ● ものづくりのまちとして工場の操業環境を守るため、用途地域*変更や地区計画*といった都市計画手法等を活用し、住工混在*の発生を抑制することが課題です。 	<p>② 快適な交通ネットワークの充実を図るため、計画的・効果的に都市計画道路の整備を進めます。特に、大阪柏原線などの広域的な都市計画道路については、国や大阪府、沿線市等と連携しながら整備を促進します。</p> <p>③ 都市計画手法等を活用した適切な誘導や規制を行うことで計画的な土地の有効活用を進めるとともに、産業集積の維持発展のための取り組みを進め、住工混在*の解消や工場の転出防止・転入促進等につなげます。</p>
<p>魅力ある都市景観が形成され、多くの人に選ばれるまちとなっています。</p> 	<p>[景観形成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾らしい都市景観を守り、育てていくため、市民・事業者・行政が共通認識をもって、協働による景観まちづくりに取り組んでいく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの人々が住み続けたいまちとなるために八尾市の特色を活かした景観の形成を進めていく必要があります。 	<p>④ 八尾らしい歴史、文化的な景観資源の保全及び都市景観形成のため、地域等の意識醸成を図り、良好な都市景観の形成のための取り組みを進めます。</p>

関連計画

八尾市都市計画マスタープラン／八尾市都市景観形成基本計画／八尾市景観計画／(仮称)八尾市地域公共交通計画／八尾市みどりの基本計画

施策 15 都市基盤施設の整備と維持

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設が適切に維持管理されることにより、これらの施設が健全に保たれ、市民が安全に安心して暮らせるまちとなっています。</p> 	<p>[都市基盤施設の維持管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁、公園、下水道施設においては、個別施設計画に基づき、計画的な維持管理の取り組みを行うとともに、その他都市基盤施設については、パトロールや市民からの要望・通報等を受けて適切に維持管理を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設は、耐用年数を過ぎると、老朽化による重大な事故の発生リスクが高まるため、大規模な修繕・更新が一時的に集中する等の課題があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民の日常の暮らしを支えるため、計画的な都市基盤施設の整備と市民との協働による維持管理を進めます。 ② 公共下水道事業は、地方公営企業として、安定したサービスの提供を持続するため、経営戦略に沿った事業経営を進めます。
<p>交通安全対策や道路改良により、すべての市民が生活道路を安全・快適に通行できています。</p> 	<p>[生活道路の交通安全対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内には、狭い生活道路が多く、幹線道路の渋滞を避ける車両も多く走行しており、また、安全に通行可能な歩行空間も限られています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情を踏まえた生活道路や通学路の安全対策、交差点の安全対策を進めていくことが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 安全で快適に通行できる道路環境向上のため、国や大阪府、警察等、関係機関と連携して対策を進めます。
<p>河川、下水道、流域対策等による総合的な治水対策により、水害や土砂災害の防止・軽減を図ることができています。</p> 	<p>[水害・土砂災害対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大型台風の接近や集中豪雨等が増加傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大和川や寝屋川流域における河川のはん濫や浸水被害、東部山麓における土砂災害の発生リスクが高まっています。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 洪水や浸水被害、土砂災害等を防ぐために、国や大阪府、流域関係市等と連携し寝屋川流域における総合的な治水対策の取り組みを進めます。
<p>地域住民に親しまれ、愛される公園が整備され、多くの人が活発に利用しています。</p> 	<p>[公園]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市域でのみどりの量は少なくありませんが、都市公園の一人当たり面積は少ない状況です。憩い、安らぎの場として多くの市民が公園を利用していますが、一部の公園においては、経年変化による老朽化やニーズの変化で、魅力が低下しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 魅力が低下した公園が地域住民に親しまれるように新たな特色を出しつつ、存続や他の公園整備に合わせ統合する等の再整備の手法の検討が必要です。 ● 公園が身近に感じられ、様々な地域行事が公園で行われるように公園利用者で定めるルールづくりが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 計画的に公園を整備するため、様々な手法で公園用地を確保し、市民のニーズに応じて防災性の向上など特色のある整備を進めます。また、地域住民に親しまれるように住民意見を取り入れながら、小規模公園の再編・再整備を進め、利用促進を図ります。
<p>景観に配慮した整備により、多くの人が魅力を感じ快適に暮らせるまちとなっています。</p> 	<p>[景観整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設は長期にわたり使用されることから、地域と調和するとともに、地域の景観の構成要素として先導的な役割を担っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市景観計画に基づく水と緑のうおい景観の整備が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑥ 魅力ある快適なまちになるように、^{なまくしがわ}玉串川や長瀬川の沿道等、景観に配慮した整備を進めます。

関連計画

八尾市都市計画マスタープラン／八尾市都市基盤施設維持管理基本方針／寝屋川流域水害対策計画／八尾市みどりの基本計画／八尾市景観計画／八尾市公共下水道事業経営戦略

施策 16 上水道の安定供給

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>水道施設の耐震化及び適切な維持管理がなされ、安全安心でおいしい水が安定的に供給されています。</p> 	<p>[上水道]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や節水機器等の普及により水需要が減少し、給水収益が減少傾向にあります。 ● 平成30(2018)年に水道法が改正され、関係者の責務の明確化や適切な資産管理など、水道事業の基盤を強化するための措置が講じられました。 ● 地震等の災害時も安全安心な水を安定的に供給できるように、水道管路や配水池等の水道施設の更新・耐震化を計画的に進めています。 ● 災害時を想定して住民とともに給水活動の訓練を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期に整備してきた水道管路・施設の経年による老朽化が進行しています。 ● 水道水をいつでも安心して飲めることの大切さを感じ、水道施設の更新・耐震化や飲料水の備蓄などの重要性について、市民の理解と信頼、協力を得るための情報発信や啓発、子どもへの学びの機会が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 将来にわたり、いつでも安全安心でおいしい水を安定的に供給するため、将来の水需要に見合った施設規模の検討をし、水道管路や施設の更新・耐震化を進めます。 ② 災害時に共助による応急給水活動が行えるよう、引き続き、市民への情報発信や啓発、子どもへの学びの機会の提供及び住民との給水活動の訓練を行います。
<p>将来の水需要に見合った施設規模としていくとともに、収益力強化の取り組みにより、収支バランスの取れた企業経営が行われています。</p> 	<p>[水道事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大阪府では、水道基盤の強化を図るため、「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を設立し、広域化に向けた検討を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金とのバランスをとりながら、老朽化した水道管路や施設の更新・耐震化を進めていくことが重要であり、収益力の強化が課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 安定的な事業運営を進めるため、収益力を強化し、収支バランスの取れた企業経営を行います。 ④ 将来にわたってより効率的、効果的な水道事業を行っていくため、府域での広域化に向けての検討を行います。

関連計画 八尾市水道事業ビジョン／八尾市水道事業経営戦略



耐震性緊急貯水槽を用いた拠点給水の訓練

施策 17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>防災や減災*につながる様々な取り組みが広がり、八尾の防災力が向上し、災害に強いまちになっています。</p>  	<p>[防災]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去の災害対応の教訓や国・大阪府の動向を踏まえ、八尾市地域防災計画等を定期的に改訂するとともに、訓練を通じて市職員の災害対応力を高めています。 <p>[防災]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防災力を高めるため、自主防災組織*の結成促進を行うとともに、避難所運営マニュアルの作成支援などを行っています。 <p>[防災]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な市民が日頃から地域コミュニティにおいてつながることで、地域における防災力が高まるように、各種イベント等における啓発活動や地域等の自主的な防災活動への支援を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害関連死を減らすとともに、災害後の生活や事業活動の早期再建の支援を適切に行えるよう、市職員の応急対策活動等の向上が課題です。 ● 大型台風の接近や大雨などにより避難が必要なときに、逃げ遅れを防ぐための早め早めの避難情報の伝達を行い、市民の避難意識を高めることが課題です。 ● 今後、避難所運営マニュアルを含む地区防災計画について、各地域における取り組みを進めていく中で、災害発生時においても人権が守られる環境づくりが課題です。 ● 被害を軽減(減災*)するため、市民・事業者の災害対策の促進や、自主防災組織*や地域における防災訓練への多様な市民の参加、災害時要配慮者*支援の実効性の向上が課題です。 ● 平常時から避難行動要支援者*名簿の同意者リストを活用した地域の見守り活動を広げ、共助による防災力を向上することが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 防災体制の確立と災害に強い組織づくりのための取り組みを進めます。 ② 市民の防災意識の向上のため、防災に関する情報提供や啓発、避難情報の正確な伝達に努めます。 ③ 日頃からの災害に対する備えが災害時に機能するように、地域とともに、自主防災組織*をはじめとする地域における災害対応活動を高める取り組みを進めます。 ④ 各地域における地区防災計画の作成を進める中で、すべての人に配慮した避難所運営のしくみづくりとともに、実効性の高い災害時要配慮者*支援の取り組みを進めます。
<p>大阪府警・地域・事業所・学校等と連携し、防犯活動や啓発活動に取り組むことにより「大阪重点犯罪」の被害が減っています。</p> 	<p>[防犯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 府内で多発する自動車関連犯罪(自動車盗・車上ねらい・部品ねらい)、ひったくり・路上強盗、オートバイ盗・自転車盗を街頭犯罪7手口として対策を推進してきました。 ● 警察・地域と連携した啓発活動の実施や、防犯カメラの適切な場所への設置などにより街頭犯罪認知件数は減少しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪重点犯罪とされる子どもや女性を狙った性犯罪・特殊詐欺*・自動車関連犯罪に加え、ひったくりや自転車盗の対策を引き続き推進していくことが必要です。 ● 近年、八尾市でも特殊詐欺*の被害が多く発生しています。今後も高齢化に伴い被害の拡大が懸念され、市民の対策向上につながる効果的な啓発を行うことが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 「大阪重点犯罪」等による犯罪被害の発生を減らすために、大阪府警や地域と連携した効果の高い啓発活動や、地域・事業所・学校等と連携した防犯活動に取り組めます。
<p>効果の高い啓発活動により、市民や職員における危機管理意識が向上しています。</p> 	<p>[緊急事態への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 武力攻撃事態(ミサイル攻撃、テロ等)および市内における危機事象(重大事件、重大事故、感染症、行政対象暴力*等)に対して備えることが必要であり、八尾市国民保護計画および八尾市危機管理対応方針等に基づき、緊急事態に対して対策・体制を定めるとともに、危機管理マニュアル等を備えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急事態への対応力を高めるため、市民や職員の危機管理意識の向上が課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑥ 緊急事態の発生時に被害が最小限となるよう、危機管理体制を整備するとともに、混乱や不安を煽るデマ等により市民が混乱することがないように、市民や職員における危機管理意識が向上する取り組みを進めます。

関連計画 八尾市地域防災計画／八尾市国土強靱化地域計画／八尾市国民保護計画／やお防犯計画／八尾市災害時要配慮者支援指針／八尾市災害廃棄物処理計画／八尾市危機管理対応方針／八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画

前期基本計画
施策17
防災・防犯・緊急事態対応力の向上

施策
18 消防力の強化

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>消防力の強化により、市民の生命、身体、財産の安全・安心が守られています。</p> 	<p>[消防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震や局地的集中豪雨、大型台風などの自然災害が各地で発生し、甚大な被害が発生しています。 ● 南海トラフ地震の発生が、近い将来高い確率で想定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複雑多様化・大規模化する災害に対応するため、消防車両や各種資機材・高機能消防指令センター*等の充実強化が求められています。 ● 各種災害に迅速的確に対応するため、訓練を充実させ、消防職員の技術・技能向上を図る必要があります。 ● 消防行政に関する運営の効率化及び基盤強化のために消防の広域化の検討が求められています。 	<p>① 救急救助体制の充実をはじめ総合的な消防体制を強化します。</p> <p>② 消防の広域応援体制を充実します。</p>
	<p>[消防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防庁舎の老朽化及び資機材等の収納不足等が発生しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進行している消防庁舎等の機能更新が必要です。 	<p>③ 老朽化している消防庁舎については適正配置を視野に入れた機能更新を計画的に進めます。また、高機能消防指令センター*の適正な運用管理を行います。</p>
	<p>[消防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化に伴って救急車の出動件数が増加しています。 ● 軽症者の救急搬送割合が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急需要が高まっているため救急体制の充実が必要です。また、救急車の適正利用を啓発する必要があります。 	<p>④ 救急体制を強化し高度化を図ります。また、救急車の適正利用の広報活動を推進します。</p>
<p>市民・地域や事業所、各種団体との連携により地域における消防防災力の向上が図られ、災害に強いまちとなっています。</p> 	<p>[消防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅火災による被害及び死傷者が発生しています。 ● 地域と連携した放火防止対策の取り組みを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅防火・放火防止対策を促進する必要があります。 	<p>⑤ 市民・地域や事業所、各種団体との連携により、住宅防火・放火防止対策及び防火対象物における防火安全対策を推進します。</p>
	<p>[消防団*・自主防災組織*]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団*施設等の機能更新や女性分団*を創設するなど消防団*の充実強化に努めています。 ● 地域の防災訓練に消防団*、学生消防隊*と連携して活動支援を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災の中心となる消防団*の装備の充実や自主防災組織*等、地域と密着した活動が行えるよう平時からの連携が必要です。 ● 女性を含めた防災リーダーの育成、若い世代や女性の訓練参加の促進等により、災害時に迅速・的確に活動できる組織として育成することが課題です。 	<p>⑥ 消防防災力の向上のため、消防団施設等の機能更新や装備を充実するとともに消防団*と自主防災組織*等、地域との連携により、応急手当の普及啓発や自主防災組織*等に自立型訓練の実施を促進し組織の活性化を図ります。</p>

関連計画 八尾市消防施設に関する基本構想／八尾市消防団活性化総合計画

施策 19 健康づくりの推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 もしも・備え</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>5 つながり 自分らしさ</p>  </div> </div>	<p>[疾病予防と健康づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりを未来に向かってさらに広げ、みんなの健康をみんなで守る健康コミュニティを育んでいくことをめざし、平成30(2018)年に発布した八尾市健康まちづくり宣言の意義を踏まえ、健康づくりの取り組みを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての市民がいつまでも心身ともに健康に暮らせるように、他施策と連携し環境づくりを行うことが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 一人ひとりの健康をみんなで支え守る地域づくりに取り組むため、市民、地域、学校、事業者、学術研究機関等と協働のもと、健康に関するデータ等を市民に分かりやすく示し、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、環境づくりを進めます。 ② 中核市*として、効果的・効率的に保健衛生施策を展開するため、保健事業に従事する保健師等の専門職の知識・技術の向上を図ります。
	<p>[疾病予防と健康づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本の平均寿命は世界最高水準ですが、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる健康寿命*を延ばすことが重要になっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯を通じたところとからだの健康づくり、及び食を通じたところとからだの健康づくりを進めることが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 健康寿命*の延伸を実現するため、日常的な運動・正しい食生活の実践、歯と口腔の健康づくり、喫煙率の減少等に取り組めます。
	<p>[疾病予防と健康づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化や市民のライフスタイルの変化により、がんや循環器疾患等の生活習慣病による死亡率が高い状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病対策として、健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた取り組みが必要です。 ● 病気の早期発見、早期治療という「二次予防」の観点から健(検)診受診率や生活習慣改善のための特定保健指導*実施率を向上する必要があります。また、疾病の重症化予防の取り組みも推進する必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 特定健康診査*・がん検診・歯科健康診査等の受診率をさらに向上させるとともに、保健指導・教育を通じ、多くの市民が「健康であることが幸せである」という意識の醸成を図ります。

関連計画 健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画



地域における健康づくりの取り組み

施策 20 健康を守り支える環境の確保

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>市民の生命や健康の安全を脅かす大規模災害や感染症などへの備えが充実しており、市民一人ひとりが、安全かつ安心して健康な生活ができる環境が整っています。</p> 	<p>[健康を守り支える環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中核市*として、「みんなの健康をみんなで守る」公衆衛生の拠点である保健所を設置し、医師・保健師・薬剤師等の職員を配置しています。 ● 市民一人ひとりが安心して健康な生活ができるよう、医療機関や薬局、飲食店や理美容所等の安全・衛生に関する業務や、難病、感染症、精神疾患、食中毒等への対応など、特に専門的な業務を行っています。 ● 近年、大規模災害の発生や新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症、食中毒、医薬品に起因する健康被害など、市民の生命や健康の安全を脅かす事態（健康危機事象）が多発し、人々の関心や危機意識が高まっています。 ● 健康危機事象が生じた際に、健康被害の発生予防、原因調査、拡大防止、治療等の対策を適切に行えるよう、様々な対策訓練や研修等により、職員の技術強化に努めています。 <p>[健康を守り支える環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自殺が深刻な問題であることから、八尾市自殺対策推進計画に基づき、自殺対策に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の保健所には、専門的な保健衛生活動に取り組みながら、健康課題の克服に向け、健康に関わる関係機関等や地域を「見る・つなぐ・動かす」機能を強化することが求められています。 ● 誰も自殺に追い込まれることのない環境づくりや孤立を防ぐための地域共生社会の実現を進めるとともに、自殺に関する啓発、自殺を予防する相談に関わる人材の養成、地域における連携体制の強化を図る必要があります。 	<p>① 公衆衛生の拠点である保健所として、新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする健康危機事象に的確に対応するとともに、様々な対策訓練や研修等をさらに充実し、職員の技術強化に努めることで、市民の健康に関する安全・安心を確保します。</p> <p>② 自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのないまち“やお”」の実現をめざし、みんなで生きることを支えるための取り組みを包括的に推進します。</p>

関連計画 八尾市自殺対策推進計画／八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画

施策 21 地域医療体制の充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div> </div>	<p>[地域医療体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の医療ニーズに応えるため、大阪府及び中河内医療圏(八尾市・東大阪市・柏原市)の行政機関が各種の医療提供体制を確保できるように努めています。また、医療機関がそれぞれの機能に応じた役割を果たすとともに、連携して地域医療を提供しています。 <p>[休日・夜間等の救急医療]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 休日急病診療所が休日診療(内科・小児科・歯科)を行っています。 ● 中河内医療圏の医療機関が協力して、輪番制により、小児初期救急体制を確保しています。 <p>[地域医療体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市立病院は、急性期医療*を提供するとともに、公立病院として、市民の生命と健康を守るために政策医療(救急医療、小児・周産期医療、高度医療、災害医療等の不採算分野を含む)に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の医療ニーズに応えるため、大阪府及び中河内医療圏の行政機関が医療提供体制を確保できるようにさらに努めていく必要があります。 ● 医療機関がそれぞれの機能に応じた役割を果たすとともに、連携して地域医療を提供できる体制を構築する必要があります。 ● 小児医療を担う医師が不足しており、広域的な小児初期救急体制の維持が課題です。 ● 市立病院では、引き続き、医師確保、医療体制の充実を進めつつ、健全経営、PFI*での公民協働*による運営を行うことによって、急性期医療*・政策医療の提供を続けていくための環境を維持することが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民が適切な医療を受けることができるよう大阪府、中河内医療圏内各市の行政機関・医療機関等が医療サービスに関する各種データを活用する中で、それぞれの機能・役割を果たすことで医療提供体制を構築します。 ② 休日急病診療所の運営や輪番制による小児救急体制を維持するとともに、大阪府の医療計画に基づき、大阪府等と連携しながら、救急医療体制の充実に取り組みます。 ③ 市立病院において、公民協働*の効果を最大限に発揮して、健全経営を維持しながら、市民の生命と健康を守るため、急性期医療*・政策医療に取り組みます。
<p>かかりつけ医*、かかりつけ歯科医*、かかりつけ薬剤師*を持ち、医療機能に応じた役割分担を理解し、適切な医療機関を受診する市民が増えています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>[地域医療体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 限りある医療資源を有効活用するために、医療機能に応じた適切な医療機関への受診を進めることに取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 限りある医療資源を有効活用するためには、医療機能に応じた適切な医療機関への受診をさらに進めることが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 限りある医療資源の有効活用のため、かかりつけ医*、かかりつけ歯科医*、かかりつけ薬剤師*を持ち、医療機能に応じた適切な医療機関を受診できるよう、市民へ向けたよりわかりやすい情報発信を進めます。

関連計画 八尾市立病院経営計画

施策 22 良好な生活環境の確保・地球環境の保全

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>環境を意識した暮らしや事業活動により、河川や空気がきれいな状態に保たれ、温室効果ガス*の排出量削減に向け、市民、事業者と行政が一体となって取り組みを進めています。</p> 	<p>[生活環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大気・水質・騒音の環境について、概ね環境基準を達成しています。 <p>[地球温暖化防止]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギーや再生可能エネルギー等の普及啓発や、市における太陽光発電等の率先導入はもちろん、削減目標の達成に向け、さらなる取り組みや発信が必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住まいと工場が混在して立地しており、良好な生活環境を継続して確保するため、市民、事業者等と行政とのパートナーシップ*をさらに深めることが課題です。 ● 市民や事業者に対して地球温暖化対策の普及啓発や教育を推進し、市として省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を率先して進めるとともに、あらゆる対策を講ずる必要があります。 	<p>① 良好な生活環境をめざして、市民、事業者等とのパートナーシップ*を深め、複雑多様化する環境課題への取り組みを進めます。</p> <p>② 市域の温室効果ガス*削減のため、市民、事業者等とのパートナーシップ*によりさらなる取り組みを進め、次世代のために削減目標の達成をめざします。</p>
<p>市民や事業者等が地域の美化活動に自主的に取り組むとともに、美化をテーマにした市民活動や地域でのネットワークが強化され、まちが美しく清潔に保たれています。</p>   	<p>[環境美化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者等により環境美化活動が活発に行われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手の固定化や高齢化の問題が顕在化しており、新たな担い手の確保等を行っていく必要があります。 ● 喫煙における国・大阪府等の動向や社会情勢を踏まえた路上喫煙マナーのあり方の検討が必要です。 	<p>③ 地域での清掃活動や路上喫煙マナー啓発活動などの美化推進への取り組みを促進するとともに、新たな担い手の確保に努めます。</p>
<p>市民や事業者等と協働し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進することで、資源が循環して利用され、廃棄物が減少するとともに、排出される廃棄物が適正に管理、処理されています。</p> 	<p>[循環型社会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭系ごみについては、指定袋の見直し、雑がみを有価物集団回収に出すことやプラスチックごみの削減など、ごみの減量化・再資源化に努め、事業系ごみについても、現場職員の活用を図ることで、適正な廃棄物処理を推進してきました。 ● 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、令和元(2019)年に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な廃棄物処理体制を構築し、効率的・安定的な廃棄物処理を行い、環境負荷の低減に配慮した廃棄物処理を推進する必要があります。 	<p>④ 循環型社会の構築に向け、ごみの分別収集・処理を行うことにより、ごみの減量化・再資源化を進めます。</p>

関連計画

八尾市環境総合計画／八尾市地球温暖化対策実行計画／
八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)／八尾市災害廃棄物処理計画／
八尾市生活排水処理基本計画

施策 23 つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>包括的な支援により、すべての市民が夢や生きがいをもって、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。</p>  	<p>[複合化・複雑化する課題への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少の進行や高齢化の進展等の社会の変化により、日常生活における課題が複雑化しており、現状のしくみでは、対応が困難な場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮による貧困の連鎖、ひきこもり、8050問題*など、様々な問題が発生しており、支援を必要とする方々が抱える複合化・複雑化する地域生活課題に対し、包括的な対応が求められています。 ● 支援が必要とされる人が、制度・サービスを知らないことで必要な支援につなげていないケースがみられることから、より適切に情報提供を行うことが必要です。また、本人や世帯等の様々な相談を受け止め、関係機関などと連携しながら相談者に寄り添い、課題解決に向けて支援することが必要です。 	<p>① 複合化・複雑化した地域課題や支援ニーズに対応するため、様々な相談を受け止めるとともに、きめ細かな情報提供や地域資源の活用により地域の関係性づくりを進め、様々な分野の連携による地域共生社会の構築に取り組みます。</p>
<p>地域において、住民一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍しています。</p>  	<p>[地域における多様な主体の支え合い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区福祉委員会をはじめとする八尾市社会福祉協議会や、地域の様々な団体、ボランティアが地域福祉活動を行っていますが、より活動を活発化する必要があります。 ● 地域福祉活動の担い手が不足する原因として、意欲のある人が活動の場につなげていない場合等があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな地域福祉活動の担い手の育成に向けて、地域福祉活動の魅力を発信し、世代や属性を限定しない活動の場や機会の確保など、地域住民をはじめ民間団体も含めた多様な主体が積極的に活動に参画できる環境整備が必要です。 	<p>② 地域での支え合いを充実するため、地域住民が自主性と創意工夫を発揮できる手法の導入や、様々な世代が活動する場や機会を創出すること等により、地域福祉の新たな担い手を育成します。また、地域住民をはじめ民間団体も含めた多様な活動主体の参画と連携により、住民一人ひとりが地域で自立した生活を送り続けられるよう支援します。</p>
 	<p>[地域における多様な主体の支え合い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域においては、災害から自らの命を守るための避難行動に支援が必要な人がいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時からコミュニティの増進を図り、地域での見守りのしくみづくりを進めることで、災害時の避難行動支援にもつなげていくことが必要です。 	<p>③ 避難行動要支援者*名簿などを活用し、平常時からコミュニティの増進を図り、災害に備えた計画づくりなど、地域における見守りのしくみづくりを進めます。</p>

関連計画 八尾市地域福祉計画／八尾市災害時要配慮者支援指針



地域のふれあい喫茶型サロン

施策 24 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会があり、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。</p>  	<p>[高齢者の自主活動や社会参加]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により社会的に孤立する高齢者がみられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会と関わりながら、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、高齢者が自主活動や社会参加できる環境づくりが課題です。 	<p>① 高齢者の生活の自立と生きがいづくりを支援するため、住民運営による通いの場[※]の充実や自主活動の支援など、地域住民をはじめ民間団体も含めた多様な活動主体の参画と連携による地域での支え合い体制づくりを推進します。</p>
	<p>[高齢者をとりまく課題への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症や高齢者虐待など高齢者をとりまく多様な課題が増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の高齢者とその家族の生活をとりまく、より良い環境づくりのため、地域住民や関係機関、民間の事業者と連携し、認知症に対する理解を深めるための啓発や高齢者の権利擁護[※]を図ることが必要です。 ● 認知症の進行や身体機能の低下等があっても高齢者が尊厳を保ち、自立した暮らしを送れるよう、支援を適切に行うことが求められています。 	<p>② 高齢者が尊厳を保ち、自立した暮らしを送れるように、高齢者あんしんセンター[※](地域包括支援センター)をはじめとした機関等が連携し、認知症や権利擁護に対する理解への啓発を進めます。また、制度や分野ごとの関係を越えた相談・支援体制の充実に取り組みます。</p>
<p>高齢者が必要なサービスを適切に利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。</p>  	<p>[介護予防・介護サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進展により要支援・要介護認定者が増加し、介護サービス等の利用が増え、介護保険給付費の増加が見込まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の自立を支援し、重度化を防止するため、自主的に社会参加を行い、介護予防(健康づくり)に取り組む高齢者が増えることが必要です。 ● 利用者の心身や生活の状況に応じた、より質の高い介護サービスの提供される環境整備が必要です。 ● 負担と給付のバランスを確保しつつ、介護保険制度を持続的に安定して運営できることが必要です。 	<p>③ 高齢者人口が増加しても利用者に適切なサービスが提供され、介護保険制度を持続的に運営できるように、サービスの質の向上及び必要量の確保などの環境整備に取り組みます。</p>

前期基本計画

施策 24

高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現

関連計画 八尾市地域福祉計画／八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画



河内音頭健康体操出前講座

施策 25 障がいのある人への支援の充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>多様化するニーズに対応したサービスや相談体制を活用し、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしています。</p> 	<p>[障がい福祉サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉サービスや障がい児支援を利用している人が増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスを必要とする人が必要な時に適切なサービスを利用できるように、障がいのある人を支える人材の確保や多様なニーズに対応したサービスの提供等、環境整備を進めることが課題です。 	<p>① 障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、地域での生活を支えるサービスの提供をはじめ、様々な相談に対応できる体制等を充実します。</p>
<p>保健、医療、福祉、教育等との連携により地域全体で障がいのある人を支えるしくみをつくることで、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族が安心して暮らしています。</p> 	<p>[複合的な課題への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様で複合的な地域における生活課題に対して、障がい者、高齢者、子ども等といった分野ごとの対応では解決することが困難なケースが見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人には医療的なケアも必要な人がいます。今後も保健、医療等との連携による支援体制の強化が課題です。 ● 障がいのある人に対する親亡き後の支援体制の整備が課題です。 	<p>② 分野ごとの対応では解決することが困難な多様で複合的な課題に対応できるよう、地域や保健、医療、福祉、教育等との連携により地域全体で障がい者等を支える体制をつくります。</p>
<p>障がいや障がいのある人に対する理解と合理的配慮*が促進されることで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら暮らしています。</p>  	<p>[障がいや障がいのある人に対する理解]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者差別解消法が認知され、障がいや障がい者理解と合理的配慮*が社会全体に浸透していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいや障がいのある人に対する理解や合理的配慮*の促進と権利擁護の推進が課題です。 	<p>③ 障がいのある人の人権が尊重され、障がいの有無にかかわらず個々の意見が様々な取り組みに反映されるなど、社会参加と自己実現を図りながら地域でともに暮らす社会づくりに向けて、障がいや障がいのある人への理解と合理的配慮*の促進を推進します。</p>

関連計画 八尾市地域福祉計画／八尾市障がい者基本計画／八尾市障がい福祉計画及び八尾市障がい児福祉計画



八尾市立障害者総合福祉センターの「愛に輝くうらな会」

施策 26 生活困窮者への支援

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>生活に困窮したときに、誰もが必要な支援を適切に受けることができ、社会とのつながりや居場所を持ち、地域社会の一員として安心して安定した生活を送ることができています。</p> <p>生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、誰もが地域のなかで尊厳をもって安心して暮らし続ける包摂型社会が実現しています。</p> <p>希望する誰もが、様々な支援を受けながら再スタートを切ることができます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> </div>	<p>[生活困窮者支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 失業や病気等による離職、離婚・死別等、様々な理由から経済的に困窮する場合があります。また、様々な理由から、就労が困難な人も見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者には、経済的困窮の要因となる様々な課題を持つ人が多いことから、自立を就労や経済的側面のみで捉えることなく、個人の状況に応じた支援策によって社会との関わりや参加につながる必要があります。包摂する社会関係や居場所づくりが求められます。 ● それぞれの人に寄り添った伴走型の自立支援を行っていくことが求められています。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業を適切に実施するため、関係機関との連携による早期の相談支援を行います。 ② 生活困窮者が抱える経済的困窮の背景にある複合的な課題を解決するために、関係機関から支援を必要とする人が確実につながるような機関同士の関係づくりや連携による支援体制の充実を図ります。 ③ 生活困窮者の状態に応じた就労支援を行います。包摂型社会を実現し、日常生活、社会生活、経済的等の観点からの自立支援のため、中間的就労*等の取り組みを推進します。
	<p>[生活困窮者支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが経済的困窮を背景に医療や食事、教育、地域社会との関わり等において極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せない「子どもの貧困問題」があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちがいきいきと育ち、未来への展望が実感できるよう、学校・家庭・地域・行政等が連携して相談や支援のしくみを構築することが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちや若者が八尾で将来に希望が持てるような支援のしくみの充実を図ります。
	<p>[生活保護]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護制度の利用に関する相談件数は増減を繰り返しながらも緩やかな減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、増加傾向に転じています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 単身の高齢者世帯の被保護者が増えており、介護をはじめとする様々な高齢者施策の活用や適切で効果的な健康管理支援が課題となっています。 ● 生活に困窮した時に、必要な支援を適切に受け、安定した生活を送ることができるように相談体制の整備・充実や生活保護制度の適正な運用が課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 生活保護制度の相談体制の整備・充実に取り組むとともに、制度を適正に運用します。

関連計画 八尾市地域福祉計画／八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)

施策 27 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。</p> 	<p>[人権課題等への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとりが人権を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重の重要性を正しく認識し、すべての人権が尊重される社会、差別のない社会を築くため、(一財)八尾市人権協会や八尾市人権啓発推進協議会の協力のもと、地域・市民主体の地区人権研修をはじめ人権教育・啓発プランに沿って人権課題の解決に向けた啓発などの取り組みを行っています。 ● 偏見や差別意識につながる同和地区の問い合わせ、外国人に対する発言などの差別事象が発生しています。 <p>[人権課題等への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権を取り巻く環境の変化に対し、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法[*]、部落差別解消推進法など、個々の人権課題に対する、法の制定が進められていますが、現行法上では、あらゆる差別を禁止する法制度がないため、差別事象などに対応できない状況にあります。 <p>[人権尊重のまちづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権コミュニティセンターにおいて、社会福祉法及び基本的人権の尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上を図るとともに、様々な人権問題の速やかな解決と人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、職場、地域等において差別を解消するための人権教育・啓発をさらに進めていくことが課題です。 ● 情報化の進展に伴うインターネット上での差別書き込み等の人権侵害に対する対応が課題です。 ● 性の多様性をはじめ、新たに認識されるようになった人権課題への対応が課題です。 ● 平成28(2016)年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法[*]、部落差別解消推進法の人権三法が施行されましたが、まだまだ市民への周知が必要であり、法の理念をふまえ、さらに人権三法の周知・啓発を図ることが求められています。 ● 老朽化している桂・安中人権コミュニティセンターの機能更新が必要であり、更新の際には人権に関わる情報発信や活動の場の提供、人材の育成などを集約する人権教育・啓発機能の充実に向けた取り組みを進めることが課題です。 	<p>① すべての人権が尊重される社会、差別のない社会を築くため、学校、職場、地域等、あらゆる場を通じた人権教育・啓発に取り組みます。</p> <p>② 人権を取り巻く環境の変化に適切に対応していくために、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法[*]、部落差別解消推進法も踏まえた地域における包括的な相談支援体制の整備に取り組みます。</p> <p>③ インターネット上の人権侵害への対応については、モニタリングや先進的な取り組みの研究、広域的な対応など、差別のない社会の実現に向けて効果的な取り組みを行います。</p> <p>④ 性の多様性等新たに認識されるようになった人権課題に対して、正しい知識と理解を深めるため啓発を行うとともに、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。</p> <p>⑤ 人権教育啓発を行うとともに、差別や生活困難など、様々な社会的困難を抱えている市民の自立支援を推進する環境整備に取り組みます。</p>
<p>未然防止、早期発見の取り組みにより、いじめのない社会が実現しています。</p> 	<p>[いじめ問題への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止に向けた取り組みを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめの未然防止、早期発見とともに、いじめ事象に対する理解を深めることが必要です。 	<p>⑥ 子どもの権利を守るため、子どものいじめ相談及びいじめ防止等に向けた、学校・家庭・地域・行政の連携による市民啓発に取り組みます。</p>
<p>職場、地域など様々な場において環境づくりが進むことにより、性別にかかわらず、すべての人が活躍しています。</p> 	<p>[男女共同参画]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会の実現に向けての理解を深める取り組みを行っています。 ● DV[*]被害者をはじめとする女性に対する相談・支援を実施しています。 <p>[女性活躍推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域や職場など様々な場で女性が活躍できるよう就労、就業などをはじめとする取り組みを総合的に推進し、情報提供、交流や学び、気づきの機会づくりを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが性別にかかわらず自由に生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開が必要です。 ● 職場、地域など様々な場において活躍する女性に関する情報発信やつながりをさらに広げることが必要です。 	<p>⑦ 職場、地域など様々な場で性別にかかわらずすべての人がともに活躍できる環境づくりを進めます。</p> <p>⑧ 女性が個性と能力を活かして自分らしく活躍できる環境や機会づくりを進めるとともに、本市も事業主として、女性の職業生活における活躍を推進し、社会の模範となるべく取り組みを進めます。</p>

関連計画 八尾市人権教育・啓発プラン／八尾市はつらつプラン～八尾市男女共同参画基本計画～

前期基本計画

施策 27

一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進

施策 28 平和意識の向上

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝える体験講話を通じて、次代を担うすべての若者・子どもたちが、平和の大切さを理解しています。</p>  	<p>[平和意識]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被爆体験者による被爆体験講話を実施し青少年*への平和啓発に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被爆体験講話者の高齢化に伴い、今後の講話の実施体制の確保とともに、戦争遺跡の保存及び戦争体験を伝承し、若者・子どもたちへの平和意識の高揚を図っていくことが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 世界の恒久平和は、全人類の願いであるという強い思いのもと、日本非核宣言自治体協議会*及び平和首長会議*と連携しながら核兵器廃絶に向けた働きかけを行います。 ② 戦争体験講話等、次世代に核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝える事業について、教育を通して継続して実施します。
<p>一人ひとりの市民が、戦争のない、核兵器のない、対話による平和な社会の大切さを認識し、国際平和に貢献する地域社会が創造されています。</p>  	<p>[平和意識]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際社会情勢が不安定であり、平和の大切さが改めて問われています。 ● 市内の戦争遺跡など、市民に身近なところから平和の尊さを考える機会を提供しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 終戦から75年以上が経過し、戦争を知らない世代の平和への意識の醸成が難しくなっています。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 世界各地で戦争や紛争が後を絶たない中で、身近な地域に残る戦争遺跡や市民の戦争体験談等を通して、戦争による悲惨な体験や生活を経験していない世代への平和意識の高揚に取り組みます。

関連計画 —



市内小学校における被爆体験者講話

施策 29 多文化共生の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>様々な国籍の人たちが文化や習慣などの相互理解を深め、尊重し、学びあいながら共生しています。</p> 	<p>[多文化共生]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成31(2019)年施行の改正出入国管理法において、就労を目的とした新たな在留資格が創設されたことにより、今後も、外国人市民が増加していくことが想定されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活文化や習慣・言語の多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重し合う社会をともに築くための取り組みが必要です。 ● 外国人に対する偏見や差別をなくすため、ヘイトスピーチ解消法*の制定を踏まえた取り組みの推進が必要です。 	<p>① 外国人市民が安心して八尾で学び、働き、暮らすことができる環境づくりや、外国人市民の人権が尊重される社会づくりを進めます。</p>
<p>共生社会の推進により、多くの外国人市民が八尾のまちに集まり、学び、働き、活躍しています。</p>  	<p>[外国人市民の生活支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語でのコミュニケーションが取りづらい外国人市民へ、八尾市国際交流センターや民間団体が日本語学習を支援しています。 ● 外国人市民が安心して生活が送れるよう、外国語により日常生活に関する相談ができる相談窓口を、桂・安中人権コミュニティセンターと八尾市国際交流センター(八尾市生涯学習センター内)の市内3か所に開設しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民が必要とする情報が様々な媒体や手段を活用して入手できるようにしていくことが課題です。 ● 公共機関だけでなく民間事業所等においても、外国人市民が保健、医療、子育て、教育等の各種サービスを利用しやすい環境づくりの促進が課題です。 ● 災害時に外国人市民に対する支援が適切に行える体制整備が課題です。 	<p>② 働くこと、学ぶことを目的に日本に来る外国人が、八尾市を生活拠点とし、活躍できるように、多言語による情報発信の強化、相談体制の充実等に取り組めます。</p>
<p>姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流が活発に行われ、互いの文化や歴史の理解が深まり、豊かな共生社会が形成されています。</p>  	<p>[国際交流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流の推進にあたっては、国際社会情勢を取り巻く環境を常に注視し進めていくことが必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 姉妹友好都市提携を行った時代と比べ、個人レベルでの海外渡航やインターネット等による海外情報の収集も容易になっていることから、新たな草の根の国際交流事業について検討する必要があります。 	<p>③ 市民が様々な国や地域の多様な生活文化や習慣等に対する相互理解を深めるために、市民間の交流の機会の創出、外国人市民の地域活動への参画の促進等に取り組めます。</p>

関連計画 八尾市多文化共生推進計画



外国人相談窓口

施策 30 地域のまちづくり支援・市民活動の促進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>地域住民が多様な主体と協力・連携し、地域課題の解決に向けた活動が実践されています。</p> <p> </p>	<p>[地域のまちづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校区まちづくり協議会*において「わがまち推進計画*」に基づき、校区まちづくり交付金を活用して、安全・安心、世代間交流等、多様な活動が実施されています。 <p>[出張所等*]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出張所等*では、相談機能等を充実し、地域のまちづくりを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで予見できなかったような大規模災害の多発や地域課題が多様化・複雑化している中、これまでの地域での多様な活動が、地域課題の解決に与えた効果などを、地域住民が共有し、さらに取り組みを進めていくことが課題です。 ● 地域の課題解決力や組織運営力が向上するように地域住民や市民活動団体等とともに考え、地域の特性や、地域団体等の運営状況を踏まえた適切な情報提供や支援を行うことが課題です。 	<p>① 各区域においてすべての住民を対象とする地域コミュニティを醸成し、多様な地域課題の解決ができるように、様々な機会を通じて課題を把握するとともに、課題共有や課題解決のアイデア創出・実践に向けた対話の場を創出します。</p>
<p>様々な地域活動や市民活動へ、多くの市民が参加することで、地域の組織運営や、地域活動や市民活動の持続性が高まっています。</p> <p></p>	<p>[地域のまちづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティの基礎である町会への加入率が減少し、役員の高齢化や担い手不足等がみられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会組織の運営の継続が困難となる可能性のある地域が一部でみられることが課題です。 ● 地域団体等において、活動の持続性を高めるために、担い手の確保・育成や認知度、組織運営力の向上が課題です。 	<p>② 校区まちづくり協議会*や町会等の地域団体による活動の持続性を高めるため、担い手の確保・育成等に関する提案や助言や情報提供等の支援、より自立した組織運営力の向上を支援します。</p>
<p>様々な人材や活動をつなぐことで、地域の活性化につながるアイデアの創出や、より多くの活動資源が集まるようになっています。</p> <p></p>	<p>[市民活動等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動においては、社会的な問題に関心をもち、課題解決に向けた活動に関わる若い世代や企業が増えてきています。また、様々な地域団体との連携も広がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な地域課題の解決に向けて、市民活動団体等の専門性やネットワーク、行動力が地域団体との連携により、活かされる機会づくりを進めていくことが課題です。 ● 地域との連携による活動を促進するため、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい*」における中間支援組織*としての一層の機能充実が必要とされています。 	<p>③ 地域における課題解決力を高めていくために、多様な媒体を用いた情報提供を行うとともに、地域住民、地域団体、市民活動団体や大学等、多様な主体との公益性を意識した連携・協力のコーディネートなどの中間支援を充実していきます。</p>

関連計画 -



地域の防災訓練(放水訓練)

施策 31 生涯学習とスポーツの振興

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、学んだ知識や成果を社会に還元できる環境づくりにより、自己の人格を磨き、高い幸福感を持ちながら地域社会で活躍しています。</p>  	<p>[生涯学習]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が学んだことを地域社会等で活かす機会が少ない状況です。 ● 「人生100年時代」を心豊かに生きていくため、生涯にわたる学習がこれまで以上に重要となってきます。その中で、生涯学習活動を行う世代層において、高齢者の比率が高く、一方で若者の参加が少ない傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が自ら学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりが課題です。 ● 若い世代や勤労世代が生涯学習活動に参加し、学んだことを地域に還元する活動を支援することが必要です。また、若者たちは学んだことや得意分野を活かして市内で活かす場面が欲しいとの意見が寄せられています。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民が主体的に学術・文化・教養の向上を図るとともに、日常生活における課題の解決に寄与する学習が行えるよう、学習機会の創出を図ります。 ② 「学びの循環」「知の循環」を促進し、市民の心豊かな暮らしと、持続可能な生涯学習社会となるよう、市民が学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりを進めます。とりわけ、若い世代を中心に、地域で実践しやすい環境づくりを進め、地域コミュニティとの関係が深まるような支援を進めます。
<p>市民が、ライフステージに応じたスポーツや運動を継続的に取り組み、地域社会がスポーツを通じて、都市の魅力と人々の活気にあふれています。</p>  	<p>[生涯学習]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 少子化・核家族化や地域社会とのつながりの希薄化などを背景に、家庭の教育力の低下が言われています。 ● 市内には外国にルーツを持つ市民がたくさん暮らしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての悩みや不安などを抱え孤立しがちな家庭が増加するなど、様々な課題が顕在化しています。 ● 外国にルーツを持つ子どもたちが自分のルーツを受容するとともに、様々な国の文化を理解し、互いに尊重される多文化共生のまちづくりが求められています。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 家庭・学校・地域のつながりを一層深めながら、地域社会全体ですべての子どもの育ちを見守る家庭教育力のさらなる向上をめざし、保護者を中心に家庭教育に関する学習や啓発を進めます。 ④ 外国にルーツを持つ子どもたちをはじめ、市民が多文化共生・国際理解に関する学習や交流を行う機会の充実を図ります。
<p>市民が、ライフステージに応じたスポーツや運動を継続的に取り組み、地域社会がスポーツを通じて、都市の魅力と人々の活気にあふれています。</p>  	<p>[スポーツ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、世界的スポーツ競技大会の開催を契機としたスポーツ振興の機運が高まっています。また、市内では地域主体による市民スポーツ祭の開催や、スポーツ競技団体やスポーツ推進委員等によるスポーツ教室や大会が活発に開催されています。 <p>[スポーツ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の健康増進や体力向上に向け、余暇時間を有効に活かして、気軽にスポーツや運動を楽しむ市民が増えていきます。また、市内の社会体育施設の利用者も依然として多くの市民が利用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての人がスポーツを楽しむ機会や環境づくりが求められています。 ● 市民の健康維持増進を進める上で、日常生活の中から気軽に身体を動かす運動やスポーツに取り組む意識の醸成や習慣づけを図る啓発活動が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 運動やスポーツの楽しさや喜びを実感できるよう、スポーツ関係機関と連携して、子どもたちが世界レベルのスポーツ選手と触れ合い、感動を味わう機会づくり等を進めるとともにスポーツを通じた都市の活気を高めます。 ⑥ 市民が気軽に運動を通じた健康づくりに取り組めるよう、体操やウォーキング等、身近で参加できる運動・スポーツ活動の機会を地域との協働により創出するとともに、日常生活の中で取り組める運動スタイルの普及を進めます。

前期基本計画
施策31
生涯学習とスポーツの振興

関連計画 八尾市教育振興基本計画／八尾市教育大綱／健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画

施策 32 信頼される行政経営

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。</p> 	<p>[持続可能な行政運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資源・財源・人員を的確に配分し、計画的な行政経営を進めるために、毎年、部局マネジメントや行政評価のしくみを用いて庁内議論を進め、次年度の市政運営の基本的な方針を立て取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次年度の市政運営の基本的な方針を共有しながら、庁内横断的な連携議論を行い、限られた財源・行政資源を効果的に配分し、計画的な手法による行政経営を引き続き進める必要があります。 	<p>① 毎年度、部局マネジメントや行政評価などのしくみを活用しながら、庁内横断的な議論を行い、PDCAサイクル[*]を回し、計画的な行政経営を進めます。</p>
	<p>[健全な財政運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来を見据えた財政運営を進めていますが、超高齢社会への変遷などによる社会保障関係経費の増加等、財政状況に大きく影響を与える要因が増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や高齢化率の上昇に伴う社会保障関係経費の増加など厳しい財政状況が続く見込みであることから、健全な財政状況の維持及び将来を見据えた財政運営を引き続き進める必要があります。 	<p>② 持続可能な行政経営を進めるため、様々な工夫や手法を取り入れながら、安定的な税収の確保とともに、ガバメントクラウドファンディング[*]等の歳入確保手法により、財源の安定的な確保に取り組めます。</p>
	<p>[人材確保・育成・配置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ライフスタイルの変化等に伴い、市民ニーズの多様化とともに行政サービスは複雑化しています。このような中、市民ニーズを的確にとらえ信頼される職員の育成を進め、限られた人員により行政サービスを適切に提供しています。 ● 人口減少及び社会情勢の変化等により職員の確保が年々難しくなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会経済情勢の変化や行政ニーズの多様化に対応するため、効果的で効率的な人材確保策や適正な人事配置といったしくみづくりに引き続き取り組む必要があります。 ● 市民の暮らしとまちづくりを大切に考え、全体の奉仕者である公務員としての自覚と市民の視点の両方を持ち、誠実・公正に仕事を進めることの出来る信頼される職員を育成し続ける必要があります。 ● 人口減少社会における働き手不足などの課題があるなか、目標の達成に必要な体制を確保するため、働きがいのある環境づくりを進める必要があります。 	<p>③ 限られた人員の中でも質の高い行政サービスの提供を続けるため適材適所の人員配置を進めます。</p> <p>④ 適正かつ適切に業務遂行できる人材育成に取り組み、透明性、公正性が確保された市民に信頼される市役所づくりを進めます。</p> <p>⑤ 行政サービスの質の向上につなげるため、職員が働く意欲や自らの持つ能力を存分に発揮していきいきと働くことの出来る環境づくりを進めます。</p>
<p>住み続けたいと思えるまちとなるよう、大学や企業、他の自治体等の多様な主体との連携による行政活動が進んでいます。</p> 	<p>[多様な連携による行政運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学や企業、近隣自治体等との連携を進めていますが、八尾に住み続けたいと思う人の割合は若い世代になるほど低い状況にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代にとって定住魅力にあふれるまちとなるため、大学や企業、他の自治体等との連携・協力を進めるほか、市内外の多くの人々に向けて、市政情報を積極的に発信する必要があります。 	<p>⑥ 八尾に「住みたい、住み続けたい」と感じてもらえる人を一人でも増やすため、大学や企業、他の自治体等との連携・協力による地方創生に資する取り組みを進めます。</p>
<p>行政手続きにおける市民の利便性の向上が図られており、また、必要な情報を正確に手に入れることができます。</p> 	<p>[行政手続きの利便性向上]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目まぐるしく変化する社会情勢のなか、市民ニーズのさらなる多様化が予測されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化が予測される市民ニーズを的確に捉え、市民が必要な手続きやサービスを使うときの利便性のさらなる向上が求められます。 	<p>⑦ 市民のニーズを的確に捉える機会やしくみづくりを行い、把握したニーズに対応できる市役所づくりを進めます。</p>
	<p>[市政情報の提供]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民をはじめ各種団体等と連携しながら八尾のまちづくりを進めていますが、連携を深めるほどに関係者が必要とする情報は質も量も増えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾のまちづくりに対する市民の関心や理解を深めるため、市民参画や協働をより一層進めるとともに、様々な媒体を用いながら、行政の取り組みや市民が必要とする情報を素早く正確に伝える必要があります。 	<p>⑧ 市民が必要とする市政情報を得ることができるよう、様々な媒体を用い、タイムリーに情報提供を行います。</p>

関連計画 八尾市人口ビジョン・総合戦略／新やお改革プラン及び同実行計画

施策 33 公共施設マネジメントの推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>計画的かつ適切な維持保全や機能更新により、どのような時でもすべての市民が安全に安心して公共施設(庁舎、コミュニティセンター、教育施設、福祉施設、消防施設など)を利用することができます。</p> 	<p>[公共施設の維持管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市が保有する公共施設等は、ほとんどの施設で耐震改修が完了しているものの老朽化が進んでいるものが多くあります。 ● 建築年次が古い施設については、市民の利便性に課題があるため、公共施設のバリアフリー化を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設には、今後ますます多くの更新費用が必要です。 ● 八尾市公共施設マネジメント基本方針及び八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、施設毎の長寿命化計画を作成し、計画的に保全を行うことが課題です。 ● 機能更新に合わせて誰もが使いやすい施設となるように、バリアフリー化の推進が必要となっています。 	<p>① 施設の安全性の確保とバリアフリー化等により利用者の利便性向上を図りつつ、長寿命化を進めるために、公共施設マネジメント実施計画に基づき、施設毎の個別施設計画を作成し、公共施設を長期的・計画的に保全します。</p>
<p>長期的な視点に立って、公共施設の適正な規模や配置の見直しが適宜行われています。</p> 	<p>[公共施設の効率的な配置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市域の合併・編入が完了した昭和39(1964)年以降に整備された施設が多いため、市民一人当たりの公共施設延床面積は府下でも平均的な保有量です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や人口構造の変化により利用者が減少した施設や、目標使用年数を迎える施設は、他施設への複合化や合築などが必要です。 	<p>② 市民ニーズに的確に対応していくため、地域のまちづくりに合わせた公共施設の効率的な配置(施設の複合化・統合化など)の検討を行い、公共施設のサービスを適正化します。</p>
<p>PPP* / PFI*手法の活用等により、民間の資金・ノウハウを活かし、公共施設の管理・運営が効率的に行われています。</p> 	<p>[公共施設の管理・運営、余剰施設の利活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個々の施設管理者ごとに維持管理、点検等を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的・効率的な統一した管理手法の導入が必要です。 	<p>③ 公共施設の管理・運営の効率化のため、維持管理コストの削減や利用者負担の適正化、民間を活用した事業手法の導入に向け取り組みます。</p>
<p>未利用施設*や未利用地*の民間活用や売却等により、適切な資産管理が行われています。</p> 	<p>[公共施設の管理・運営、余剰施設の利活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 役目を果たした施設の除却をする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 役目を果たした施設の除却は、費用と時間を要するため、進んでいない現状があります。 	<p>④ 未利用施設*や未利用地*などの公有財産について、地域課題の解決や歳入確保に向けた有効活用を図った上で、役目を果たした資産は売却していきます。</p>

関連計画 八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版 / 八尾市公共施設マネジメント実施計画

施策 34 行財政改革の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
<p>行財政改革の推進により、多様化・複雑化する市民生活の課題、行政需要への対応や未来に向けた新たな投資を可能とし、まちの成長につなげる改革と成長の好循環を実現しています。</p> 	<p>[新たな課題に対応するための財源確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 限られた財源と人員で多様化する市民ニーズに対応するため、行財政改革の取り組みを着実に進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 扶助費等の義務的経費[*]は増加傾向にあり、また、生産年齢人口[*]の減少に伴い市税収入の減少が想定されることから、今後の見通しは楽観視できるものではなく、これまでの取り組みに加え、未来を見据えたさらなる取り組みが必要です。 	<p>① 新たな財源確保のため、より経営的な観点から改革に着手し、将来的に効果が発生する取り組みの早期着手も含め、さらなる選択と集中とスクラップ&ビルド[*]を推進します。</p>
	<p>[行政活動の生産性向上]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化と人口減少、とりわけ生産年齢人口[*]の減少が同時に進むことによる中長期的な影響として、国全体として労働力不足による職員数の減少等の懸念があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 限られた職員数で必要となる行政活動を遂行するため、行政活動の生産性の向上に取り組むことが課題です。 	<p>② 民間のノウハウ活用により、公共サービスの効率化と市民サービスの向上を図るため、公民協働[*]手法の活用を推進します。</p>
<p>ICT[*]の活用等により、市民サービスの向上や業務の効率化など、行政活動の生産性が向上しています。</p> 	<p>[行政活動の生産性向上]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICT[*]技術の発展により、マイナンバーカードを活用した電子申請や各種証明書のコンビニ交付等のサービス、SNS[*]やアプリ[*]等を活用した新たな手法での発信などの取り組みを行っています。 ● 業務の自動化やさらなる省力化に向け、AI[*]、RPA[*]等のICT[*]の導入の検討を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT[*]の技術は飛躍的に発展を続けており、さらなる行政の効率化を進めるため、その状況を常に把握し活用することが求められています。 	<p>③ 職員のマンパワーを創出し、限られた人員で質の高い市民サービスの提供を実現するため、ICT[*]の活用等の生産性向上に資する環境整備や効率的な組織体制の構築等に取り組めます。</p>

関連計画 新やお改革プラン及び同実行計画



マイナンバーカードによる電子申請(イメージ)

参考資料

1. 用語解説
2. 関連計画一覧
3. SDGs(エスディージーズ)



心合寺山古墳

参考資料1 用語解説

基本構想及び基本計画の本文中で、「*」印をつけている用語の説明です。

	用語	用語解説	掲載頁
【英数字】	8050問題	いわゆる「8050(はちまる・ごうまる)問題」といい、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同一世帯で生活していることで、顕在化している生活課題をいいます。	71
	AI	“Artificial Intelligence(人工知能)”の略語で、パソコン上の問題解決などの知的行動を、人間に代わってコンピュータに行わせる技術をいいます。	43 92
	DV	“Domestic Violence”の略称で、夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。	78
	ICT	“Information & Communication Technology(情報通信技術)”の略語で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。	92 93
	NPO	“Non-profit Organization”の略で、民間非営利組織と訳される。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。	20 37 41
	PDCAサイクル	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の頭文字を取ったものであり、このサイクルを繰り返すことで、目標の達成に向けて継続的に業務の効率化や最適化を行うこと。	20 89
	PFI	“Private Finance Initiative”の略称で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。	67 90
	PPP	“Public Private Partnership”の略称で、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI*は、PPPの代表的な手法の一つ。	90
	RPA	“Robotic Process Automation(ロボットによる業務自動化)”の略語で、デスクワーク(主に定型作業)をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念をいいます。平成28(2016)年頃から日本で導入が始まり、生産性の向上、労働力不足・人手不足を解消するツールとして期待されています。	92
	SDGs	“Sustainable Development Goals”の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。108ページもご覧ください。	13 20

	用語	用語解説	掲載頁
【英数字】	SNS	“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。Twitter、Facebookなどが知られています。	5 22 34 92
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」のことであり、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。	43
【あ行】	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。	40 41
	悪質商法	一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの。	46 47
	アプリ	アプリケーションソフトウェアを指し、パソコンを使って特定の目的を実現するために活躍してくれるソフトウェアのこと。近年スマートフォンの普及により、一般的にはスマートフォン、タブレットコンピュータ、その他携帯端末で動作するように設計されたコンピュータプログラムであるモバイルアプリケーションを指すことが多い。	92
	イノベーション	技術革新という意味だけではなく、科学的な発見や技術的な発明をアイデア等と組み合わせ(結合)、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす幅広い変革のこと。	42 43
	イノベーションエコシステム	エコシステムは、元々は生態系の用語で、ある領域(地域や空間など)の生き物や植物がお互いに依存しながら生態を維持する関係のようすをエコシステムと呼び、ここでは、イノベーション*が誘発するように、地域の関係者が相互に協働、競争を続ける循環のこと。	42
	インクルーシブ	「包み込む」「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。	28 29
	インバウンド	訪日外国人旅行のこと。	35
	(公財)大阪観光局	大阪府と大阪市における観光事業の振興とコンベンション誘致、その支援等を行う公益財団法人。	35
	オープンファクトリー	つくり手が活動し、モノをつくりだしていく現場を公開し、来場者(お客様)に体験してもらおう取り組み。普段はお客様を招き入れることのない仕事現場を公開し、交流をおこなうことで、自社製品や仕事に対する生の声や新たな気づきを得ることができます。	42
	温室効果ガス	地球の平均気温を上昇させる温室効果をもたらす気体のことで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがあります。	68 69

用語	用語解説	掲載頁	
【か行】	かかりつけ医・ かかりつけ歯科医・ かかりつけ薬剤師	「かかりつけ医」とは、身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談などができる医師のこと。「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師」についても同様です。	66 67
	ガバメント クラウドファンディング	政府(自治体)が行う寄附制度です。自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組みです。	89
	通いの場	住民主体で運営され、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも一緒に参加することができ、介護予防に資する活動を行う場所のこと。	73
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。人口減少や高齢化の進行により、まちづくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。	13 14 35 42
	義務的経費	地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことをいい、人件費・扶助費・公債費の3つを指します。人件費は職員の給料など、扶助費は生活保護等の対象者へ支給する費用のことで、公債費は借入金の返済費用のことをいいます。	93
	急性期医療	患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまでの間の医療のこと。	66 67
	行政対象暴力	自己または特定のものへの利益を目的として、暴力、脅迫、面会強要、その他著しく粗野な行為や乱暴な行為などにより、市や市職員に対し、違法または不当な要求を行う行為のこと。	58
	健康寿命	一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称を指します。生存期間を健康な期間と不健康な期間に分け、集団における各人の健康な期間の平均を求めて算出されます。	62 63
	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするもの。	58 59
	高機能消防指令センター	最新鋭のコンピュータと最新の通信機器を駆使して、119番通報の受信からその消防活動が終了するまでを、迅速かつ的確に行うためのシステムを備えた消防通信指令室のこと。	61
	校区まちづくり協議会	議論の場又は対話の場が出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織のこと。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例*第10条の2に基づき、平成24(2012)年から市内28の各小学校区において設立されています。	16 17 21 23 84 85

用語	用語解説	掲載頁	
【か行】	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年次の年齢別出生率により、一人の女性が15歳から49歳を経過する間に子どもを生んだと仮定した場合の出生数のこと。	15
	交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。	51
	高度利用	用途地域*内の市街地における土地の合理的な利用のため高層化を図ること。	53
	公民協働	市民・企業・行政が公共サービスの目的と成果を共有し、適切な役割分担に基づき新たな協力関係(パートナーシップ)を構築していくこと。	67 93
	高齢者の権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきり、認知症など的高齢者の人権を守るため、権利侵害からの保護・救済、権利行使の保障などを行うこと。	73
	高齢者あんしんセンター (地域包括支援センター)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康・福祉・介護などの職員が相談や支援を行う機関のこと。本計画においては、地域の皆さんにより親しみやすく、身近に感じてもらえるように定めた愛称「高齢者あんしんセンター」と記載しています。	73
	合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。	74 75
	子育て世代包括支援 センター	妊娠期・出産直後・子育て期までの各ステージの様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、総合的相談支援を提供するとともに、関係機関のコーディネートの役割を果たす包括的な支援拠点のこと。本市では、保健センターにおける母子保健事業と利用者支援事業が連携し包括的な支援を展開しています。	26 27
	子育て総合支援 ネットワークセンターみらい	すべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、子どもと子育てに関することや、ひとり親家庭などに関することの相談を受けつける窓口のこと。	26
	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点のこと。本市では、「子育て総合支援ネットワークセンターみらい*」を中心に体制整備しています。	26
	子ども・若者	施策によっては40歳未満までのポスト青年期と称される期間まで含まれる場合もあるが、おおむね0歳から30歳未満の者を指す言葉として使用され、子供・若者育成支援推進大綱(平成28(2016)年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)によって定義されています。	24 32 33

	用語	用語解説	掲載頁
【か行】	コーホート要因法	性別年齢別の基準人口に対して、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法のこと。	15
【さ行】	災害時要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する方。	59
	産業ツーリズム	工場や産業製品、またそれらに関わる人たちとの交流や体験を通して、ものづくりの心にふれることを目的とした観光のこと。	35
	里山	人里近くにあつて、人々の生活と結びついた山や森林のこと。	38 39
	自主防災組織	大規模災害などの発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあつて「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。	58 59 60 61
	自尊感情	自分自身を価値ある存在と認め大切に思う気持ち。	30
	児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人など)が、その監護する児童に対して行う次に掲げる行為をいいます。 ①身体的虐待…殴る、蹴る、投げ落とす、など ②性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、など ③ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、など ④心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、など	26 27
	社会的包摂	社会的に弱い立場にある人々も含め、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会(地域社会)の一員として取り込み、より良い生活にむけて支え合う考え方のこと。	5 13
	住工混在	住宅と工場等が混在して立地していることによりお互いに影響を及ぼしている状態。	52 53
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、外国人、その他の住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。	48 49
	出張所等	市内10か所(龍華、久宝寺、西郡、大正、山本、竹淵、南高安、高安、曙川、志紀)の出張所及び2か所(桂、安中)の人権コミュニティセンター並びに緑ヶ丘コミュニティセンターの13か所を総称するもの。	84
	消費者トラブル	安全性を欠く製品・施設・サービスの使用によって消費者の生命・身体に被害が生じる事故のこと。また、虚偽や誇大な広告、その他の理由により消費者の自主的・合理的な選択が阻害され、財産的被害が生じる事態のこと。	46 47
	消防団・女性分団・学生消防隊	「消防団」とは、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は様々な仕事に就いている地域住民が、災害発生時に非常勤特別職の地方公務員として災害に対応する組織のことをいいます。「女性分団」は女性消防団員で構成されるもので、「学生消防隊」は大阪経済法科大学の学生で組織する消防支援ボランティア(SAFETY)のこと。	60 61

	用語	用語解説	掲載頁
【さ行】	スクラップ&ビルド	古くなった設備等を廃棄し、新しい設備等に置き換えることを指します。自治体においては、新しく組織や事業を立ち上げる際に、同等の既存組織や事業を廃止することをいいます。	93
	スポンジ化	都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。	52
	生産年齢人口	生産活動に従事しうる15歳以上65歳未満の人口をいいます。	3 92 93
	青少年	性別を問わず、婚姻により成年に達したものとみなされるものを除く18歳未満の者。大阪府青少年健全育成条例により規定され、青少年健全育成や青少年非行防止運動、青少年を守るなどのように、多様な社会活動で使用されています。	32 33 80
	創業比率	ある特定の期間において、「(1)新設事業所(又は企業)を年平均にならした数」の「(2)期首において既に存在していた事業所(又は企業)」に対する割合であり、(1)／(2)で求めます。	42
	【た行】	ダイバーシティ経営	性別、年齢、国籍、障がいの有無などだけでなく、キャリアや経験、働き方なども含めた多様性を持つ様々な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーション*を生み出し、価値創造につなげている経営のこと。
<small>たかやすせんづか</small> 高安千塚古墳群		6世紀から7世紀初頭にかけて、高安山麓に築造された横穴式石室をもつ古墳で、約230基が確認されており、明治時代にはE・S・モースやW・ガウランドなどの研究者が訪れ、海外にも紹介されています。平成27(2015)年3月に古墳の集中する約63,740㎡が国史跡に指定されました。	36 37
地域子育て支援拠点 (地域子育て支援センター・つどいの広場等)		公共施設や保育所など地域の身近な場所で、保育士等専門職やNPO*など多様な活動主体の参画による、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する拠点のこと。本市では、公立認定こども園併設の地域子育て支援センターと、委託型のつどいの広場等により全市展開しています。	26 27
地区計画		都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。	43 53
中核市		地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市のこと。平成26(2014)年5月に指定要件が「法定人口が20万人以上」となり、本市は平成30(2018)年4月に移行しました。政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが、市が処理することと比較して効率的な事務を除き、中核市に対して権限が移譲されます。本市では、保健所、景観行政、産業廃棄物に関する事務等が加わりました。	2 30 63 64

	用語	用語解説	掲載頁
【た 行】	中間支援組織	市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援し、NPO等への情報提供や相談などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織。	23 85
	中間的就労	心身の不調や長年就労から離れている等の理由により、ただちに就労することが困難な人に、配慮や支援が受けられる軽易な作業等の機会を提供することで、求職活動や就労を行うための準備や動機付けをする取り組みのこと。	77
	低・未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。	52
	同和地区住民	働く意欲がありながら、同和地区などの出身地に対する社会的偏見などの理由により働くことが困難な状況におかれている人。なお、同和地区とは歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域のこと、同和地区に居住し、又は居住していたことを理由に、現在もなお結婚差別や就職差別などの差別事象が存在しています。	44
	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。	59
	特定健康診査	医療保険者が40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とし、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するために実施する健康診査のこと。	63
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。	26
	特定保健指導	特定健康診査*の結果により、健康の保持に努める必要がある者を対象として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣の改善に重点を置いた指導を行うもの。具体的には、健診結果及び質問項目から生活習慣病のリスクに応じて階層化し、「動機づけ支援」、「積極的支援」の保健指導を行います。	63
【な 行】	日本非核宣言自治体協議会	核兵器廃絶や非核三原則の遵守などを求める内容の自治体宣言や議会決議を行った、全国340以上の自治体により組織された団体。昭和59(1984)年に設立され、総会、研修会のほか、様々な平和事業などに取り組んでいます。	81
【は 行】	ハイリスク・アプローチ	集団の中から、より高いリスクをもっている人に対して働きかけること。	27
	パーソナル・サポート事業	就労から遠い距離にある就労困難者等に対し支援付き職業訓練や社会的居場所など独自のメニューを持ちつつ、きめ細かく寄り添い型の支援を行う事業。	44

	用語	用語解説	掲載頁
【は 行】	パートナーシップ	共通の目的に向かって、対等な立場で2人以上が協力すること。	69
	ハラスメント	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。職場の権力を利用した嫌がらせをさす「パワーハラスメント」や、相手の意に反する性的嫌がらせをさす「セクシュアルハラスメント」などがあります。	45
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時や災害のおそれがあるときに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々のこと。	12 59 71
	ブランディング	商品・サービスの価値を、顧客が頭の中で想起できる“知覚された価値”に転換すること。また、顧客の頭の中にブランドを識別するためのロゴのような記号要素と知覚価値を浸透させるための活動のこと。	43
	文化財保存活用地域計画	地域の総合的な文化財の保存・活用に向け、各市町村において取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した基本的なアクションプランのこと。	36
	ヘイトスピーチ解消法	正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」であり、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、外国人等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進するため、平成28(2016)年に施行されたもの。	78 79 83
	平和首長会議	昭和57(1982)年ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、この趣旨に賛同する都市(自治体)で構成された機構。令和2(2020)年11月現在、世界165カ国・地域7,968都市の賛同を得ています。	81
	放課後子ども教室	未来の八尾をつくる心豊かで健やかな子どもを社会全体で育てため、学校を活用して安全安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域のボランティアの方々の参画・協力を得て、放課後や週末における子どもの体験・交流活動を行うもの。	33
	放課後児童室	保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えるために設置しているもの。	32 33
	ポピュレーション・アプローチ	集団全体へアプローチを行うことで、全体としてリスクの軽減を図ること。	26 27

	用語	用語解説	掲載頁
【ま 行】	マトリクス	行(横方向の配列)と列(縦方向の配列)の二次元に配置し、行と列の交点に相互の関連の程度を表示して、問題解決を効果的に推進していく発想を得ようとする手法のこと。34の施策と6つのまちづくりの目標を行と列の二次元に配置すると、一つの施策が複数のまちづくりの目標と交点があることがわかります。	11
	みせるばやお	近鉄八尾駅前LINOAS(リノアス)8Fに平成30(2018)年8月にオープンした、多彩な「ものづくりワークショップ」を通じて地域貢献を行うと同時に、ものづくりの魅力、ものづくりを担う企業の魅力を発信していく施設。	42 43
	未来の八尾1万人意識調査	住民本位の自治をさらに高め、少子高齢化を克服し、本市の特性や地域の実情に応じた取り組みを進めるため、広く市民の意見を取り入れ、どんな取り組みを充実させていくべきなのかを決める重要な基礎データとして活用するため、将来の八尾市に対する意見や市民の生活意識、満足度、ニーズ及び幸福度等を把握することを目的に平成30(2018)年に調査したものです。	4
	未利用施設・未利用地	居住や業務等適正な利用が図られるべき公有財産であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない施設や土地。 「低・未利用地」⇒た行(102ページ)をご覧ください。	90 91
【や 行】	八尾市産業振興会議	事業者と市民による産業政策提言の場として、平成10(1998)年度に設立された会議体のこと。産業振興に関する提言、施策についての具体的な実施策の検討、振興条例に関する提言などの役割を果たしています。	42
	八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」	NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体、校区まちづくり協議会などの地域活動団体、社会貢献活動に取り組む事業者などをはじめとする多様な主体が、活動の連携・協働を拡大していけるようコーディネートやアドバイス、情報提供などの支援をする中間支援組織*。	85
	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	八尾市において市民参画と協働によるまちづくりを進めるための考え方や制度について定めた条例のこと(平成18(2006)年6月1日施行)。市民が住みつけたいと思うまちの実現にむけ、地域の課題を自分の生活の問題として一人ひとりが考え、行動するために、市民と市との協働の関係を仕組みとして定め、地域力を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的としています。	2 3 12 23
	八尾の枝豆	枝豆は、大豆・野菜両方の栄養的利点を持ち、タンパク質とβ-カロテン・ビタミンCを併せ持つ特徴がある。特に八尾産は大消費地と隣接しているため、鮮度良好に加え、完熟の状態出荷できるとで粒が大きく、実がしまっていて甘みがあり、市場での引き合いも強い八尾の特産品。	34 42
	やおプロモーション	市の資源が持つ魅力を伝えるだけにとどまらず、様々な主体による取り組みや市の施策を通じて、八尾を愛する市民を増やし、市民とともに八尾市のさらなる魅力づくり・発信を進め、八尾市の活性化に繋げていく取り組み。	24 34

	用語	用語解説	掲載頁
【や 行】	八尾若ごぼう	若ごぼうは、食物繊維(サツマイモの約1.4倍)や鉄分(ホウレンソウの約1.6倍)、さらに葉にはβ-カロテンやビタミンC・Eをはじめ、ルチンが含まれる早春の香り豊かな注目の野菜で、「八尾のえだまめ」と並び本市の特産品。「葉ごぼう」とも呼ばれるが、特に八尾産は、平成25(2013)年度に特許庁より地域団体商標として「八尾若ごぼう」として登録されています。	34 42
	ゆげでら 由義寺跡	由義寺は、『続日本紀』に記載のある奈良時代の寺院で、称徳天皇が道鏡と関わりの深い弓削の地に由義宮の造営と合わせて建立しました。曙川南土地区画整理事業に伴う発掘調査で、1辺約20mの塔基壇が発見され、平成30(2018)年2月に約10,498m ² が国史跡に指定されました。	9 36 37
	用途地域	都市計画法に基づく地域地区のひとつであり、都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかに分けて土地利用等を定めたもの。全13種類あり、現時点で市内には11種類の用途地域を定めています。	43 53
	要支援児童・要保護児童	要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいい、要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらぬ児童のことをいいます。	26
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童*、要支援児童*、特定妊婦*などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第25条の規定に基づき設置されている会議体。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体で構成されています。	26 27
【の 行】	歴史資産	文化財等の歴史遺産は、活用することによって地域の活性化や郷土愛の醸成に繋がるなど、本市に利益をもたらす経済的効果・価値を有していることから、歴史資産と表記しています。	7 9 24 34 35 36 37 38
	ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることをいいます。	28 44
【わ 行】	若者	「子ども・若者」(99ページ)をご覧ください。	33
	わがまち推進計画	校区まちづくり協議会*が暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めた計画のこと。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例*第10条の3に規定されています。	16 17 21 23 84

参考資料2 関連計画一覧

関連計画とは、施策を推進するにあたり主に関連している本市の計画のことです。第6章 施策についての26ページ以降の各施策において、該当する関連計画がある場合、その計画の名称を記載しています。関連計画を掲げていない施策であっても、施策に基づく全ての事業は本総合計画の実施計画(16ページ参照)に位置づけています。

関連計画の名称及び計画期間を以下のとおり一覧に記します。なお、計画期間の定めがないものは、計画期間は空欄とします。

No	計画の名称(五十音順)	計画期間(年度)	関連する施策
1	健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画	5年6ヶ月(H28～R3)	施策1 施策19 施策31
2	産業振興に関する提言書(八尾市産業振興会議)	—	施策9
3	新やお改革プラン及び同実行計画	4年(R1～R4)	施策32 施策34
4	寝屋川流域水害対策計画	60年(H18～R48)	施策15
5	八尾市空家等対策計画	7年(H30～R6)	施策12
6	八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	8年(R3～R10)	施策22
7	八尾市営住宅機能更新事業計画	10年(R3～R12)	施策12
8	八尾市環境総合計画	8年(R3～R10)	施策7 施策22
9	八尾市観光振興プラン	6年(H27～R2)	施策5 施策6 施策7
10	八尾市危機管理対応方針	—	施策17
11	八尾市教育振興基本計画	8年(R3～R10)	施策3 施策6 施策31
12	八尾市教育大綱	8年(R3～R10)	施策3 施策6 施策31
13	八尾市景観計画	—	施策7 施策14 施策15
14	八尾市芸術文化振興プラン	10年(H23～R2)	施策8
15	八尾市公共下水道事業経営戦略	13年(H30～R12)	施策15
16	八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版	20年(H27～R16)	施策33
17	八尾市公共施設マネジメント実施計画	4年(R2～R5)	施策33
18	八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3年(R3～R5)	施策24
19	八尾市国土強靱化地域計画	5年(R2～R6)	施策17
20	八尾市国民保護計画	—	施策17

No	計画の名称(五十音順)	計画期間(年度)	関連する施策
21	八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)	5年(R2～R6)	施策1 施策2 施策3 施策4 施策26
22	八尾市災害時要配慮者支援指針	—	施策17 施策23
23	八尾市災害廃棄物処理計画	—	施策17 施策22
24	八尾市自殺対策推進計画	5年(R1～R5)	施策20
25	八尾市自転車活用推進計画	8年(R3～R10)	施策13
26	八尾市住宅マスタープラン	10年(R3～R12)	施策12
27	八尾市障がい者基本計画	8年(R3～R10)	施策25
28	八尾市障がい福祉計画及び八尾市障がい児福祉計画	3年(R3～R5)	施策25
29	八尾市消防施設に関する基本構想	—	施策18
30	八尾市消防団活性化総合計画	8年(R3～R10)	施策18
31	八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画	—	施策17 施策20
32	八尾市人権教育・啓発プラン	10年(H28～R7)	施策27
33	八尾市人口ビジョン・総合戦略	8年(R3～R10)	施策5 施策32
34	八尾市水道事業経営戦略	10年(R3～R12)	施策16
35	八尾市水道事業ビジョン	10年(R3～R12)	施策16
36	八尾市生活排水処理基本計画	8年(R3～R10)	施策22
37	八尾市耐震改修促進計画	10年(H28～R7)	施策12
38	八尾市多文化共生推進計画	8年(R3～R10)	施策29
39	(仮称)八尾市地域公共交通計画	—	施策13 施策14
40	八尾市地域就労支援基本計画	8年(H26～R3)	施策10
41	八尾市地域福祉計画	8年(R3～R10)	施策23 施策24 施策25 施策26
42	八尾市地域防災計画	—	施策17
43	八尾市地球温暖化対策実行計画	10年(R3～R12)	施策22
44	八尾市都市基盤施設維持管理基本方針	—	施策15
45	八尾市都市計画マスタープラン	8年(R3～R10)	施策13 施策14 施策15
46	八尾市都市景観形成基本計画	—	施策14
47	八尾市はつらつプラン～八尾市男女共同参画基本計画～	10年(H28～R7)	施策27
48	八尾市みどりの基本計画	8年(R3～R10)	施策7 施策14 施策15
49	八尾市立病院経営計画	3年(R3～R5)	施策21
50	やお防犯計画	4年(R3～R6)	施策17

令和3(2021)年1月19日時点
(計画名称及び計画期間は、令和3年4月1日からの表記を含みます。)

参考資料3 SDGs(エスディーゼーズ)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「17のゴール」と「169のターゲット」から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。また、持続可能な開発の三側面である経済、社会、環境の調和を図り、相互関連性を意識しながら取り組みを進めていくこととしています。



【SDGs17の目標】

- 目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

付属資料

1. 八尾市総合計画策定条例
2. 総合計画策定経過
3. 総合計画策定体制図
4. 総合計画策定における市民参加・参画の取り組み
5. 八尾市総合計画審議会
6. 庁内策定体制
7. 総合計画策定調査特別委員会
8. 憲章・宣言

付属資料1 八尾市総合計画策定条例

八尾市総合計画策定条例

平成29年12月22日条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 本市がめざす将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの目標を掲げ、目標の達成に向けた取組方向とその推進方策を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本構想を実現するために必要な施策のめざす暮らしの姿と、その実現に向けた基本的な方針を示すものをいう。

(4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第1条の規定により設置された八尾市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(市議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市議会の議決を経なければならない。

(実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

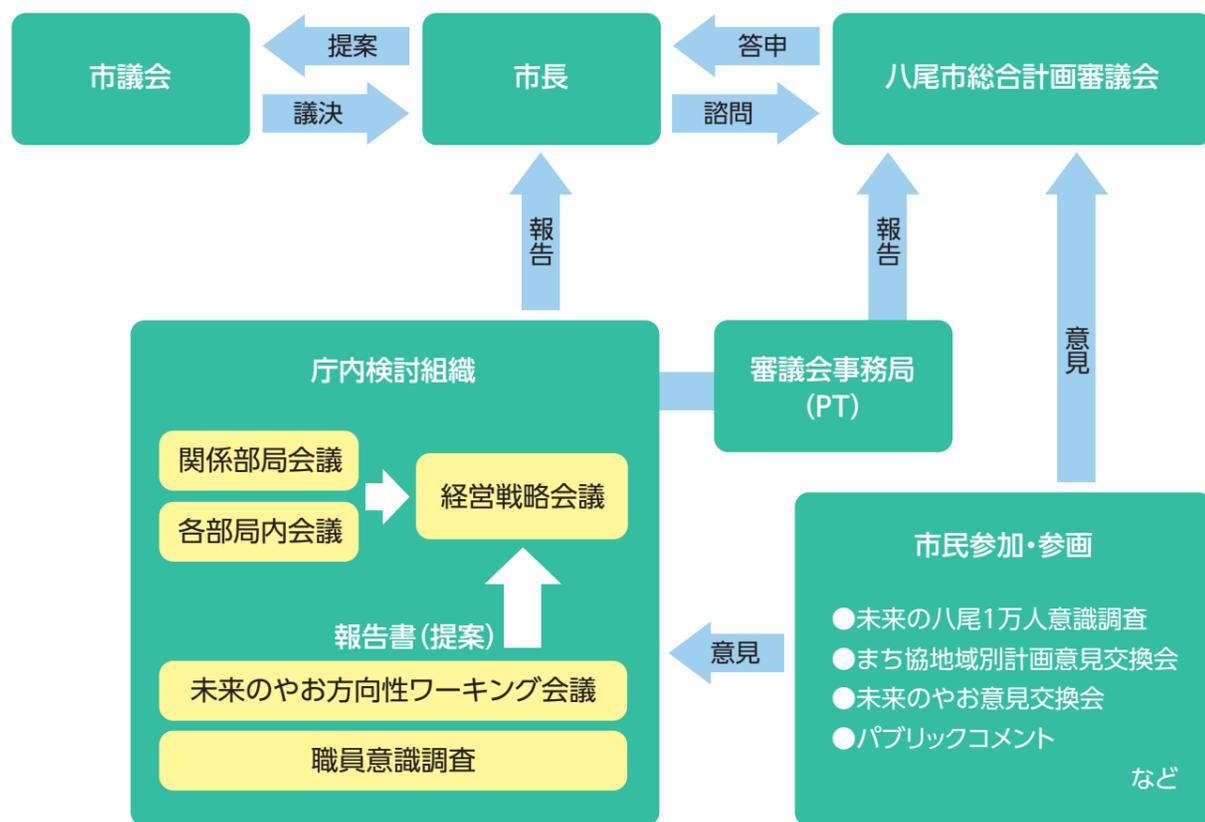
附則 (略)

付属資料2 総合計画策定経過

策定経過

時期		内容
平成29(2017)年度	12月	八尾市総合計画策定条例(条例第50号)制定
平成30(2018)年度	4月	総合計画策定プロジェクトチームを設置
	6月	第5次総合計画後期基本計画の総括作業を開始
	10月	八尾市総合計画審議会に諮問(第5次総合計画総括の検証と提案)
	11月	未来の八尾1万人意識調査の実施
	1月	校区まちづくり協議会地域別計画意見交換会の実施(全28校区)
令和元(2019)年度	1月	未来のやお意見交換会の実施(市内高校生によるワークショップ)
	2月	未来のやお方向性ワーキング会議にて基本構想・基本計画素案の検討開始
	3月	職員意識調査の実施
	5月	第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)の検討を開始
	7月	第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)の策定方針を作成
令和2(2020)年度	7月	未来のやお方向性ワーキング会議より報告書(提案)を受ける
	10月	八尾市総合計画審議会に諮問(第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案))
	2月	第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)を作成
	3月	第6次総合計画基本構想・基本計画(素案)に対する市民意見提出制度を実施(2月3日～3月2日)
令和3(2021)年度	3月	八尾市総合計画審議会にて答申内容の取りまとめ
	4月	八尾市総合計画審議会から答申を受ける
	5月	第6次総合計画基本構想・基本計画(案)を作成
	6月	第6次総合計画基本構想・基本計画(案)を市議会総合計画策定調査特別委員会へ報告
	7月	総合計画策定調査特別委員会の調査、質疑を経て、調査報告書(中間報告)を受ける
令和3(2021)年度	9月	第6次総合計画基本構想・基本計画(案)を市議会9月定例会へ提案、審議、議決
	2月	八尾市第6次総合計画を確定
	4月	八尾市第6次総合計画スタート

付属資料3 総合計画策定体制図



付属資料4 総合計画策定における市民参加・参画の取り組み

1. 八尾市民意識調査

目的：平成23(2011)年度から始まった第5次総合計画に掲げる八尾市の将来都市像「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向け、今後、どのような取り組みを充実させていくべきなのかを決めていく際の重要な基礎データとして活用するため、市民の生活意識や八尾市政に対する意見、満足度・ニーズ等を把握することを目的に調査を実施しました。

実施年度	実施内容・実施時期・対象者	有効回答数 有効回答率
平成29(2017)年度	【実施内容】日ごろの市民意識や将来都市像の実現状況、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて 【実施時期】平成29年11月10日～平成29年12月1日 【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各1,500人、合計3,000人	1,488件 49.6%
平成30(2018)年度	【実施内容】日ごろの市民意識や将来都市像の実現状況、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて 【実施時期】平成30年8月2日～平成30年8月27日 【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各1,500人、合計3,000人	1,518件 50.6%
令和元(2019)年度	【実施内容】日ごろの市民意識や将来都市像の実現状況、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて 【実施時期】令和元年10月30日～令和元年11月20日 【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各1,500人、合計3,000人	1,467件 48.9%

2. 未来の八尾1万人意識調査

目的：令和3(2021)年度から始まる第6次総合計画を策定する上で、今後、どのような取り組みを充実させていくべきなのかを決めていく際の重要な基礎データとして活用するため、将来の八尾市に対する意見や市民の生活意識、満足度・ニーズ・幸福度等を把握することを目的に調査を実施しました。

実施年度	実施内容・実施時期・対象者	有効回答数 有効回答率
平成30(2018)年度	【実施内容】幸福感や八尾の魅力、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて 【実施時期】平成30年10月12日～平成30年11月5日 【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各5,012人、合計10,024人	4,643件 46.3%

3. 校区まちづくり協議会地域別計画意見交換会

目的：第5次総合計画における「地域別計画」の総括と、第6次総合計画における「地域のまちづくり」の検討に向け、地域別計画におけるまちづくりの方向性や校区まちづくり協議会で取り組まれたこととその成果を振り返るとともに、今後の展望を含め様々なご意見をいただくため、各校区まちづくり協議会との意見交換会を下記日程のとおり開催しました。(参加総数:360人)

校区まちづくり協議会	日程	開催場所
用和小学校区まちづくり協議会	平成30年11月22日	用和小学校区集会所
長池小学校区まちづくり協議会	平成30年11月7日	緑ヶ丘コミュニティセンター
久宝寺小学校区まちづくり協議会	平成30年11月1日	久宝寺コミュニティセンター
美園小学校区まちづくり協議会	平成30年12月6日	久宝園集会所
龍華小学校区まちづくり協議会	平成30年11月19日	龍華コミュニティセンター
永畑小学校区まちづくり協議会	平成30年11月6日	龍華コミュニティセンター
大正小学校区まちづくり協議会	平成30年12月4日	大正コミュニティセンター
大正北小学校区まちづくり協議会	平成30年12月6日	大正コミュニティセンター
八尾小学校区まちづくり協議会	平成30年11月21日	八尾小学校区集会所
安中小学校区まちづくり協議会	平成30年12月4日	安中小学校区集会所
南高安小学校区まちづくり協議会	平成30年12月5日	南高安コミュニティセンター
高安中学校区まちづくり協議会	平成30年11月7日	高安コミュニティセンター
南山本小学校区まちづくり協議会	平成30年11月3日	南山本小学校区集会所
高安西小学校区まちづくり協議会	平成30年11月14日	高安西小学校区集会所
志紀小学校区まちづくり協議会	平成30年11月17日	志紀コミュニティセンター
西郡まちづくり協議会	平成30年11月19日	桂人権コミュニティセンター
北山本小学校区まちづくり協議会	平成30年11月14日	福万寺公民館
山本小学校区まちづくり協議会	平成30年12月6日	山本集会所
上之島小学校区まちづくり協議会	平成30年10月30日	上之島小学校区集会所
高美小学校区まちづくり協議会	平成30年12月16日	高美小学校集会所
高美南小学校区まちづくり協議会	平成30年11月20日	安中人権コミュニティセンター
曙川小学校区まちづくり協議会	平成30年11月16日	曙川コミュニティセンター
刑部小学校区まちづくり協議会	平成30年11月27日	刑部小学校区集会所
曙川東小学校区まちづくり協議会	平成30年11月20日	曙川東小学校区集会所
東山本小学校区まちづくり協議会	平成30年11月14日	山本コミュニティセンター
西山本小学校区まちづくり協議会	平成30年12月2日	山本コミュニティセンター
竹淵小学校区まちづくり協議会	平成30年11月28日	竹淵コミュニティセンター
亀井小学校区まちづくり協議会	平成30年10月22日	亀井小学校区集会所

4. 未来のやお意見交換会

目的：第6次総合計画策定にあたり、10代の若者が考える未来の八尾について伺う機会を設け、今の八尾の魅力や課題、今後の八尾市に求めることを把握し、第6次総合計画の将来都市像を形づくる大きなヒントとするための意見交換会を実施しました。

日程	参加者	参加人数
平成30(2018)年11月18日	八尾市内の高校(金光八尾高等学校・八尾高等学校・八尾北高等学校・八尾翠翔高等学校・山本高等学校)に通う、15歳～18歳の高校生	25名

5. 市民意見提出制度(パブリックコメント)

目的：八尾市第6次総合計画基本構想及び基本計画を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を整理しました。

・意見募集期間
令和2(2020)年2月3日(月)～令和2(2020)年3月2日(月)

・提出人数及び意見数

提出人数	意見件数	1.計画の記載事項に関する意見・提言		2.その他の意見、要望及び質問	
		件数	件数	件数	件数
54人	122件	73件	49件		

付属資料5 八尾市総合計画審議会

1. 八尾市総合計画審議会規則

昭和41年8月3日 規則第 30 号

最終改正 平成30年5月14日 規則第116号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第2条の規定に基づき、八尾市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、八尾市総合計画の基本構想及び基本計画並びに八尾市総合戦略(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定により定められたものをいう。)に関する事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 行政委員会又は附属機関の委員その他の委員
- (4) 市政協力団体又は市民団体から選出された者
- (5) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第1条に規定するまち・ひと・しごと創生の目的

に關係する団体又は機関等から選出された者

(6) 公募の市民その他市長が必要と認める者

(7) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、学識経験者部会その他の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。

3 部会長は、部会を総理する。

4 部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもつてあてる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会に属する委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて発言させることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌する事務について調査を行うほか、会議に出席して意見を述べるができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策企画部において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附則 (略)

2. 八尾市総合計画審議会委員

(1) 審議会委員名簿：(委員氏名は、規則第3条第2項該当号順・敬称略)

規則 該当号	氏名	所属団体等	所属部会等	
			平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度
1号委員 (10名)	相川 康子	特定非営利活動法人 NPO政策研究所 専務理事	安全・安心・健康部会	第1部会
	和泉 大樹	阪南大学国際観光学部 准教授	未来・魅力部会副部会長	第2部会
	久保 貞也	摂南大学経営学部 准教授	ひと・まちづくり部会	第3部会
	熊本 理抄	近畿大学人権問題研究所 教授	ひと・まちづくり部会副部会長 地域別部会	第3部会副部会長
	清水 陽子	関西学院大学総合政策学部 教授	にぎわい・環境部会部会長 地域別部会	第2部会部会長
	田中 優 (副会長)	日本福祉大学社会福祉学部 教授	安全・安心・健康部会部会長 地域別部会副部会長	第1部会部会長
	農野 寛治	常盤会短期大学 学長	未来・魅力部会部会長	第1部会副部会長
	初谷 勇 (会長)	大阪商業大学公共学部 教授	ひと・まちづくり部会部会長 地域別部会部会長	第3部会部会長
	花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部 准教授	にぎわい・環境部会	第2部会
	和田 聡子	大阪学院大学経済学部 教授	にぎわい・環境部会副部会長	第2部会副部会長
2号委員 (3名)	田口 一江	経済産業省(平成30年度)	ひと・まちづくり部会	—
	谷原 秀昭	経済産業省(令和元年度)	—	第2部会
	河上 康裕	経済産業省(令和2年度)	—	—
	浜田 真紀	大阪府(平成30年度)	にぎわい・環境部会	—
	築澤 慎一	大阪府(令和元年度～)	—	第2部会
	村田 泰弘	布施公共職業安定所 (平成30年度)	ひと・まちづくり部会	—
	織田 康志	布施公共職業安定所 (令和元年度)	—	第2部会
	稲葉 隆由	布施公共職業安定所 (令和2年度)	—	—
3号委員 (4名)	岩本 康男	八尾市都市計画審議会	にぎわい・環境部会	第2部会
	貴島 秀樹	八尾市衛生問題対策審議会	安全・安心・健康部会	第1部会
	田中 順治	八尾市社会教育委員会議	安全・安心・健康部会	第3部会
	水野 治久	八尾市教育委員会	未来・魅力部会	第1部会

規則 該当号	氏名	所属団体等	所属部会等	
			平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度
4号委員 (6名)	岸本 育治	八尾地区労働組合連絡会 (～令和元年度)	安全・安心・健康部会	第3部会
	小門 直樹	八尾地区労働組合連絡会 (令和2年度)	—	—
	谷岡 久枝	八尾市民生委員児童委員協議会 (～令和元年度)	安全・安心・健康部会	第1部会
	川崎 吉継	八尾市民生委員児童委員協議会 (令和2年度)	—	—
	中浜 多美江	八尾市消費問題研究会	安全・安心・健康部会	第1部会
	西田 裕	八尾市自治振興委員会	ひと・まちづくり部会	第3部会
	菱家 昭美	社会福祉法人 八尾市社会福祉 協議会(～令和元年度)	安全・安心・健康部会	第1部会
	田邊 卓次	社会福祉法人 八尾市社会福祉 協議会(令和2年度)	—	—
	藤本 高美	一般財団法人 八尾市人権協会	ひと・まちづくり部会	第3部会
	5号委員 (6名)	大本 仁	大阪シティ信用金庫	にぎわい・環境部会
川崎 浩一		株式会社ジェイコムウエスト かわち局	未来・魅力部会	第3部会
川野 充信		八尾商工会議所 中小企業相談所	にぎわい・環境部会	第2部会
林 篤		株式会社池田泉州銀行 高安支店(平成30年度)	—	—
椎野 純平		株式会社池田泉州銀行 八尾支店(平成30年度～)	にぎわい・環境部会	第2部会
丹波 奈美		株式会社日本政策金融公庫 東大阪支店	ひと・まちづくり部会	第2部会
芝田 秀則		株式会社日本政策金融公庫 東大阪支店	—	—
野村 しおり		大阪糖菓株式会社	未来・魅力部会	第2部会
吉田 郁生		株式会社りそな銀行	未来・魅力部会	第2部会
6号委員 (6名)		岡橋 まさえ	市民委員	安全・安心・健康部会副部会長
	新福 泰雅	市民委員	ひと・まちづくり部会	第3部会
	中田 久美子	市民委員	未来・魅力部会	第1部会
	増田 梓実	市民委員	未来・魅力部会	第2部会
	栢谷 郷史	市民委員	にぎわい・環境部会	第2部会
	三島 勇人	市民委員(平成30年度)	未来・魅力部会	—
	神原 雅也	市民委員(令和元年度～)	—	第3部会
	7号委員 (2名)	平野 佐織	副市長(平成30年度)	全部会
轉馬 潤		副市長(～令和元年度)	全部会	全部会
植島 康文		副市長(令和元年度～)	—	全部会
東口 勝宏		副市長(令和2年度)	—	—

3. 審議経過

(1) 平成30(2018)年度八尾市第5次総合計画の総括

①部会構成

部会名	主な審議内容	対象施策
安全・安心・健康部会	目標1 誰もが安全で安心して住み続けられる八尾	施策1～施策6 施策10～施策18 (15施策)
未来・魅力部会	目標2 子どもや若い世代の未来が広がる八尾 目標3 まちの魅力を高め、発信する八尾	施策19～施策31 (13施策)
にぎわい・環境部会	目標4 職住近在のにぎわいのある八尾 目標5 環境を意識した暮らしやすい八尾	施策7～施策9 施策32～施策49 (21施策)
ひと・まちづくり部会	目標6 みんなでつくる八尾	施策50～施策63 (14施策)
地域別部会	地域別計画における八尾市の地域のまちづくり	—

②審議経過(全体会2回 専門部会10回 調整会議1回)

会議	日程	会議名
全体会(諮問)	平成30年 6月26日	第1回会議・八尾市第5次総合計画の総括を諮問
安全・安心・健康部会	平成30年11月15日 平成30年12月13日	第1回会議 第2回会議
未来・魅力部会	平成30年11月13日 平成30年11月27日	第1回会議 第2回会議
にぎわい・環境部会	平成30年11月 8日 平成31年 1月18日	第1回会議 第2回会議
ひと・まちづくり部会	平成30年11月 5日 平成30年11月26日	第1回会議 第2回会議
地域別部会	平成30年12月18日 平成31年 1月 8日	第1回会議 第2回会議
部会長・副部会長調整会議	平成31年 1月22日	部会長・副部会長による調整会議
全体会(取りまとめ)	平成31年 3月15日	第2回会議・答申取りまとめ
審議会答申	平成31年 3月28日	八尾市第5次総合計画の総括に対する答申

(2) 令和元(2019)年度八尾市第6次総合計画の策定

①部会構成

部会名	主な審議内容	対象施策
第1部会	・子ども、子育て支援に関する事 ・学校教育に関する事 ・防犯、防災に関する事 ・消費者保護に関する事 ・保健、医療、公衆衛生に関する事 ・地域福祉(高齢福祉、障がい福祉、児童福祉、介護保険等)に関する事	施策1～施策4 施策11 施策17～施策21 施策23～施策26 (14施策)
第2部会	・産業振興や魅力発信に関する事 ・就労、雇用に関する事 ・都市基盤に関する事 ・住まいに関する事 ・公共交通に関する事 ・環境、資源に関する事 ・上下水道に関する事	施策5、施策7 施策9、施策10 施策12～施策16 施策22 (10施策)
第3部会	・人権の尊重と多文化共生に関する事 ・市民協働と地域のまちづくりに関する事 ・芸術文化に関する事 ・生涯学習、スポーツに関する事 ・行政経営に関する事	施策6、施策8 施策27～施策34 (10施策)

②審議経過(全体会1回 専門部会9回 調整会議2回 書面協議2回)

会議	日程	会議名
全体会(諮問)	令和元年 7月 1日	第1回会議・八尾市第6次総合計画(行政素案)を諮問
第1部会	令和元年11月21日 令和元年12月17日 令和 2年 1月14日	第1回会議 第2回会議 第3回会議
第2部会	令和元年11月19日 令和元年12月24日 令和 2年 1月 9日	第1回会議 第2回会議 第3回会議
第3部会	令和元年11月18日 令和元年12月23日 令和 2年 1月 6日	第1回会議 第2回会議 第3回会議
部会長・副部会長調整会議	令和 2年 1月21日 令和 2年 3月25日	第1回会議 第2回会議
書面協議	令和 2年 3月13日～19日 令和 2年 3月26日～30日	第1回書面協議 第2回書面協議
審議会答申	令和 2年 4月 6日	八尾市第6次総合計画(行政素案)に対する答申

4. 諮問

(1) 平成30(2018)年度八尾市第5次総合計画の総括

八政政第109号 平成30年6月26日
八尾市総合計画審議会会長 様
八尾市長 田中 誠太
八尾市第5次総合計画の総括および八尾市総合戦略の効果検証について(諮問)
八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」の総括および八尾市総合戦略の効果検証をするにあたり、八尾市総合計画審議会規則(昭和41年八尾市規則第30号)第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会のご意見を賜りたく、以下の理由を添えて諮問いたします。
記
・ 八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」の総括に関する事項 ・ 八尾市総合戦略の効果検証に関する事項
(諮問理由) 本市では、平成22年度に現行の八尾市第5次総合計画である「八尾市総合計画(やお総合計画2020)」を策定し、市の発展と市民生活の向上に努めてまいりましたが、平成32年度に計画期間が終了いたします。 現総合計画策定後に地方自治法が改正され、市町村における基本構想の策定義務がなくなりました。しかしながら、本市では、計画行政の推進にあたり、まちづくりの基本的な指針として市の最上位計画である総合計画は必要であると判断し、八尾市総合計画策定条例を定めました。 このような状況をふまえ、平成33年度から始まる八尾市第6次総合計画の策定を進めるにあたり、現計画の総括について諮問いたします。 また、平成27年度に策定した八尾市総合戦略は、第5次総合計画の後期期間において、人口減少を克服し地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置付ける総合計画の実行計画であることから、総合戦略の効果検証についても併せて諮問いたします。

別添：八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」の総括 (略)

(2) 令和元(2019)年度八尾市第6次総合計画の策定

八政政第53号 令和元年7月1日
八尾市総合計画審議会会長 様
八尾市長 山本 桂右
八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)及び 八尾市総合戦略の効果検証について(諮問)
八尾市第6次総合計画の策定及び八尾市総合戦略の効果検証をするにあたり、八尾市総合計画審議会規則(昭和41年八尾市規則第30号)第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。
記
・ 八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)に関する事項 ・ 八尾市総合戦略の効果検証に関する事項
(諮問理由) 本市は、平成30(2018)年に市制施行70周年を迎えましたが、現在までの間、昭和42(1967)年に「八尾市総合基本計画」を策定して以降、平成23(2011)年には「八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」」を策定する等、これまでの社会経済状況に合わせ、将来都市像の実現をめざして、さまざまな施策を総合的に推進し、市勢の発展と市民生活の向上に努めてまいりました。 令和2(2020)年度を目標年次とする第5次総合計画の計画期間満了を間近にした今、昨今の社会経済情勢の変化として、人口減少に伴う少子高齢化の進行、大規模災害に伴う安全・安心意識の高まり、人生100年時代における健康意識の向上、働き方や人材活用の多様化などが挙げられ、本市におきましても、これらの変化に伴う諸課題の解決に向けた確かな対応が求められています。 このような状況を踏まえ、すべての市民がいいきと暮らせるよう、本市の特性や地域資源を活用し、まちの持続可能な発展に取り組むため、令和3(2021)年度からのまちづくりの指針となる新しい総合計画を策定してまいりたいと考えております。 また、平成27(2015)年度に策定した八尾市総合戦略は、第5次総合計画の後期期間において、人口減少を克服し地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置付ける総合計画の実行計画であることから、総合戦略の効果検証についても併せて諮問いたします。

別添：八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案) (略)

5. 答申

(1) 平成30(2018)年度八尾市第5次総合計画の総括

八政総審第6号
平成31年3月28日

八尾市長 田中 誠太 様

八尾市総合計画審議会
会長 初谷 勇

八尾市第5次総合計画の総括および八尾市総合戦略の効果検証について(答申)

平成30年6月26日付け八政政第109号で諮問のありました八尾市第5次総合計画の総括および八尾市総合戦略の効果検証について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ねてまいりました。その結果、八尾市第5次総合計画の総括に関する意見は、別添「第5次総合計画の総括報告書」のとおり取りまとめ、また八尾市総合戦略の効果検証に関しては、KPI達成に有効であったとの結論に至りましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申における各種の提案を参考に、次期総合計画の策定や八尾市総合戦略の実践に向けて取り組まれることにより、八尾市がより一層の発展を遂げることを切に願います。

別添：八尾市第5次総合計画総括報告書 (略)

(2) 令和元(2019)年度八尾市第6次総合計画の策定

八政総審第1号
令和2年4月6日

八尾市長 山本 桂右 様

八尾市総合計画審議会
会長 初谷 勇

八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)及び 八尾市総合戦略の効果検証について(答申)

令和元年7月1日付け八政政第53号で諮問のありました八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)及び八尾市総合戦略の効果検証について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ねた結果、八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画に関しては別添のとおり取りまとめ、また八尾市総合戦略の効果検証に関しては、KPI達成に有効であったとの結論に至りましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申をもとに、八尾市第6次総合計画が策定され、地域住民、通勤・通学者、企業や団体等八尾に関わるあらゆる市民とともに、将来都市像の実現に向けて取り組まれることにより、来たる8年の間に、八尾市がより一層の発展を遂げることを切に願います。

なお、八尾市第6次総合計画の策定にあたっては、下記の事項について特に配慮されることを求めます。

記

1. 地域コミュニティに対する価値観が多様化する中、市民一人ひとりが地域づくりをわが事と考え、結束・連帯とともに進めることが必要です。とりわけこの10年間八尾市において積み重ねてきた地域コミュニティへの向き合い方を大切に、今後の具体的な展開方策についてはさらに議論を重ね、各地域の個性を尊重しながら、迅速かつ丁寧な取り組みがなされるよう要望します。
2. 市民や地域、企業等多様な主体と行政が連携協力を図りながら、総合計画を着実に推進することを期待します。とりわけ、八尾に関わるすべての市民が「しあわせ」を感じられるまちとして示す「将来都市像」の実現にあたっては、市民と行政がともにその達成状況を認識し、評価できるよう、柔軟で実効性のある進行管理のしくみを構築することを要望します。
3. 将来都市像の実現にあたっては、6つのまちづくりの目標に対する取り組み方向を政策として定め、それぞれの政策を推進するための施策を体系的に示しています。6つの政策の実現に向けた施策展開が図られることを要望します。

以上

別添：八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(答申) (略)

付属資料6 庁内策定体制

1. 八尾市経営戦略会議

(1) 八尾市経営戦略会議設置要綱

平成27年11月4日
最終改正 令和2年4月1日

(名 称)

第1条 本会は、八尾市経営戦略会議(以下「戦略会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 戦略会議は、総合計画の実現に向けた、次年度を中心とした重点的に取り組むべき市政の運営に関する戦略および今後予測される人口構成などの社会情勢や財政環境の変化を見据えた、中長線を視野に入れた戦略の実現について、さらに、新たな総合計画の策定に向けた評価や企画立案に関する庁内横断的な政策議論を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 戦略会議は、本市の行政運営に関する次の事項について協議するものとする。

(1) 総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び総合計画における基本構想実現に向けた基本計画の庁内評価及び次期基本計画期間での重要施策に関する事項

(2) 総合計画の推進に関する事項

(3) 国の「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定される、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関する事項

(4) 部局マネジメント戦略の策定及び推進に関する事項

(5) その他、市の中長期的な戦略策定等について必要と認める事項

(戦略会議の構成及び役割)

第4条 戦略会議は、委員長、副委員長及び委員で組織し、前条に掲げる事項の検討を行う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、植島副市長とし、会務を総理する。

2 副委員長は、東口副市長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委 員)

第6条 委員は、別表1に掲げる者とし、その他委員長が出席を命じた者とする。

(会議の開催)

第7条 戦略会議は、必要に応じ委員長が委員を招集して行う。

2 委員に事故があるときは、その指名する者が出席して、その職務を行うことができる。

3 委員長は、必要に応じて関係する職員に出席を求めることができる。

(八尾市経営戦略会議関係部局会議の設置等)

第8条 戦略会議の円滑な運営を図るため、検討事案毎に八尾市経営戦略会議関係部局会議(以下「関係部局会議」という。)を設置することができる。

2 関係部局会議に座長を置き、政策企画部長をもって充てる。

3 座長は会務を総理し、関係部局会議委員を選出、招集し会議を開催することができる。

(八尾市経営戦略会議関係課会議の設置等)

第9条 戦略会議の円滑な運営を図るため、検討事案毎に八尾市経営戦略会議関係課会議(以下「関係課会議」という。)を設置することができる。

2 関係課会議に座長を置き、第3条(1)の所掌事務に関係する検討事案を遂行するにあたっては総合計画調整担当を、第3条(1)以外の所掌事務に関係する検討事案を遂行するにあたっては政策企画部政策推進課長をもって充てる。

3 座長は会務を総理し、関係課会議委員を選出、招集し会議を開催することができる。

(庶 務)

第10条 戦略会議、関係部局会議及び関係課会議の庶務は、政策企画部において処理する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 (略)

(2) 実施状況

会議名	日程	検討内容
第1回経営戦略会議	令和元年 5 月28日	「八尾市第6次総合計画行政素案策定の考え方」について
第2回経営戦略会議	令和元年 7 月 9 日	「八尾市第6次総合計画行政素案策定の考え方」について
第3回経営戦略会議	令和元年 8 月22日	「八尾市の将来像とまちづくり」について
第4回経営戦略会議	令和元年 9 月24日	「地域のまちづくり」について
第5回経営戦略会議	令和元年10月21日	「八尾市第6次総合計画(行政素案)」について

(3) 委員名簿

役職	組織名	氏名		
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
委員長	副市長	平野 佐織	轉馬 潤	植島 康文
副委員長	副市長	轉馬 潤	植島 康文	東口 勝宏
委員	病院事業管理者	福田 一成	福田 一成	福田 一成
委員	水道事業管理者	森 孝之	森 孝之	赤鹿 義訓
委員	教育長	中山 晶子	中山 晶子	中山 晶子
委員	危機管理監	石田 隆春	石田 隆春	宮田 哲志
委員	政策企画部長	吉川 貴代	吉川 貴代	松岡 浩之
委員	総務部長	渡辺 孝司	小田 泰造	原田 奈緒美
委員	人事担当部長	太尾 利治	太尾 利治	築山 裕一
委員	財政部長	松岡 浩之	松岡 浩之	山原 孝英
委員	人権文化ふれあい部長	村上 訓義	村上 訓義	太尾 利治
委員	市民ふれあい担当部長	山原 義則	山原 義則	村上 訓義
委員	地域福祉部長	田辺 卓次	浅原 利信	當座 宏章
委員	健康まちづくり部長	西田 一明	西田 一明	浅原 利信
委員	保健所長	高山 佳洋	高山 佳洋	高山 佳洋
委員	こども未来部長	新堂 剛	新堂 剛	吉川 貴代
委員	経済環境部長	植島 康文	浅川 昌孝	浅川 昌孝
委員	環境担当部長	鶴田 洋介	鶴田 洋介	鶴田 洋介
委員	都市整備部長	宮田 哲志	宮田 哲志	金子 秀行
委員	下水道担当部長	赤鹿 義訓	赤鹿 義訓	井出 信夫
委員	建築部長	比留間 浩之	比留間 浩之	比留間 浩之
委員	消防長	藤原 正彦	藤原 正彦	石田 隆春
委員	市立病院事務局長	植野 茂明	植野 茂明	山原 義則
委員	水道局長	松井 順平	井出 信夫	赤鹿 義訓
委員	副教育長	吉川 慎一郎	吉川 慎一郎	新堂 剛
委員	教育委員会事務局教育総務部長	尾谷 祐司	尾谷 祐司	新堂 剛
委員	教育委員会事務局生涯学習担当部長	田中 淳二	田中 淳二	田中 淳二
委員	教育委員会事務局学校教育部長	今岡 誠司	今岡 誠司	今岡 誠司

2. 総合計画策定プロジェクトチーム

(1) 総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

平成30年4月1日
最終改正 令和2年4月1日

(設置)

第1条 八尾市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するに当たり、八尾市プロジェクトチーム設置規程(平成13年八尾市訓令第9号)に基づき、八尾市総合計画策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 チームは、総合計画に関する調査、研究及び調整を行い、計画の原案を策定し、市長に提出する。

(組織)

第3条 チームに、総括者、副総括者、事務責任者、事務責任者代理及びその他必要な職員(以下「担当職員」という。)を置く。

(設置期間)

第4条 チームの設置期間は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(運営)

第5条 総括者は、所掌事務の処理について所属職員を指揮監督する。

2 副総括者は、総括者を補佐し、総括者に事故があるときは、その職務を代理する。

3 事務責任者は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、担当職員を指揮監督する。

4 事務責任者代理は、事務責任者と協力のうえ、担当事務の執行にあたり、事務責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

5 担当職員は、上司の命を受けて担当事務を掌理する。

(総括者及び事務責任者の専決事項)

第6条 総括者が専決できる事項は、八尾市事務処理規程(平成2年八尾市規程第2号、以下「規程」という。)第21条に規定する課長の共通専決事項とする。

2 事務責任者が専決できる事項は、規程第21条に規定する係長の共通専決事項とする。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、政策企画部長が別に定める。

附則 (略)

●総合計画策定プロジェクトチーム

一ノ本大治、目黒靖忠、主井尚史、松井順一、塚本葉子

3. 未来のやお方向性ワーキング会議

(1) 未来のやお方向性ワーキング会議設置要綱

平成30年12月17日

(設置)

第1条 平成33年度から始まる新たな総合計画(以下「第6次総合計画」という。)の策定において、将来都市像やまちづくりの目標等について検討し、八尾市経営戦略会議設置要綱に基づく会議(以下「経営戦略会議」という。)に第6次総合計画の基本構想及び基本計画(素案)(以下「素案」という。)を提出するため、未来のやお方向性ワーキング会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 平成30年度に把握した市民ニーズや課題等を踏まえ、第6次総合計画の基本構想及び基本計画を検討し、素案を取りまとめること。

(2) 素案を経営戦略会議に提出すること。

(3) その他関連事項について検討すること。

(構成)

第3条 会議に未来のやお方向性ワーキング会議委員(以下「委員」という。)を置き、庁内公募により募集した課長補佐級または係長級の職員をもって組織する。

2 会議にリーダーを置き、総合計画担当参事をもって充てる。

3 リーダーは、会議を総理する。

4 リーダー及び委員は、所掌事項を達成した年度末に、その任務を終了する。

(会議等)

第4条 会議は第2条の所掌事務を遂行するため、必要に応じてリーダーが招集する。

2 リーダー及び委員に事故があるときには、その指名するものが出席をして、その職務を行うことができる。

3 リーダーは、必要に応じて会議に必要な関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総合計画策定プロジェクトチームにおいて行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項はリーダーが会議に諮って定める。

附則 (略)

(2) 実施状況

会議名	日程	検討内容
第1回会議	平成31年1月29日	・グループ討議、発表 【将来のなりたい八尾(理想の姿)について】
第2回会議	平成31年2月26日	・話題提供【市民の幸福度と高齢化社会】 ・グループ討議、発表 【「なりたい八尾」実現に向けたストーリーについて】
第3回会議	平成31年4月11日	・グループ討議、発表 【幸せのストーリー検討】
第4回会議	令和元年5月11日	・グループ討議、発表 【幸せのストーリー検討】
第5回会議	令和元年6月4日	・グループ討議、発表 【幸せのストーリー検討】
第6回会議	令和元年6月28日	・将来都市像の検討 ・報告書素案取りまとめ

(3) 委員名簿

No	平成30(2018)年度所属	令和元(2019)年度所属	補職	氏名
1	危機管理課	危機管理課	係長	松野 潤
2	政策推進課	政策推進課	主査	藤本 貴之
3	総務課	総務課	主査	松本 悠希
4	職員課	職員課	係長	木戸 佑樹
5	納税課	議事政策課	主査	西峰 勝弘
6	市民税課	危機管理課	主査	藤原 敦史
7	資産税課	資産税課	主査	的場 紀之
8	財政課	財政課	主査	平野 裕典
9	桂人権コミュニティセンター	桂人権コミュニティセンター	主査	中村 満
10	安中人権コミュニティセンター	安中人権コミュニティセンター	主査	田嶋 勝行
11	文化国際課	文化国際課	主査	富田 貴之
12	コミュニティ政策推進課	コミュニティ政策推進課	係長	渡部 讓
13	地域福祉政策課	地域福祉政策課	主査	高橋 啓
14	健康推進課	健康推進課	係長	北川 瞳
15	保健予防課	保健予防課	係長	稲田 貴子
16	保健予防課	保健予防課	主査	大久保 雅美
17	子育て支援課	子育て支援課	課長補佐	野本 哲朗
18	子育て支援課	福祉指導監査課	主査	上田 由香里
19	産業政策課	環境施設課	課長補佐	倉橋 博幸
20	産業政策課	障害福祉課	課長補佐	古川 亜樹
21	労働支援課	こども政策課	課長補佐	西澤 智美
22	環境施設課	環境施設課	係長	嶋田 博之
23	環境保全課	環境保全課	係長	橋本 和也
24	都市政策課	総務課	係長	田中 久雄
25	下水道整備課	下水道整備課	係長	奥野 訓史
26	住宅政策課	住宅政策課	課長補佐	萬木 啓介
27	公共建築課	公共建築課	係長	藤原 広明
28	住宅管理課	住宅管理課	主査	安達 昌寛
29	消防総務課	消防総務課	係長	魚住 梢太
30	指令課	指令課	係長	檀野 加代子
31	企画運営課	企画運営課	係長	大和 篤史
32	経営総務課	経営総務課	課長補佐	澤近 峰子
33	施設整備課	施設整備課	課長補佐	工藤 康史
34	教育政策課	教育政策課	係長	福井 智恵子
35	八尾図書館	八尾図書館	係長	森尾 憲
36	指導課(H30年度のみ)	—	係長	辻本 貴昭

4. 職員意識調査

(1) 実施目的

令和3(2021)年度から始まる第6次総合計画を策定する上で、職員が日々の業務を通じて感じている課題やアイデア、また日々の業務の進め方を把握し、第6次総合計画の策定や策定後の運用管理に活用するため、職員意識調査を実施しました。

(2) 実施状況

実施年度	調査方法・実施時期・対象者	有効回答数 有効回答率
平成30(2018)年度	【調査方法】調査票の配布・回収 【実施時期】平成31年2月7日～平成31年2月22日 【対象者】八尾市の全職員(臨時的任用職員を除く)	2,298件 89.5%

付属資料7 総合計画策定調査特別委員会

1. 委員構成

	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
委員長	土井田 隆行	土井田 隆行
副委員長	田中 慎二	奥田 信宏
委員	稲森 洋樹	稲森 洋樹
	西田 尚美	重松 恵美子
	大星 なるみ	畑中 一成
	竹田 孝吏	大星 なるみ
	田中 裕子	竹田 孝吏
	露原 行隆	田中 裕子

2. 開催経過

年度	開催日	案件
令和元年度	令和元年11月11日	八尾市第6次総合計画(行政素案)に関する調査
	令和2年1月31日	八尾市第6次総合計画(素案)に関する調査
令和2年度	令和2年6月24日	八尾市第6次総合計画(案)に関する調査
	令和2年7月7日	八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・基本構想について
	令和2年7月8日	八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・基本計画について
	令和2年7月10日	八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・基本計画について
	令和2年7月15日	八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・基本計画について
	令和2年7月20日	八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・全体総括について
	令和2年7月28日	八尾市第6次総合計画(案)に関する調査
	令和2年9月18日	議案第81号「八尾市総合計画基本構想及び基本計画を定める件」 について審議

※令和2年7月28日に、調査を通じて出された134項目に及ぶ意見のうち、一致した16項目の意見を調査報告書として市長に送付し、当該16項目の意見が反映された議案が提案されました。

付属資料8 憲章・宣言

八尾市民憲章

わたくしたちは、信貴・生駒のやまやまをあおぐ八尾の市民です。
わたくしたちの八尾市は、ゆたかな伝統と美しい自然にめぐまれ、近代都市へ発展をつづけている希望のまちです。
わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、みんなのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめました。

わたくしたち八尾市民は

1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよろこびに生きましょう。

昭和39(1964)年11月3日制定

やお安全安心憲章

八尾市は、中世において自治都市「寺内町^{じないちょう}」として栄えるなど、古来より歴史と文化を大切に受け継いできました。

わたくしたちは、このまちの豊かな資源を自然災害や犯罪などがもたらす被害から守り、自立と助け合いの精神のもと、だれもが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、ここに憲章を定めます。

1. 市民一人ひとりが防災・防犯意識を高めましょう。
1. ひとを思いやるやさしさを持ち、共に助け合う地域をつくりましょう。
1. 豊かな地域活動をはぐくみ、災害や犯罪に強いまちづくりを進めましょう。
1. 未来を担う子どもたちを犯罪から守りましょう。
1. 社会のルールを守り、地域の和を尊重しましょう。

平成17(2005)年10月1日制定

非核・平和都市宣言

世界の恒久平和は、全人類の願いである。

しかるに、近年の核軍拡競争はとどまるところを知らず、ひとたび核戦争がぼっ発すれば、人類を滅亡させる危機にあることは、世界の人々の等しく憂えるところである。

世界最初の核被爆国となった我が国は、ヒロシマ・ナガサキの惨禍を絶対に繰り返してはならず、その決意と行動を世界に示さなければならない。

日本国憲法に掲げる恒久平和の原則に則り、それを市民生活の中に育み、継承させていくことが、人間尊重の精神につながり、八尾の自然と文化を守ることとなる。

したがって、八尾市は、国是である「非核三原則」が完全に実施されることを求めるとともに、あらゆる国のあらゆる核兵器を拒否し、廃絶することを全世界に訴えるものである。

以上宣言する。

昭和58(1983)年10月4日

八尾市健康まちづくり宣言

わたしたちは、自然と歴史が調和したこのまちで、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことを願っています。

この願いを実現するため、わたしたちが大切にしている地域のつながりを未来に向かってさらに広げ、みんなの健康をみんなで守る“健康コミュニティ”を育てていくことをめざし、ここに八尾市の健康まちづくりを進めることを宣言します。

わたしたち八尾市民は、

- 一. みんなの健康のため、みんなで力を合わせましょう
- 一. 健康でつながる、笑顔あふれるまちをつくりましょう
- 一. 日頃からいきいきと、こころやからだを動かしましょう
- 一. 歯を大切に、感謝して楽しくかしく食べましょう
- 一. 健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みましょう

平成30(2018)年10月6日

やおプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、利便性・経済性に優れていることから、社会において広く大量に普及し、私たちの日常生活は、その恩恵に大きく依存しているところですが、その一方で、不用意に投棄されたプラスチックごみが、河川から海へと流れ込み、やがては細分化され、マイクロ・プラスチックとなって、海洋汚染を引き起こすとともに、魚や海鳥等が誤食するなど、生態系への深刻な悪影響が懸念されており、早急に取り組むべき地球規模の課題となっています。

このような中、本市では、SDGs(持続可能な開発目標)の理念に基づいた循環型社会や「きれいなまち八尾」、プラスチックごみゼロの実現に向けて、市民の皆様のご理解のもと、3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動をはじめ、河川等におけるクリーンキャンペーン、市街地での美化・清掃活動など、市民、事業者、行政の協働を一層推進し、自ら率先した不断の取り組みを行うことを、ここに宣言します。

令和元(2019)年6月28日

八尾市第6次総合計画 ～八尾新時代しあわせ成長プラン～

令和3(2021)年2月発行

発行者：八尾市 政策企画部 政策推進課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL: (072)924-3816 FAX: (072)924-3570

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>



刊行物番号 R2-104